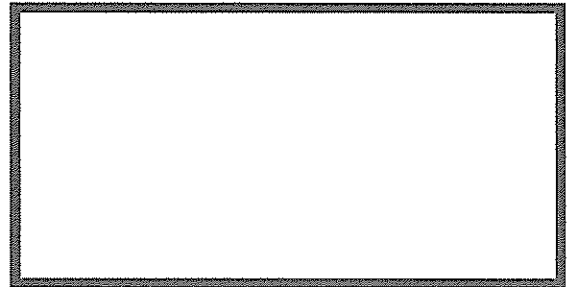


2018年12月25日

審査請求書

原子力規制委員会 御中



行政不服審査法の規定に基づき、次の通り審査請求を致します。

一. 審査請求人の氏名及び住所

別紙1「審査請求人一覧」および別紙2「総代互選書」

二. 審査請求に係る処分

- 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（平成30年9月26日 原規規発第1809264号）
- 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（平成30年10月18日、原規規発第1810181号）
- 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（平成30年11月7日 原規規発第1811074号）
- 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（平成30年11月7日 原規規発第1811075号）

三. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

設置変更許可処分	2018年（平成30年）9月26日
工事計画認可処分	2018年（平成30年）10月18日
運転期間延長認可処分	2018年（平成30年）11月7日
保安規定変更認可処分	2018年（平成30年）11月7日

四. 審査請求の趣旨及び理由

「二記載の処分を取り消す」との決定を求める。
理由項目は下記の通り。詳細は「別紙3」参照

【理由1】(法第43条の3の6第1項第2号経理的基礎に係る部分の審査について)
その者に経理的基礎がないこと

【理由2】(法第43条の3の6第1項第2号技術的能力に係る部分および法43条の3の9第3項工事計画に係る審査について)

- 1) 基準地震動が過小評価であること
- 2) 大型船舶の漂流を想定していないこと
- 3) 火山灰濃度評価の審査に過誤・欠落があること
- 4) 東海再処理施設の事故影響を審査していないこと
- 5) 重大事故対策の抽出が恣意的であること

【理由3】(法第43条の3の3第2項および規則第114条 運転期間延長申請に関する審査、ならびに法第43条の3の24第2項保安規定変更申請の審査について)

- 1) 設計の旧さを検討していないこと
- 2) 保安能力の審査がおこなわれていないこと
- 3) 脆化管理、長期耐震評価が不十分なこと

五. 処分庁の教示の有無及びその内容
なし

六 審査請求の年月日
2018年(平成30年)12月25日

七 口頭意見陳述会の開催
希望する

八 執行停止の申立て
執行停止を申立てる

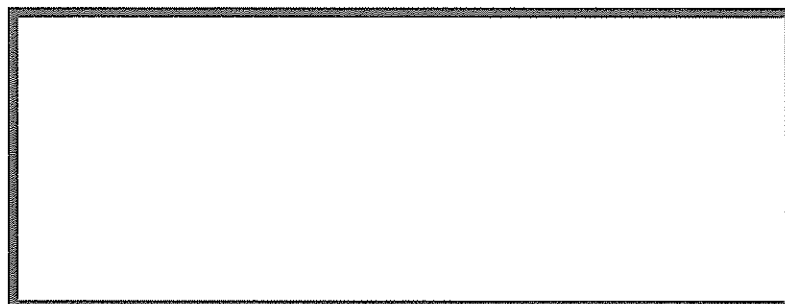
別紙1

審査請求人一覧

No.	請求人	
1	総代	
2	総代	
3	総代	
4	請求人	
5	請求人	
6	請求人	
7	請求人	
8	請求人	
9	請求人	
10	請求人	
11	請求人	
12	請求人	
13	請求人	
14	請求人	

別紙2

代 互 選 書



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

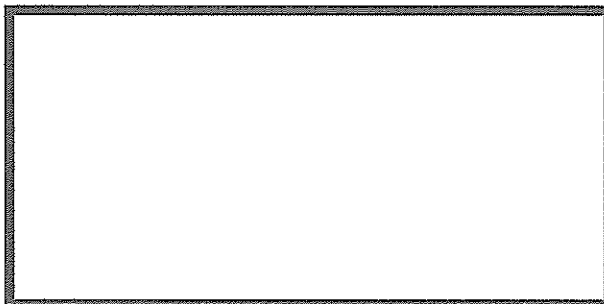
記

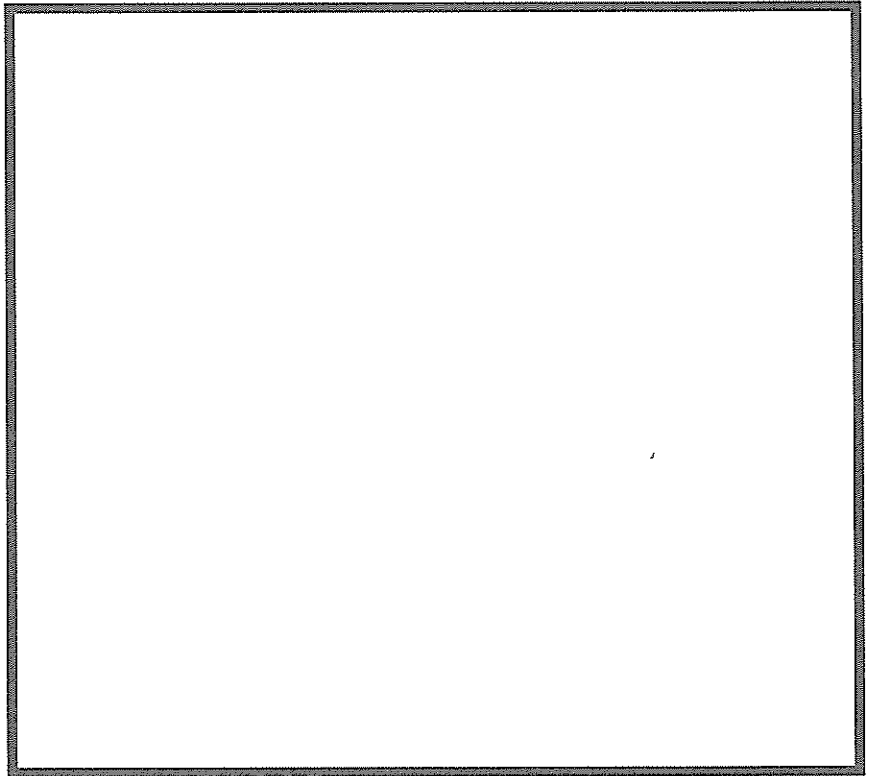
原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

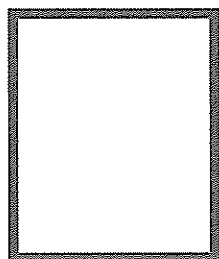
平成30年12月25日

審査請求人





以上11名



審査請求の理由書

【理由1】(法第43条の3の6第1項第2号経理的基礎に係る部分の審査について)

(その者に経理的基礎がないこと)

法第2項「その者に経理的基礎があること」に係る東海第二発電所の審査は法の主旨に則しておらず審査に重大な過誤・過失があること

1. 「その者に経理的基礎があること」の趣旨

法は「原子力災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行い、もって国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全に資すること」を目的として第43条3の3の6第1項第2号「その者に発電用原子炉を設置するための技術的能力及び経理的基礎があること」を定め、「いずれにも適合していると認められるときでなければ許可してはならない」としている。

そのことは、更田委員長の次の発言に率直に表明されている。「安全に係る規制当局としては、安全上の十分な投資ができない主体に対して、原子炉のような潜在的に大きなリスクを抱える施設の運用を認めることはできない」(平成30年3月20日規制委員長定例記者会見)

また、国は「経理的基礎に係る部分の趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することに鑑み、原子炉設置者には原子炉の設置、運転をするに足りる十分な資金的裏付けがあることを要することとし、これを欠いた場合には事業遂行の基礎そのものを失う」「経理的基礎があることを要件とした趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することにかんがみ、原子炉設置許可申請者の総合的経理能力及び原子炉設置のための資金計画を審査することとしたもの」としている(平成26年4月30日東海第二原発運転差止訴訟、国第5準備書面)

法は、炉規法適合性の審査にあたっての経理的基礎の審査は、「申請者その者に」「事業遂行の基礎となる十分な資金的裏付けがあること」「資金計画」「総合的経理能力」があることを審査することとしている。

2. 東海第二発電所の経理的基礎審査の経過

しかるに、規制委員会は東海第二発電所の審査過程で次のような発言をしている。

1) 「日本原電のようなケースは制度的に想定していない申請だ」

①設置(変更)許可における経理的基礎の見方は、日本原電のようなケース(借入先から債務保証を求められるようなケース)を制度がそもそも想定していなかったと想像さ

れる。

②明確なものが制度の中に埋め込まれていない。設置許可段階では細部を定めていない。

③だから、審査は「外形的判断」にならざるを得ない。

(以上、平成30年4月11日および同年3月20日規制委員長定例記者会見)

2) 「仕組みに限界がある」

また、工事資金の調達に関して第三者（東京電力）が現れたことに対して

①申請書はあくまで日本原電が表明するもの。

②申請書の工事資金に対して第三者（東京電力）が現れた。

③外部の文書として債務保証するという者の確認をどうするかは決まっていない

④申請者以外のところを巻き込んでというのは設置（変更）許可という仕組みでは限界がある。

(平成29年11月22日規制委員長定例記者会見)

3) 「事業遂行の将来の安定性は許可とは別次元」

日本原電という社（法で言う「その者」）の将来の安定性は

①規制当局の持つ役割はあるが、

②事業全体を所管する経産省の責任でもある。

③電力事業者全体の問題でもある。

(平成29年11月22日規制委員長定例記者会見)

3. 審査

1) 審査の過程において、規制委員会は、過去の借入れにおいては取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。これにより、本件申請に係る工事に要する資金のうち、借入金による調達の見込みがあることを確認した。

2) 経済産業大臣に対して、東京電力が日本原子力発電に対して資金協力を行うことについて、東京電力を監督・指導する上で支障とならないかについて見解を求めたところ、経産大臣は「資金的協力を含め、東京電力の経営判断のあり方は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の趣旨及び新々・総合特別事業計画の内容に照らして問題はないものと考えている。」との見解を示した。

3) しかし経産大臣は「よほどのことがない限り、個別の経営判断には立ち入らない」と読めることから、規制委員会として（その者に経理的基礎があるとする）「判断の合理性」に関しては「東京電力自身に（社会に対する）説明責任がある（規制委員会には説明責任がない）こととした。

4) 申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、

工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められると判断した。

4. 審査は法第43条の3の6第1項第2号から逸脱した審査であり過誤・過失行為である。

第一に、1. の通り、法が要件とする「経理的基礎」を「工事に要する資金の調達」とすることは恣意的で、法の趣旨に反している。法は恣意的な解釈による行政審査を容認しない。

「原子力災害を防止し公共の安全を図るために」「必要な規制」が行われる。原則禁止のものを許認可をもって、その者にその設置・運用を「許可」するにあたって、「その者に経理的基礎があるかどうか」は法の要件となっている。公共の安全に関わる許認可である以上、その設備の工事資金が調達できるかどうかだけでなく、果たしてその事業が継続できるかどうかの事業計画が、そして借入による資金調達であればその返済が可能かどうか審査されるのは法が要請する当たり前のことである。

法第43条の3の6第1項第2号経理的基礎の要件が「工事に要する資金の調達」だけに限定されるなどという規定はどこにもなく、裁量権を越えている。

借入調達に限ってみても、当然にもその資金の借入が妥当なものかその「返済」計画が審査されるのが当然である。さらに廃炉措置までを安全に全うできるのかが許可段階で検討されるのが当然である。

第二に、行政手続法からしても、行政庁が申請により求められた許認可をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる具体的基準（審査基準）を設定（第2条・第5条）し、原則として公にしておかなければならない（第5条第2項）。

しかるに、自ら「日本原電のようなケースを制度がそもそも想定していなかった」とか「明確なものが制度の中に埋め込まれていない。設置許可段階では細部を定めていない」とし、意味不明の「外形的審査」なるもので法に適合しているとする審査は行政手続き上も逸脱している。

第三に、「その者」に経理的基礎があることの審査を行わなければならないところ、「総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画」を審査したとするが、申請書自体がほぼ白塗りであり、審査過程も明らかにされていない。規制委員会の存在意義としていた「透明性・公開性」の原則を根本から放棄したもので、規制委員会設置法にも反する。このような審査は無効であり、法の「その者に経理的基礎がある」と判断したことの合理性は認められない。

第四に、第三者の資金支援の「意向」をもってその者に経理的基礎があると判断するのは法からの逸脱である。

第五に、公共の安全（国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全）を図るために「規

制」が行われ、法の規定に従って規制当局が法への適合性を審査し許認可を行う以上、その審査判断の行政行為の直接的責任は規制当局にあって、経産省とか電気事業連合会にも責任があるなどと言って責任を転嫁することはできない。経産省は日本原電はすでに法改正で届出制になっており「事業全体を所管する」と言ってもすでにその権限をもっておらず、日本原電の将来の経営安定性について責任を負う立場にないと明言しており、炉規法にもとづいて許認可を与える省庁が規制委員会にある以上、その許認可判断の合理性については規制委員会が負うべきである。

行政庁の処分の「判断の合理性」の説明責任が行政庁になく、第三者（東京電力）にあるなどとする処分は法の適合性を審査した行政庁としての責任を放棄したものであり違法である。

以上の通り、規制委員会の審査は法の趣旨を恣意的に解釈して、法が要求している「その者に経理的基礎があること」の審査を行わず、また具体的審査基準もなく審査内容も透明・公開でないという手続き上の瑕疵からしても、炉規法の適合性審査には重大な瑕疵があり、規制委員会の設置変更許可処分は無効である。

5. 日本原電の経理的基礎事実

1) 金融機関が第三者債務保証を要求しているという事が示す客観的事実

土地・建物など固定資産の全てを借入担保に提供し、さらに現預金141億円のうちの80億円も銀行担保にとられている財務状況の中で、過去の有利子負債が1,640億円で、さらに新規基準適合性工事のための1,740億円の大半を借り入れようとしても銀行貸付融資は困難であるのは明白であり、すでに第三者債務保証を求められているという事実および実際に融資を行う銀行がないという事実を規制委員会は審査において客観的に評価して審査しなければならない。また、銀行にとって東京電力は債務保証の資格がないという判断（融資審査）についても同様である。

加うるに、放射能に汚染された建物・構造物および低レベル廃棄物汚染物質を埋め立てている土地については、すでに法的にも「資産除去債務」として認識されている通り「資産価値」はなく逆に「費用を生む資産」であり、原子力施設の土地・建物は一般担保価値がない。従って現預金しか実質的担保力はない。貸借対照表上、債務超過に近づく経営状態の中で、第三者債務保証なくさらに1,740億円を貸し付ける銀行があるとは到底考えられない。

次の通り返済計画、返済能力は無いに等しい。

2) 返済能力

仮に工事資金1,740億円の大半を調達できたとしても、さらに5年以内に特定重大事故対策費が500億円から1,000億円を要し、その返済は東海第二発電所を20年運転しても困難なのは明らかである。敦賀2号機の再稼働の見通しが立たない中で、過去の借入1,040億円および新規借入1,740億円、および5年以内にさらなる資金調達で合計3,500億円近い借入を返済するとなれば、年平均170億円近くの内部留保（キャッシュ）を出して返済してゆかざるを得ない。減価償却も巨額になり経常利益を出すのは困難である。過去、東海第二と

敦賀2号の運転で20億円前後の純利益実績しかない会社が、減価償却費を考慮しても毎年170億円の内部キャッシュを留保して返済に回すのは困難である。

申請者の白塗りの事業計画書（見直し）あるいは返済計画を規制委員会はどのように審査したのかはまったく明らかにされていない。通常の許認可では事業を行っても採算性・継続性に合理性が認められない場合は「行政指導」が行われるが、それが行われた形跡も見当たらない。

3) 東電らの資金支援は貸し倒れが明らか

東京電力らの「資金支援」は「増資」でない以上、貸付ないし料金前払いであれ、独立した法人間の債権債務上の返済義務を負うが、上記の通り20年の運転後であれ返済できる見込みのない資金支援はいずれ東電らの「貸し倒れ損失」となる。そうなれば福島原発事故の廃炉・賠償の責任を全うするという「新々・総合特別事業計画」に支障を来すことは明らかであり、そうなった場合の規制委員会ならびに経産大臣の行政責任はあらかじめ明示されなければならない。

東京電力による資金支援の理由である「安い電力の確保」も、日本原電の経常収支上、実現する見込みは全くない。従って東京電力に説明責任があろうとも、判断した規制委員会の責任は免れない。

4) 廃止措置費用も内部留保できない

上記の通り、借入（ないし資金援助）が困難であるばかりか、運転終了後の廃炉措置資金さえ（貸借対照表上はともかく）キャッシュとして残る可能性は少なく、安全に廃止措置が完遂できる保証がない。これは「事業遂行の基礎そのもの」を失い、「もって国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全に資すること」ができなくなることから、廃止措置は廃止措置の段階での認可と言おうが、廃止措置を安全に行うための規制要件を支える経理的基礎の条件が失われている場合、そのような事業の許可をした規制委員会の行政責任は免れない。

また東海第二発電所は東京電力との「共同開発品」という理由をつけて東京電力が廃炉費用を負担する場合においても「新々・総合特別事業計画」に支障を来すことは必至である。

5) 損害賠償能力

20年運転期間中に何らかの事故を起こした場合、その時点で収益性は途絶するばかりか、損害賠償能力は自己資金留保がない日本原電にあっては責任保険契約1200億円の枠組み以上にはない。

原賠法はあくまで無過失・無限責任、事業者責任集中が原則であるにもかかわらず、住民説明会で賠償能力を問われた日本原電は「これを超えた場合、あとは国が面倒見てくれる」と発言している。

原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会が懸念するように、平成26年度の電気事業法の改正によって「電力会社が発電事業を廃止、法人を解散する場合に、経産大臣に届出を行えばよいこととされたことから、法律上は、原子力事故を契機として会社更生法手続等の法的整理を原子力事業者自身が選択する可能性を否定できない」ことから「法的整理に入った場合には、

現在の枠組みが機能するかどうか」としている。

日本原電の筆頭株主である東京電力ホールディングスが増資して50%以上の株式を取得して関連会社としたときでもそこから利益を生み出すことはできず、「新々・総合特別事業計画」に支障を来す。

事故に限らず、経理的基礎がない状態での無理な投資による運転を許認可したことによって日本原電が債務超過に至り、会社更生法による法的整理に至った場合は、民間企業の自己責任ではすまされない許認可責任が問われる。最悪、国費を投じて救済し日本原電所有の原発を安全に廃炉措置を遂行させることに国民の理解が得られるかである。

以上の点から東海第二発電所の運転を申請した日本原電には「その者に経理的基礎があること」という法の要件を満たしておらず、規制委員会の審査は法に則しておらず恣意的であり、設置変更許可処分は無効である。

【理由2】(法第43条の3の6第1項第2号技術的能力に係る部分および法43条の3の9第3項工事計画に係る審査について)

【理由2-1】(基準地震動が過小評価であること)

地震評価に最新の知見・観測記録を取り入れた基準・審査になっ
ておらず、東北地方太平洋沖地震のプレート間地震において観測され
た「強震動パルス」を考慮していない東海第二発電所の基準地震動
評価は過小評価であること

1. 原発の耐震設計の基本方針

「いかなる地震動に対しても」大きな事故の誘因とならないよう「十分な耐震性」を有していなければならぬというのが原発の耐震設計の基本方針である。

新規制基準においても

- 1) 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない(設置許可基準規則4条1項)
- 2) 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(略)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない(同条3項)
- 3) 基準地震動は最新の科学的・技術的知見を踏まえることとする(同規則の解釈別記2の5項)
- 4) 敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮した地震動として策定されていること(基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド1の2基本方針(4))

とされている。

2. 強震観測網整備後に発生した東北地方太平洋沖地震の最新の科学的・技術的知見

福島第一原発事故を引き起こした2011年東北地方太平洋沖地震は、密な強震観測網が整備されて以降初めて発生したM9クラスの巨大地震であった。

この東北地方太平洋沖地震での主な知見は

- ①従来、海山などがいっぱい潜り込んでいて、数多くのストッパー(アスペリティー)がある日本海溝の沈み込み帯ではM9となるような巨大地震は起こらず、多くのアスペリティーが途中で震源域の拡大を止めると考えられていたがその考えはくつがえされたこと。従って従来の断層モデル手法のアスペリティーモデルは見直しを迫られたこと。
- ②プレート間の破壊が連動して起こる際に、兵庫県南部地震の内陸地殻内地震で観測され建物・構造物に大きな破壊を生じさせた「強震動パルス」波が、プレート間地震の東北地方太平洋沖地震でも観測されたこと。東北地方太平洋沖地震ではこのパルス波が震源-女川沖-茨城沖と3波にわたって発生したこと。第二波では女川沖の小さなアスペリティー破壊領域で発生した強震動パルス波が150km離れた観測地点で震度7の揺れ、100c

m/sの地震動をもたらしたこと（超高層ビルの倒壊地震動入力は50cm/s）。

③地震時に大きくすべった領域と強震動が発生した領域は必ずしも一致しないことが判明した。この点でも従来のアスペリティーモデルは見直しが必要とされたこと。

④津波では、従来常識とされてきた「プレート境界断層浅部では地震性すべりは発生しない」という通説はくつがえされ、海溝軸付近浅部のプレート境界断層にまで地震性すべりが伝播することで巨大津波が発生することが示され、津波発生メカニズムも見直しが求められたこと。

であった。

3. プレート間地震の強震動予測に求められることと、それに対する規制委員会の姿勢

東北地方太平洋沖地震で観測された観測記録にもとづく知見による原発サイトの地震動予測の見直しは「最新の科学的・技術的知見」を規制に生かすべき規制委員会にとって最も重要な課題である。

上記2項①～③は、今後の海溝型巨大地震（プレート間地震）に係る強震動予測、特に耐震設計を目的とする強震動予測を行う場合には、基準地震動を規定する強震動パルスの生成に注目した震源の再モデル化が必要であることを示唆しており、従来のSMGAモデルの経験的グリーン関数の補正・改訂だけではすでに限界に来ていることを示している。

東海第二発電所に即して言えば、申請人日本原電は東北地方太平洋沖地震の破壊はフィリピン海プレート手前で止まり、茨城県沖の海山周辺はすべり域だから再度の海溝型巨大地震の発生は低いなどという認識を示していた。新規制基準では起こりうるすべての地震動を想定することからこの予断は退かれたものの、②の点では特に女川沖の小さな破壊領域が強いパルスを発生させていること、このパルス波を発生させる破壊領域はどこで起きるか現在の科学では予測や断定できないことを考慮するならば、同様の破壊とパルス波が敷地直下のプレート境界で発生することを考慮してその地震力に耐えられることが要求事項とならなければならない。

申立人らは、こうした点から東海第二発電所設置変更許可の「審査書案」に対して、審査ガイドが規定する「最新の科学的・技術的知見を踏まえることとする」審査方針にもとづくならば、従来の断層モデル手法のSMGAモデルでは東北地方太平洋沖地震の再現ができないことを指摘し、最新の知見を反映して東北地方太平洋沖地震で観測された強震動パルスを再現できるSPGAモデルをも使って基準地震動を検証し、「敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮した地震動」「いかなる地震動に対しても」「十分に耐えることができるものでなければならない」ことの審査を行うべきことをパブリックコメントした。

しかるに規制委員会は、プレート間地震での強震動パルスへの考慮を求める申立人らの意見をはぐらかして、「SPGAモデルは再現モデルであって予測モデルとしてパッケージとして確立していない」「規制に取り入れるだけの科学的・技術的な熟度に至っていない」「港湾の視点と原発の視点は違う」などと論点をすりかえ、挙げ句の果てに「地震動の計算方法の高度化は地震調査研究推進本部がやるべきこと」などとして、自身が方針としている「最新の科学的・技術的知見を踏まえることとする」審査方針を放棄した。

「新規制基準は各分野の専門家が参加し、最新の科学的・専門技術的知見を反映し制定された」（大飯原発控訴審判決 2018 年 4 月 4 日名古屋高裁金沢支部）などという評価は虚構である。

加うるに、「熟度に達していない」という用語法は、2002 年 7 月に地震調査研究推進本部の地震調査委員会が「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を発表して三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード 8 クラスの地震が起き得るとの見解を示した時、当時の原子力安全委員会、原子力安全・保安院、そして東京電力が「規制に取り入れるだけの科学的・技術的な熟度に至っていない」として対策を先延ばしした理由とはからずも同一である。繰り返し語られた「福島原発事故を二度と繰り返さない」という規制委員会発足の理念は失われたのか。

大阪府・市が、兵庫県南部地震で観測されたパルス波で多くの家屋・構造物が破壊されたことを教訓に、上町断層帯でのパルス性地震動の発生を真剣に検討し、それに対する耐震設計や応答特性の研究を必死に集め、知見を結集して防災対策に努力している姿とは真逆である。いわんや最も安全性が要求される原発の耐震設計においてである。

4. 東海第二の基準地震動想定による耐震評価の経過と強震動パルスに対する応答の検証の必要性

申請者日本原電は「基本震源モデルは 2011 年東北地方太平洋沖地震における敷地観測記録と良く対応していることを確認している」などとしているが、上記の通り強震動パルスの発生が再現できない SMGA モデルを使っており、震源－女川沖－茨城沖の 3 連動した破壊領域からの強震動パルスは再現されておらずこれについて考慮されていない。せいぜい不確かさを考慮してアスペリティーを敷地に最も近づけ、さらに短周期レベルを 1.5 倍して 1,009 ガルを採用しているだけである。もし女川原発をはじめとする宮城県で震度 7 をもたらした 150 km 沖合の第 2 波のパルス波を考慮し、同様の破壊とパルス性地震動が東海第二原発敷地直下のプレート境界で発生した時を想定するならば、2,000 ガルを超過する可能性がある。東海第二発電所がその地震動に耐えられるか、その検証をしなければならないというのがこの審査請求における意見である。

東海第二発電所における耐震上の弱点はどこかについて、申請者日本原電は 2011 年のストレステスト一次評価において基準地震動 S_s 600 ガルに対するクリフエッジは「原子炉圧力容器スタビライザの損傷」とし、そのことをもって「1.73 倍（1,038 ガル）まで耐えられる」（日本原電ホームページ）とした。ストレステストの目的は構造上の弱点を見つけるのが目的であって安全余裕を宣伝するためのものではないにもかかわらず、周辺住民へのチラシで耐震設計に余裕があるかのような宣伝を行った。

しかるに、新規制基準適合性審査の過程で基準地震動 S_s が 1,009 ガルにまで引き上げざるを得なくなった下での工認申請では、クリフエッジとされた「圧力容器スタビライザ」の裕

度（許容荷重／地震荷重）はS s比「1. 07倍」と記載されている。

他方工事申請補正説明「格納容器上部シアラグ及びスタビライザの耐震性計算書」において、地震により評価部位に作用する荷重で発生する応力が許容限界に収まることを計算したところ、許容応力状態ⅢA S下で「上部シアラグと格納容器胴との結合部」では許容値393MPaに対して、S sによる応力発生値（一次（膜・曲げ）＋二次応力）は982MPaと、許容値を2倍以上越える応力が発生することが示され、「疲労評価」で疲労累積係数（地震時における繰返し回数／許容繰返し回数）が40／48と、ようよう1以下の「0. 834」となることをもってS sが来ても直ちに壊れるものではないとした。規制委員会の審査の問題ではないが、日本原電の周辺住民に対する「1. 73倍も耐震余裕がある」という「自慢」の論法を使うならば、「0. 4倍しか耐震余裕がない」ということとなる。

日本原電は「安全裕度を超えても直ちに健全性が損なわれるものではない」と説明しているが、そもそも許容応力状態ⅢA Sで降伏点を超えて塑性変形領域に入っていることを規制基準自体が許容している事自身も問題である。

そして東北地方太平洋沖地震や兵庫県南部地震で観測されたようなやや短周期で速度も大きいパルス波が敷地直下のプレート境界で発生した場合、この最も弱い格納容器スタビライザ結合部をはじめとする構造物は許容限度を超えた変形を余儀なくされてすでに非線形化しており、もはや弾性時の固有振動は意味を持たなくなっている。加速度も速度も大きいパルス波によって非線形化した時の塑性率応答解析、累積ではなく瞬間のエネルギーによる塑性流動崩壊解析がまじめに行われなければならない。

許可時の規制委員会で説明されたような「原発の場合は短周期側が問題になるので視点が違う」などという議論はトンチンカンな議論である。パルス波の瞬間的エネルギーによる塑性化で、

以上、東北地方太平洋沖地震で得られた最新の知見を考慮しないで策定された東海第二発電所の基準地震動について、構造物に破壊的影響を与えるパルス性地震動を考慮、検証しない審査は重大な過誤であり、「最新の科学的・技術的知見」「二度と福島事故を起こさない」という基本方針に反しており無効である。

【理由 2 - 2】（大型船舶の漂流を想定していないこと）

隣接重要港湾に出入りする大型船舶の航路が東正面にあって津波襲来時の大型船舶の漂流を「想定しないでよい」とするとする事業者の申請を認めたのは審査の瑕疵であること

（概要）東海第二原子力発電所(以下東海第二)のある東海港は、一港湾とみなされている重要港湾である茨城港の中にあり、日立港区と常陸那珂港区に挟まれ、それぞれの出入口から約 2.5 km の至近距離にある。重要港湾との関係では、東海第二だけが唯一の設置位置にある為、防潮堰、水扉、建屋等の損壊原因となる力は、地震動や津波以外に、操縦不能になった船舶等の津波による漂流破壊力を想定しなければならない。東日本大震災時の釜石港において、地震 35 分後に襲ってきた 9.3m の津波で岸壁に乗り上げた全長約 100m の大型貨物船アジアシンフォニー（4,724 トン）の事故を直視すれば当然である。

事業者の日本原子力発電(株)（以下原電）は、確信的に事実を曲げて、日立港及び常陸那珂港からの船舶は東海港には漂流して来ないと決めつけて、大きなリスクに蓋をしている。又、原子力規制委員会（以下委員会）は、原電の間違った検討、確認を、盲信的に追認している。その為、大きなリスクを想定しないまま、審査を終了し、合格と認可に及んでいる。

委員会は、本来の使命をかなぐり捨て、原電の事業援助をしているとしか見えない。稼働 40 年を超えない時点での延長認可をもって、経営破綻と避けたに過ぎない。更に、今後、豆電球ひとつ灯すこともないまま、年間 1000 億円以上の売り上げとして、国民から吸い上げ続けさせることになるのではないかと、倫理的にも許されるものではない。

（理由）

原電は、茨城県原子力ワーキングチームにたいしても、規制委員会にたいしても、日立港区及び常陸那珂港から大型船舶が漂流してこない理由に、「津波が南東から押し寄せる想定。」（＝流向）から「北に位置する日立港からの(船舶)漂流物が東海第二の防潮堤に衝突する可能性はない。」としている。「確信的に事実を曲げて」と前述したが、「北に位置する日立港」自体は事実だが、焦点の船舶の漂流と言う点では、肝心な点をはぐらかしている。「船舶の出入口はどの方向か？」が論点であり、それは、北ではなく、真東である。そして、原電が触れようとしていなかった常陸那珂港の北側出入口は、南東である。津波警報が出てから、即座に離岸できない大型船舶の漂流があるものとして、津波とともに大型漂流物にさらされると予想される設備を「Sクラス」とする必要がでてくる。南東からの「流向」自体も、震源地を特定していることをもって特定してしまっていることになり、様々な知見からも乖離している。北東から南東の幅で検討すべきものである。漂流物における原電試算の「流速」10m/s を、委員会は追認している訳だが、様々な可能性をもって検討すべきである。委員会の追認したお題目のような「流向」「流速」「軌跡解析」の三点セットは、根拠曖昧無意味であり、原電の行った軌跡解析などは、卑小なシミュレーションによるものと信頼性の欠片も伺えない。

原電の検討や確認の手法は、パブコメ受付 NO.803Y9でも明らかにされているが、全てに亘り、小規模のもので、且つ、条件の簡単なものをもって、訓練や、シミュレーションをして支障がないとして、問題となる大規模な物、条件の厳しいものに援用している形を装っている。今回では、限定された小規模の港＝原電が実質管理する東海港での訓練。小規模の旧来形式の貨物船（核燃料輸送船や東海港に入る作業船）、乗組員の確保条件（外国人乗組員が居ない船舶）、を恣意的に選択している。こうした手法は、およそ科学的と言えず、大きなリスクに蓋をしている。象徴的に言えば、「5 トンの FRP 製漁船をもって良しとして、問題となる 1 万トンクラス以上の貨物船を無視している」類である。

国土交通省近畿運輸局の発行した、「津波に遭遇した船の行動事例集」平成 23 年 9 月作成の「はじめに」に、『船は津波が来る前に沖に逃げるのが原則です。しかし、今回の東日本の津波のように、地震発生から津波来週までの時間が短い場合は、全ての船が沖に逃げることは困難です。』とあります。その事例集には、「上陸して帰れぬ乗組員を除く 6 人のみで緊急離棧した」とか、「本船と小職及び本船乗組員にとって、不運の渦中にありながらも、ありとあらゆる幸運が幾重にも重なり・・・「奇跡中の奇跡」としか言い表し様のない体験」など如何に緊急避難が難しいことであることが述べられている。真摯に検討の材料にしなくてはならない。

海上保安庁においては、船舶運航事業者に対し、3.11 を教訓に、緊急離棧に関してのマニュアル化を指導している。その中で、緊急離棧操船方法・手順では、「タグボートなし、綱放要員なし、パイロットなしなどを想定」とある。停泊港によって様々な条件があり、又、津波警報発令が、荷役途中のどの時点でなのか、更に、津波自体も様々な形態があり、第一波が大きいとは限らず、又、到着前の引き波があるものやないものがあり、それも来てからでないと判明しない。そうした様々な観点での軌跡解析が必要になってくる。

茨城県 HP にある統計「港湾入港船舶（汽船）」の平成 27 年度では、内外航商船（漁船除く）で、日立港 1,141 隻/総トン数 9,546 千ト、常陸那珂港 1,551 隻/総トン数 18,756 千トであり、合算すると、2,692 隻/28,303 千トである。大きさでは、500 トの小型貨物船から 50,000 トの石炭運搬船まで、種別では、RORO 船(毎日入出港)、乗用自動車運搬船、バルク船、世界最大級の LNG タンカーと、ありとあらゆる形式の貨物船が利用している。平均 10,500 トの船舶が 7.4 隻/日入港している計算である。当然、停泊隻数はこの数値を超える。

例えば、日立港から緊急離棧した大型船舶が、正に沖合に出ようとしていて、未だ船首を沖に向けられないところに津波が襲ってくる可能性はかなり高いと言える。その位置は、東海港及び原発敷地海側に建設される全長 1.7km の防潮堰の真東になる訳である。こうした事情は、原電においても委員会におかれても知らない人は居ない筈である。問題の大型船舶の漂流破壊力を机上に乗せない意向だけが透けて見えてくる。強く指弾されるべき審査・内容である。

2018.7.13 に行われた審査書案に関する院内ヒアリングにおける委員の発言逐語録

千明委員

直接所管していないので的確なお答えがここでは出来ない。(と自認しながら)、発電所港湾内に停泊する燃料等の輸送船等については、津波警報等が発表された場合において、荷役作業等を中断して避難する手順を整備して、緊急離岸することを的確に実施することによって、漂

流物にはしないと（げんでんは）確認している。発電所周辺（日立港・常陸那珂港）の定期的に航行する貨物船等などの定期船も同様・・・（省略）漂流物にならないと（げんでんは）確認している。発電所周辺に漂流物を想定した軌跡解析の結果では、日立港と常陸那珂港で発生する漂流物は、発電所へ接近してくるということは確認されなかった、と言うことを試算の中で確認しております。発電所近郷で漂流する可能性のあるものとして、航行不能となった漁船を代表として抽出して、取水口の通水性、また津波防護施設の健全性を確保する方針としている。と言うことを（げんでんは）確認している。審査書案には、発電所港湾内で緊急離岸する・・・（不明）・・・となっている。

日名川委員

事業者と致しましては、緊急避難訓練等を行いまして、だいたいどの位の時間で離岸出来るとか、積み下ろしの中断をやって、何分で出港出来るか、と言うシミュレーションを立てまして、訓練をやりまして・・・それと津波が来る時間が、解析でだいたい出ておりますので、その辺の時間と船が出て行く時間を勘案しまして、私どもは、適切に港から出て行けると言う風な判断を勘案していると言うことです。サイトの港に入っている時は、必要な乗員は乗船しているということになっています。審査の中で、事業者からの報告、資料を受けて確認している。サイトの中では、（必要な乗員は乗船しているという）基本方針が出ている。

他の（北と南の隣接）港につきましては、それぞれの港を管理しています管理者が規則を定めています。その規則の中でこういうこと（緊急離岸）が決められている。先程（千明氏が）説明したように、漂流物の軌跡解析では、取水口には来ない結果になっている。懸念があるので、5月の漁船が、仮に来たとしても影響がないとなっています。

2018. 9. 25 に行われた院内ヒアリングおける委員の発言逐語録

日名川委員（地震津波担当）

漂流物の評価につきましては、基準津波の流速、流向、から調査範囲を設定しまして、敷地及び敷地周辺を網羅的に調査した上で、漂流物となる可能性のある施設及び設備を抽出しております。船舶などにつきましては、基準津波の流速、流向、及び軌跡解析の結果から発電所へ接近してくることが確認されなかったことから、船舶などの漂流物が発電所に影響を及ぼすようなことがないというふうに確認している。（核）燃料等の輸送船につきましては、警報が発令されると港外に退避をすることを確認しております。

（更なる様々な質問に対して、基準津波の流速、流向、軌跡解析を呪文のように繰り返すばかりである。）

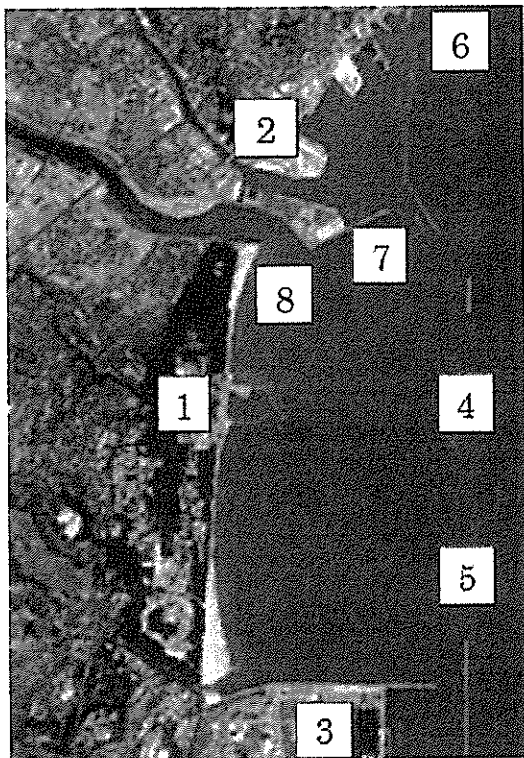
以上のように、説明を聞けば聞くほど、委員会は、原電の確認、解析を盲信的に追認するだけで、様々な独自の検討を加えず、審査を終了していることが分る。内実は、お粗末としか言いようがないが、「発電所港湾内」とか「サイトの港」とか「敷地及び敷地周辺」とかの言い回しは、東海港と明示しないことで、限定的な検討確認でしかないことを巧妙に曖昧にしていると思われる点では、確信犯的な説明をしている。

理由詳細は以上の通りである。

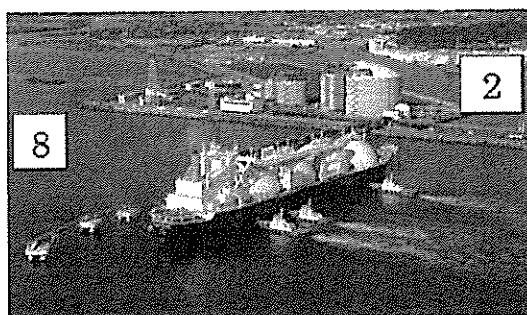
茨城港 日立港区(漁港も含む)、東海港、常陸那珂港区の位置関係は、次葉のとおり。

その他参考写真

日立港・東海港(東海第二原発)・常陸那珂港位置関係



- ① 東海第二原発 東海港
- ② 日立港
- ③ 常陸那珂港
- ④ 日立港貨物船出入口(一か所のみ)
- ⑤ 常陸那珂港北側出入口
- ⑥ 日立港漁港及び漁船出入口
- ⑦ LNGタンカー接岸棧橋(写真のとおり)
(①と⑦の距離は約2km)
- ⑧ 久慈川河口



忘れてはならない光景

【理由 2 - 3】（火山灰濃度の審査に瑕疵、欠落があること）

最新の知見を取り入れて昨年 12 月改訂された火山ガイドに対応しておらず、工事計画認可においても改定前基準の火山灰濃度評価で審査されており、基準適合性審査の過誤・欠落であること

1. 「火山影響評価ガイド」の改訂と規制委員会の審査対応

新規制基準である規則第 6 条 1 項において「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」とし、その解釈 6 条 2 項で想定される自然現象のひとつに火山を明記し、その具体的審査基準として 2013 年『火山影響評価ガイド』を制定した。当初の火山ガイドでは、降下火砕物（火山灰）の基準濃度は $3 \text{ mg} / \text{m}^3$ とされていた。

しかるに、その後の原発訴訟による住民らによる指摘と、電力中央研究所レポートを受けて規制委員会は火山ガイドにおける降下火砕物濃度想定が過小評価だったことを認め、2017 年 12 月、火山ガイドの基準濃度を $1 \text{ g} / \text{m}^3$ に引き上げた。当初の 330 倍である。

2. 申請者日本原電の火山灰濃度の改訂と許可

申請者日本原電は、赤城山の噴火による火山灰層厚は当初 40 cm としていたが審査過程で 20 cm を主張したものの、規制委員会の指摘で見直しが求められ、さらに日本原電自身の数値シミュレーションで 49 cm の数値が出され、最終的に想定される火山灰層厚を 50 cm とした。わが国での想定される火山灰層厚ではもっとも厚い層厚である。

火山灰が 50 cm 積もる際に、日本原電は当初、降下火砕物の大気中濃度を $0.03 \text{ g} / \text{m}^3$ ($33,400 \mu\text{g} / \text{m}^3$) と見積り、非常用ディーゼル発電機が閉塞するまでの時間を 7.14 時間とし、フィルタ交換時間は 1 基当たり約 1.5 時間で、2 基で 3 時間でフィルタが交換できるので安全機能を損なうことがない旨の説明をしていた。

ところが、上記の通り昨年 12 月に火山ガイドが改訂されて基準濃度が $1 \text{ g} / \text{m}^3$ に引き上げられたことで、日本原電は今年 4 月あわてて火山灰濃度を $0.03 \text{ g} / \text{m}^3$ から $3.5 \text{ g} / \text{m}^3$ に約 100 倍引き上げざるを得なくなった。しかし、その改訂にともなう説明ではフィルター閉塞時間を示さず、空気吸入口に接続する運転しながらフィルタの交換が可能な外付けのフィルタの検討を進めている旨を報告した。そして「今後、最適な構造を検討して保安規定認可までに対応を図る」とした。

規制庁は事業者ヒアリングにおいて当初申請を前提に、「気中降下火砕物濃度に係る対策について、今後検討に進捗があったものは、まとめ資料に反映すること」とし、規制委員会の審査書は「この設計方針が火山ガイドを踏まえていることを確認した」として 9 月設置変更許可を行った。

事実上、最新の改訂火山ガイドに適合しないでも設置変更申請は良いとしたもので、規則 8 条 2 第 5 項イ、火山ガイド 6.1 の適合性の審査をしない許可であり無効である。

3. 日本原電の火山灰濃度は過小評価である

日本原電の火山灰濃度評価はそもそも過小評価である。電気事業連による試算では、たとえば降灰時間24時間を仮定して川内1、2号機は設計火山灰層厚15cmに対して気中参考濃度は約 3.3 g/m^3 （対応可能限界濃度約 1.0 g/m^3 ）、玄海3、4号機は設計火山灰層厚50cmに対して気中参考濃度は約 3.8 g/m^3 （対応可能限界濃度約 0.9 g/m^3 ）とされている。これらに比して東海第二発電所は設計火山灰層厚50cmで改訂後の評価濃度は 3.5 g/m^3 とされている。

規制庁による降灰継続時間を仮定して堆積量（実測値）から推定する手法での計算例では、層厚15cmのときの気中濃度は 4 g/m^3 と推定されている。もし同一降灰時間で層厚と気中濃度が線形関係にあるならば、層厚50cmとなれば 13 g/m^3 を越えることを想定するのが妥当であり、 3.5 g/m^3 は明らかに過小評価である。

日本原電による改訂濃度試算に対しての審査はこうした点も指摘されていない。

4. 工事計画認可は火山ガイド改訂前の想定で審査されている

工事計画認可で審査されると思いきや、「降下火砕物の設計条件として、設置変更許可申請書に基づき層厚50cm、密度 0.3 g/cm^3 センチ（湿潤状態）～ 1.5 g/cm^3 （湿潤状態）、粒径8mm以下を設定」と、火山ガイド改訂前の濃度評価を容認し、火山ガイド改訂後の濃度評価基準を要求しないまま設置変更許可を与えた。

議論の共通指標となっていた気中火山灰「濃度」単位「 g/m^3 」を、あえて「密度」（ g/cm^3 ）としている点も極めて不誠実である。

5. 保安規定までに最適な構造を示して対応を図ることもされていない

日本原電は規制庁による事業者ヒアリングで約束した「最適な構造を検討して保安規定認可までに対応を図る」ことも履行されていない。

そのような中で、規制庁第3回降下火砕物の影響評価に関する検討チームでは電気事業連合からの「火山灰大気中濃度が高く、フィルタの取替えが間に合わなくなり、非常用DGの機能が喪失した場合を想定し、SA設備等を用いて、原子炉注水を継続し、原子炉格納容器ペントを実施することで事象収束することを確認」できればよいとする事業者意見を受けて、検討チームは気中降下火砕物濃度等の設定、規制上の位置づけ及び要求（案）で、「設計基準」から「機能維持評価用参考濃度（仮称）」と後退させ、気中降下火砕物濃度によりフィルタが閉塞することも想定し、全交流動力電源喪失等を想定してSA対策で炉心損傷を防止すればよいという方向を示すに至った。

このような規制の後退は、規則第6条1項「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければなら

ない」という要求事項を事実上骨抜きにするものである。

以上の点で、東海第二発電所で想定される火山影響での火山灰濃度に係る審査は、規則6条1項ならびに改訂火山ガイドに即しておらず過誤・欠落であり無効である。

【理由2-4】（東海再処理施設からの影響を審査していないこと）

隣接する東海再処理施設の事故影響を審査したというのは事実と相違し、規制委員会が「廃止措置中の施設」だから「影響は十分に小さい」とするのは理由がなく、「一定の距離」を理由に外部産業施設の火災・爆発の影響と同等の基準で「影響は十分に小さい」としているならば審査の過誤であり、審査は無効であること。

1. 周辺において安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象に対する要求

規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）3項および同規則解釈同条部分において外部人為事象について「安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない」旨規定し、その外部事象は敷地周辺の状況をもとに選択されるものとし、例えば近隣産業施設等の火災・爆発が発生した場合においても安全機能が維持できることを要求している。

2. 隣接する東海再処理施設のハザードリスク

東海第二発電所周辺は「原子力のデパートのような地域」（更田委員長）と称される地域である。とりわけ東海第二発電所からわずか2.7km地点に、規制委員会が「潜在的ハザードリスク」として怖れた「東海再処理施設」（日本原子力研究開発機構JAEA）がある。規制委員会の指示でリスクの低減化（液体から固体化）が最優先され、プルトニウム廃液のMOX粉末固化処理は終わったものの、高レベル放射性廃液406m³のガラス固化作業はまだ360m³（2017年6月時点）が残っており、処理完了は2028年までかかる計画である。今年6月に廃止措置計画が認可された東海再処理施設全体の廃止措置に70年、国費1兆円を要するとされている。

存在する高レベル放射性廃液は崩壊熱によって絶えず熱を発生し、冷却機能が喪失すると廃液は蒸発・乾固し、硝酸塩爆発を起こし、また放射線による廃液中の水の電気分解で水素が発生して水素爆発の原意となる。外部電源を喪失し水素掃気ができなくなれば水素燃焼濃度4%に達したところで水素爆発を引き起こす。

東海第二発電所の設置変更許可・運転期間延長認可がされたが、その期間中に隣接する東海再処理施設に存在する高レベル放射性廃液は「ハザードリスク」の対象である。いずれにしろ東海再処理施設で爆発が起これば、高濃度の放射能雲が東海第二原発を襲い、その正常な運転を不可能にし、事故に至ることは必定である。

3. 設置変更許可の審査経過と審査書案パブコメへの回答

申請者日本原電は設置変更許可申請において「近隣の産業施設の火災・爆発の設定」として、敷地外半径10km以内に存在する産業施設として危険物貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設を

抽出し、その施設における危険物等の火災やガス爆発の発生を想定し、火災・爆発による「危険距離」及び「危険限界距離」を算定して必要な離隔ができるとし、また二次的影響としてばい煙及び有毒ガスをも考慮しており、規制委員会は審査でそれらを確認したとされる。

工事計画認可申請と審査においても、近隣の産業施設の火災の許容温度、ガス爆発の爆風圧0.01MPaとなる危険限界距離、破片の飛距離等を検討している。

しかしながら、いずれも申請においてもその審査においても、半径10km以内の産業施設・危険物貯蔵施設として近接原子力施設からの影響、とりわけ規制委員会自身が潜在的ハザードリスクの存在とした2.7kmにある東海再処理施設のハザードを検討した形跡は見当たらない。

申立人らは設置変更許可審査書案に対して「東海再処理施設で事故が起これば東海第二原発に影響が及ぶということについて規制委員会が考慮しないのはおかし」とのパブリックコメントを提出した。

しかるに規制委員会は「審査において考慮の対象とする周辺原子力施設は工学的に判断しています。東海再処理施設は廃止措置中であること、JRR-3は出力が十分小さいこと、これらの施設は東海第二とは一定の距離を有していること等に加え、東海第二において想定している重大事故等への対策を踏まえれば、これらの施設の事故により東海第二が受ける影響は、十分小さいと工学的に判断しています」と回答した。

しかし、いったいいつどこの「審査において考慮の対象とする周辺原子力施設」について具体的に検討し判断したのかまったく明らかになっていない。

高レベル放射性廃液が存在しガラス固化作業が行われている以上、「廃止措置中だから」東海第二が受ける影響は十分小さいなどというのは理由にならない。放射性物質において2.7kmの距離をもって「一定の距離を有している」から影響は十分小さいというのも理由にならない。「東海第二での重大事故等への対策」があるから東海再処理施設からの影響は十分小さいというのは単に断定であり、東海再処理施設における事故の有り様を検討した結果ではない。また個々の原子力施設単体で対策があるから同時発災による相互影響についてはじめから考える必要はないと言っているのと同じである。

4. 周辺原子力施設で考慮すべきは近隣産業施設の影響の工学的判断に留まらない。地震・津波などの外部事象による同時発災の危険性は検討されていない。

東京電力福島第一原発事故はマルチユニット同時発災における事故管理能力の脆弱性を露呈させた。それを真剣に教訓とするならば、ほぼ同一地域にあって地震・津波などの外部事象による東海第二発電所と東海再処理施設の同時発災のリスク評価は最も重要である。

しかも、東海再処理施設の高レベル放射性「廃液」の存在そのものが潜在的なハザードリスク（脅威）として規制委員会自身が認識している以上、他の産業施設の火災・爆発の影響レベルではなく、核ハザードが隣接するリスクとして東海第二発電所の審査において検討されるべ

きである。

東海第二発電所は敷地標高TP+8m、基準津波TP+17.1mに対して20mの防潮堤を設置し防潮堤を越えてなお敷地を遡上する津波が想定されているが、わずか2.7km離れたところの東海再処理施設は敷地標高TP+5~7mで、基準津波TP+14.2m（高放射性廃液貯蔵所HAW）とされるが、防潮堤などを作る計画もなく津波は敷地建物に直接到来することとなっている。基準地震動は東海第二発電所が1009ガルに対し東海再処理施設は952ガルとされている。

かつて2011年に申立人らがJAEAに対して津波時の想定を問うた時、JAEAは「水没した高放射性廃液貯蔵槽は海水によって冷却されることから大丈夫」などと驚くべき回答をしている。さすがに廃止措置の審査過程ではHAW開口部に14.4mの浸水防止扉を設置し、水没しても海拔18mに可搬型蒸気供給車、給水車、発電機車を設置して対処する方針とされる。

しかるに、東海再処理施設は敷地高は東海第二発電所より1~3m低く、海岸からは320m・河口からは180mである。敷地は2011年東北地方太平洋沖地震時液状化が激しく、そして施設基礎は岩盤に岩着しておらず施設も原子炉のような堅牢な施設ではない。防潮堤も設けない以上、東海第二発電所と同等に想定される津波が直撃した場合、建屋が直撃を受ければ倒壊することも考慮されなければならない。水素掃気機能の喪失、可搬型電源車による冷却や可搬型蒸気供給車による水素掃気の有効性評価とともに、水没による高レベル放射性廃液の液体としての敷地外への流出と汚染が広がるならば、同時発災によるそれぞれの可搬型設備の対策は困難となり、同時に重大事故対策は困難に陥る。最悪の場合、両施設の放棄、撤退も想定しなければならない。

東海第二発電所の審査における近隣産業施設の一般的火災や爆発の影響では済まされない。したがって、危険距離とか危険限界距離の評価、あるいは許容温度や爆風圧といった性格のものではない。まして重大事故対策のためのアクセスルートの確保どころのレベルではないことは明白である。

5. 「近接の原子力施設からの影響に係る審査について」

東海再処理施設の影響についてのパブコメへの回答の中で「周辺原子力施設の事故からの影響は、他の外部事象と同様に、それぞれの申請施設にかかる審査において考慮します」とし、何と東海第二設置変更許可の同日（9月26日）「近接の原子力施設からの影響に係る審査について」なる文書を規制委員会で確認するという事が行われた。

ここでは、「審査の内容」として次のような文言が確認されている。

「周辺原子力施設の事故からの影響については主に次の観点から考慮することとなる。

- ①周辺原子力施設の事故が、申請施設の事故の起因とならないこと。
- ②周辺原子力施設の事故が、申請施設の事故対処において著しい阻害要因とならないこと。」

「考慮することとなる」というのは、今後のことを指示する日本語表現であり、ではいったい東海第二発電所の設置変更許可、工事計画認可の審査において、上記観点からいかように考慮され、審査されたのか明らかでない。

日本原電の設置変更許可申請書にも工事計画届出書、および添付資料・補足説明資料にも、そして審査書にも工事計画認可審査結果にも、「東海再処理施設」なる対象は一言も出ておらず、判断したというのは虚偽である。

以上の通り、東海第二発電所の設置変更許可および工事計画認可において、近接の原子力施設からの影響に係る審査はまっとうに行われておらず、審査の欠落であり無効である。

【理由2-5】(重大事故対策の抽出が恣意的であること)

抽出した重大事故シーケンスを、「頻度が小さい」とか「あり得ない」として検討する想定する重大事故シーケンスから除外しているのは恣意的であること。

1. 要求事項

福島第一原発事故を教訓にそれまで事業者の自主的な対策にまかされていた重大事故対策が、法43条の3の6の三項で「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力があること」が要求されることとなった。

その下で規則第37条は、①重大事故に至るおそれのある事故が発生した場合は、炉心の著しい損傷を防止する措置、②重大事故が発生した場合には、格納容器の破損および外部への放射性物質の異常な放出を防止する措置を要求している。

2. 申請者による「想定する重大事故シーケンス」からの恣意的除外

「想定する事故シーケンスグループ」は、必ず想定すべき事を要求された事故シーケンスに加えて、個別プラントに対するPRAを実施して「優位な頻度又は影響」がある事故シーケンスが見出された場合には想定する事故シーケンスに追加して重大事故対策の有効性評価を実施することとしている。

しかるに申請者日本原電は、抽出された事故シーケンスの中から、「頻度が低い」「発生確率が極めて低い」ことを理由に想定する事故シーケンスから除外している。また、「機能喪失する設備の組合せが困難」「影響度に幅がある」、あるいは「国内外の先進的な対策と同等のものを講じても損傷防止は困難」という理由で「想定する事故シーケンスグループ」から除外している。

すなわち、炉心損傷に至るおそれのある事故シーケンスでは、地震特有の6つの事故シーケンス(原子炉建屋損傷、格納容器損傷、圧力容器損傷、格納容器バイパス、大破断LOCAを越える冷却材流出、計装・制御系喪失)は頻度の観点では「全炉心損傷頻度に占める割合が極めて小さく」、影響度の観点では「建屋損傷によって機能を喪失する設備の特定は困難」だからあとはもう発生事象に応じて使用可能な設備を使って対応するしかないので、想定される事故シーケンスには入れないとしている。最後は大規模損壊対策の放水砲で影響緩和するしかないとしている。

津波による「防潮堤損傷」も、頻度の観点からは「全炉心損傷頻度に占める割合が極めて小さく」、防潮堤損傷で流入した津波でどの炉心損傷防止設備が機能喪失するかは特定困難だから、あとは発生事象に応じて使用可能な設備を使って対応するしかないので、想定される

重大事故シーケンスには入れないとしている。同じく最後は放水砲以外にないとしている。

格納容器破損モードにおいては、「地震によって格納容器本体が損傷」したら、もう直接的な閉じ込め機能喪失であって、国内外の先進的な対策と同等の対策を講じてももはや損傷防止は困難だから想定する事故シーケンスに入れても仕方がないし、有効性評価の対象としても意味がないので、重大事故シーケンスには入れず、放水砲による影響緩和しかないとしている。

必ず想定する格納容器破損モードに分類できない2つの破損モードにおいては、「水蒸気爆発」は発生確率が極めて低いから、また「格納容器隔離失敗」は運転員が手順書にもとづいて確認するから人的過誤による発生確率は極めて低いので「考慮する必要はない」として想定する事故シーケンスグループから除外している。従って対策の検討もその有効性評価も行われていない。

また、申請者日本原電は、BWRで必ず想定しなければならない「原子炉停止機能喪失」の事故シーケンスにおいて、直流電源喪失または全交流電源喪失と原子炉停止機能喪失によるスクラム失敗が重畳すると、代替の原子炉停止手段であるホウ酸水注入系が機能喪失するので炉心損傷を防止することはできないとしながら、そもそも「実機のスクラム信号は最大加速度よりも充分小さな加速度で発信し、炉内構造物等が損傷する前に制御棒の挿入が完了する」ことから、「現実的にはこれらの事故シーケンスは発生しがたい」として炉心損傷に至る事故シーケンスから除外している。

さらに「大規模損壊」に至って放射性物質が外部に放出された時の最終段階の事故対策としている「放水砲」による影響緩和は何ら科学的に有効性評価がなされていない。

3. 福島第一原発事故の教訓としてのシビアアクシデント対策

福島第一原発事故後、その調査・検証のために閣議決定で発足した「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」はその報告書で次のように総括している。

「たとえどんなに発生の確率が低い事象であっても、「あり得ることは起こる」と考えるべきである。発生確率が低いからといって、無視していいわけではない。起こり得ることを考えず、現実になんか起こったときに、確率が低かったから仕方がないと思えるのは適切な対応ではない。確率が低い場合でも、もし起きたら取り返しのつかない事態が起きる場合には、そのような事態にならない対応を考えるべきである」（平成23年12月26日「中間報告書」）

「発生確率が低いということは発生しないということではない。発生確率の低いものや知見として確立していないものは考えなくてもよい、対応しなくてもよいと考えることは誤りである。さらに「あり得ないと思う」という認識にすら至らない現象もあり得る、言い換えれば「思い付きもしない現象も起こりうる」ことも併せて認識しておく必要がある」（平成24年7月23日「最終報告書」）

そして当時の原子力安全委員会は、「シビアアクシデント時の事象進展や設計上の想定を超える自然事象の発生確率など不確かさが大きい領域や、発生確率はごく低いものの発生した場合の影響が大きい事象についても取り扱う必要がある」（平成23年10月20日 原子力安全委員会決定）と明示された。

福島第一原発事故を教訓に新規制基準ができた以上、この基本的な反省と考え方は新規制基準の根底、とりわけシビアアクシデント対策に貫かれなければならない。

4. 申請者による事故シーケンスからの恣意的除外を「妥当」と判断した審査は無効である

規則37条解釈が指示する個別プラント評価により抽出における「優位な頻度または影響をもたらす」ことの意味は、頻度が低ければ影響が大きくても無視してよいということの意味していない。

しかるに規制委員会は、「頻度が低い」「発生確率が極めて低い」「発生し難い」から重大事故シーケンスにとりあげて想定する必要はないとして重大事故シーケンスから除外している申請を「妥当であると判断」した。

このような規制委員会の審査と判断は重大事故対策の基本方針から逸脱し、したがってそのようなシビアアクシデント対策は法43条の3の6の三項ならびに規則第37条の要求事項を満たしておらず申請およびその審査は無効である。

【理由 3】（法第43条の3の32第2項および規則第114条 運転期間延長申請に関する審査、
ならびに法第43条の3の24第2項保安規定変更申請の審査について）

【理由 3-1】（設計の旧さを検討していないこと）

**運転期間延長認可申請の審査は、現在の技術水準から見た「設計の
旧さ」（陳腐化）を検討していないこと**

運転期間延長認可においては、個々の機器・材料の「経年劣化」というより、まずそもそもの「設計の旧さ」の弱点について検討されていない。

1. 原子炉内ケーブルを難燃化できないのはそもそも「設計の旧さ」によるものであること

米ブラウンズフェリーの火災の経験を経た1980年台以降の原発のケーブルは難燃ケーブルが開発されて標準仕様となっている。1970年台初頭の設計である東海第二発電所はまだ難燃ケーブルが開発されていない時期の設計のためにケーブルは可燃性ケーブルが使われている。同時期の福島第一原発5、6号機は運転開始を延ばしても、開発されたばかりの難燃ケーブルを採用しているが、東海第二原発は難燃ケーブル使用の方針を採用しなかった。

新規制基準となつてのち、規則8条は「火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」ことを求め、火災防護に係る審査基準2.1.2(3)で「ケーブルは難燃ケーブルを使用すること」とされた。

しかるに規則8条における「安全性が損なわれないこと」の要求を、「安全施設が安全機能を損なわないこと」という解釈とし、審査基準では「安全機能を有する構築物、系統及び機器」が「難燃性材料を使用した設計であること」とされ、安全系のケーブルが「難燃ケーブル」であれば基準に適合することとなった。

東海第二発電所において申請者は、ケーブルの難燃化対象を安全系のみに限定し、それ以外は要求されていないとした。しかも審査基準2.1.2の「難燃性材料と同等以上の性格を有するものはこの限りではない」との「但し書き」を使って、結果として全長1400kmに及ぶケーブルの約15%しか難燃ケーブルに交換せず、規制委員会はそれを了解した。

規制委員会更田委員長は11月の衆院経産委員会で「すべてのケーブルを難燃性のケーブルに交換するというのが究極の対策か」というと、逆に交換作業によってさまざまところを（平たい言葉で言って恐縮だが）いじり倒すことになって」かえって危険との説明をしている。ここでも安全系のケーブルさえ難燃化または同等の性能であればよいことが前提となっているが、原子炉の中を縦横に走るケーブル類において、安全系と非安全系を分離して安全系さえ守られればよいとするのは、逆に非安全系は延焼しても構わないことを前提とする設計の容認であって、これは現在の標準の規格水準からして「設計の旧さ」を容認するものである。

難燃ケーブルに交換することは原子炉を「いじり倒し」すことになってかえって危険という

事実は、そもそも当時の設計基準と技術がすでに陳腐化しているがゆえの困難であり、そのような意味で現在の技術水準を満たしていないすでに時代遅れの設計の原子炉であり、現在の技術水準から考えたとき、これ以上の運転を行うことはバックフィットの原則からしても容認されるべきではない。

2. 火災防護上、EDG・電源室を分散配置できないのも基本設計の設計思想の旧さによるものであること

福島第一原発と同様、東海第二原発は非常用ディーゼル発電機、電源室は複数の系統がそれぞれ「地階の一室」に集中して配置されるという古い設計となっている。まだ「分散配置」の設計思想が適用される前の古い設計思想による配置である。このことが津波による炉心損傷確率を高くしている。ケーブルと同様、これを系統毎に部屋を違えたり階を違えたり構造変更することはひとつの体系となっている設計思想を攪乱することになってしまうことから容易にいじれない（設計変更できない）。結果として水密扉とか防潮堤という後付けの弥縫策に終始せざるを得ない原子炉である。安全設備であるDG室および電源室の一室配置の設計は同時喪失のリスクを免れない。

そして要求される火災防護を見たそうとすると、狭い一室の中で系統を区分して防火壁や防火判の追加設置で火災防護せざるを得ず、その機能性は低下する。火災防護壁しかり、火山灰対策においては非常用ディーゼル発電機の吸気口への外付けフィルターの設置しかりである。

機器の寿命、経年劣化によるリスクという点においても、電源盤は20年、非常用ディーゼル発電機の期待寿命は40年と言われており、過去のトラブルでも東海第二の非常用ディーゼル発電機のトラブルはわが国で最も多いと指摘されているのであるから、非常用ディーゼル発電機は最新のものに更新してしまえば駆体も1/3程度になって火災防護空間にも余裕ができるはずであるが、入替の計画はない。

分散配置の設計思想を持ち得なかった当時の設計の原子炉をそのまま「使い倒す」ことは現在の技術水準、規制水準からしたら設計構造自体の旧さ、陳腐化を容認するものであり、その安全性を設計構造上の分散配置、多重性、多様性によって安全性を担保することは困難である。

このような現在水準から見た設計の旧さによる脆弱性を検討しないままの運転期間延長認可は無効である。

3. 東日本大震災で東海第二発電所の設計に多重性・多様性がないことが露呈したこと

2011年東日本大震災の被災によって、はからずも東海第二原発が多重性、多様性がないことが露呈した。最も重要な点は3台の非常用ディーゼル発電機のうちたった1台がダウンしただけで、原子炉の冷却に必要なポンプ4台のうち3台もが動かなくなったことである。被災時に上記のような機能を発揮できないのは「基本設計において多重性がない」原子炉であることを証明している。

また、同様に1台の非常用ディーゼル発電機がダウンしたことで、格納容器内上部ペロシテューブ近辺の温度が141℃にまで上昇した。これは福島第一原発3号機と同じ挙動を示したも

のだが、日本原電はその原因と対策を説明していない。一説によれば非常用ディーゼル発電機1台がダウンしたことで格納容器空調2台のうち1台がダウンしたことで、片肺の機能しか維持できなかったとも言われる。一般的に「多重性」とは2台のうち1台がダウンしても安全機能が通常に維持されることを言う。

なお、住民説明会で住民より「震災の際に格納容器上部温度が141℃にまで上昇した原因は」との質問に対して、日本原電東海第二副所長は「格納容器の温度が140℃まで上がったということは私どもは認識しておりません。そういう認識はありません。格納容器の温度も圧力もずっと監視していましたので、そんなようなことにはなっておりません。私がそこにいましたので事実です。」などと虚偽の説明を行った（2016年11月30日の住民説明会）。

しかるに規制委員会にはその事実を報告しているようで、運転期間延長認可の際に山中委員より「本プラントは地震を経験したプラントでありますのでその点も考慮して審査を進めてまいりました。特に地震後、原子炉の温度を下げる際にSRV（主蒸気逃し安全弁）を解放したために、原子炉格納容器内の温度が百数十度に上昇した点を考慮し、コンクリートの強度、遮蔽性能を評価、審査いたしました」とされ、更田委員長は「震災を経験していることで、例えば火災のような高い温度を経験した場合の水分移行に関しては蓄積があるだろうと思うのですけれど、SRVを噴いた程度の温度だと、さっき180度前後（※正しくは、約140度前後）でしたね。大した温度ではないと言うとあれだけれども、知見がないのではないかと思う」と発言している。

福島第一原発3号機は炉心損傷の事態に対応して格納容器温度が200℃を超過したが、東海第二でSRVが170回も噴いた時に、圧力容器の圧力が弁の耐圧を越えて弁から格納容器ドライウェルに放射能を含む蒸気が漏れ出た疑いさえある。コンクリート強度の確認だけでなく、こうした基本設計の機能維持性能が適格かどうかを審査されるべきところ、そうした審査が行われた形跡はない。

さらに、スクラム時にはそれを確実にするために保護系母線を断する設計となっていて、この保護系母線に接続されている広帯域水位計も電源を断たれてスクラム後の広帯域水位は計測できない状態となり、スクラム後の原子炉水位を測るためには水位計への電源を「手動」でつなぎ直すのが手順になっていると日本原電は説明している。スクラムすると原子炉水位が測れなくなり、その都度手動で電源をつなぎ直すのが通常の手順などという設計があり得るのかという疑いは残されたままであり、水位計を増やせばよいという問題ではない。審査においても被災経験のプラントであることを考慮して審査したと言うが、運転期間延長審査においてこうした設計上の問題について健全性を維持できるのかの審査が行われた形跡はないまま運転延長が認可されており再審査が求められる。

以上のように、運転期間延長にあたっては、現在の水準からの体系的な再評価が必要であるにもかかわらず、設計の旧さによる構造的脆弱性の検討・審査が行わなわれないことは、「規制自身が旧態依然で陳腐化している」ことを示すものであり、少なくとも世界水準並みのオブソレッセンス・マネジメント（陳腐化対策）が老朽化審査基準に体系化されなければならない。

【理由3-2】(保安能力の審査がおこなわれていないこと)

保安規定変更認可においてこれまでの保安能力の審査が行われていないこと及び監視体制がないこと

運転期間延長申請における保安規定変更認可においては、保安規定の文面の審査だけでなく、過去の保安能力の審査が行われなければならない。

1. トラブル件数が日本一多い日本原電の保守管理能力

日本では他国のようにトラブル情報が制度化されておらず、民間機関（ニューシア）による情報集約がようようその情報にもとづく分析をはじめた水準である。

このトラブル情報によると、事業者別の法令上の届出義務のあるトラブルを含めてトラブル件数は日本原電が極端に多い。プラント別で見ると運開後の年平均トラブル件数は敦賀1号がトップ（1.93件/年）、2位が東海第二（1.66件/年）でいずれも日本原電のプラントである。営業運転開始後30年以降のプラント毎のトラブル件数では、東海第二がトップで1.3件/年で（他のプラントは0～0.8件/年）、30年以降再びトラブル件数が増加傾向を示し、バスタブ曲線を描きつつある。

運転期間延長申請者日本原電は「良好な安全運転の実績を積み重ねている」また今後も「不断の保安活動を実施する」から大丈夫だと説明している。

しかし、保安活動を計画的に不断に実施しているのに、どうしてトラブルが減らないのか。少なくとも同業他社並みにならないのか、ここには保安能力の本質的問題があり、今後果たして機器の劣化状況を的確に保守管理できる能力があるのかについて、規制委員会で充分審査されていない。

2. 保守管理能力の審査体制

米国規制当局のNRCは全米のプラントに対して毎年統計をまとめ、バスタブ曲線における上昇の兆しがないかも監視しており、トラブルの有意な上昇がないことがライセンスのリニューアル認可（延長認可ではない）の要件となっている。NRCによる監視と審査の対象は事業者の「劣化管理能力」に向けられており、事業者の保安全管理活動が期待した結果を出していない場合は、事業者の保安全管理活動になんらかの本質的な問題があると理解されている。

また、米NRCでは経年劣化の知見もGALLレポートしていきまとめられ、事業者の管理計画が管理対象をもれなく抽出しているかも含めて劣化管理の評価項目と指針が統一的に定められている。

それに比して日本では規制委員会の「高経年化対策実施ガイド」と学会による「PML基準」はまだ極めて大雑把であり、個々の機器・構造物の具体的な評価事項や評価手法は電気事業連、電気協会任せで、そこから出てくるものを規制委がエンドースするというのが常態化している。

【理由3-2】(脆化管理、長期耐震評価が不十分なこと)

高経年影響評価の審査において脆化管理条件、長期耐震評価が不十分であること

1. 長期劣化の監視体制が不十分であること

原子炉鋼材の脆化の監視試験の経験式(JEAC4201)についても、規制委員会から1年以内の見直しを求めても今だ提出されておらず、正式にエンドースされていない「条件付き使用」のまま東海第二の圧力容器鋼材の経年劣化評価も行われた。経験式は経験式でしかなく、すでに事業者らはこれまでの予測式を傾向式という認識方向に変更する動きがある以上、当該実機の照射劣化を科学的に監視、検証できる条件が必要である。

しかし東海第二は監視試験片もすでに取り出し切っており、試験済の残材を使った再生試験片の再投入による延長期間中の5回目の劣化試験を容認している。また熱影響を受けている溶接部の試験片は再生できないのでHAZ部は事実上照射劣化を調べるすべがない状態で運転延長を認可している。同社の同じBWR敦賀1号の廃炉措置に伴う圧力容器の解体・切り出しによる劣化状況の詳細な検証と東海第二の比較・検証も自主的にできるころ、それも社としての長期保守管理の課題となっていない。

BWRの東海第二にあってはシュラウドが照射劣化の注意対象であるところ、すでにシュラウドサポートの溶接部のひび割れ指示模様は2010年の定期検査で目視で7か所から10か所へ、さらに検査対象範囲を広げたUT探傷試験で新たに21か所の確認と拡大している。新たな亀裂の発生を抑制するためにウォータージェットピーニングにより残留応力低減対策を行っているといわれる。

また、審査では「点検不可能な範囲はUT探触子で走査できない部位」だが、炉内の内面についてはすべて点検が実施されていると言う。しかるに、圧力容器内下部のジェットポンプの下部は溶接固定されている以上取り外すことはできないはずで、申請者日本原電の報告は鵜呑みにできない。

2. 構造的弱点の耐震応力評価が不十分であること

耐震応力評価においても、【理由1の1】で述べたすでに運転状態ⅢASで発生応力が許容応力の3倍近く上回っているスタビライザと格納容器結合部は「経年劣化事象を考慮した機器・構造物」に入っていないのか「応力評価の結果、発生応力が許容応力を下回った」とし、「累積疲労係数評価もすべて1を下回った」としている。累積疲労評価は、これまでの40年の過渡回数実績の頻度を1.5倍して今後60年までの推定過渡回数による疲労評価をして疲労累積係数が1を下回ったとするが、上記結合部の計算結果は見当たらない。

別紙3

審査請求の理由書

【理由1】（法第43条の3の6第1項第2号経理的基礎に係る部分の審査について）

（その者に経理的基礎がないこと）

法第2項「その者に経理的基礎があること」に係る東海第二発電所の審査は法の主旨に則しておらず審査に重大な過誤・過失があること

1. 「その者に経理的基礎があること」の趣旨

法は「原子力災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行い、もって国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全に資すること」を目的として第43条の3の6第1項第2号「その者に発電用原子炉を設置するための技術的能力及び経理的基礎があること」を定め、「いずれにも適合していると認められるときでなければ許可してはならない」としている。

そのことは、更田委員長の次の発言に率直に表明されている。「安全に係る規制当局としては、安全上の十分な投資ができない主体に対して、原子炉のような潜在的に大きなリスクを抱える施設の運用を認めることはできない」（平成30年3月20日規制委員長定例記者会見）

また、国は「経理的基礎に係る部分の趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することに鑑み、原子炉設置者には原子炉の設置、運転をするに足りる十分な資金的裏付けがあることを要することとし、これを欠いた場合には事業遂行の基礎そのものを失う」「経理的基礎があることを要件とした趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することにかんがみ、原子炉設置許可申請者の総合的経理能力及び原子炉設置のための資金計画を審査することとしたもの」としている（平成26年4月30日東海第二原発運転差止訴訟、国第5準備書面）

法は、炉規法適合性の審査にあたっての経理的基礎の審査は、「申請者その者に」「事業遂行の基礎となる十分な資金的裏付けがあること」「資金計画」「総合的経理能力」があることを審査することとしている。

2. 東海第二発電所の経理的基礎審査の経過

しかるに、規制委員会は東海第二発電所の審査過程で次のような発言をしている。

1) 「日本原電のようなケースは制度的に想定していない申請だ」

①設置（変更）許可における経理的基礎の見方は、日本原電のようなケース（借入先から債務保証を求められるようなケース）を制度がそもそも想定していなかったと想像さ

れる。

②明確なものが制度の中に埋め込まれていない。設置許可段階では細部を定めていない。

③だから、審査は「外形的判断」にならざるを得ない。

(以上、平成30年4月11日および同年3月20日規制委員長定例記者会見)

2) 「仕組みに限界がある」

また、工事資金の調達に関して第三者（東京電力）が現れたことに対して

①申請書はあくまで日本原電が表明するもの。

②申請書の工事資金に対して第三者（東京電力）が現れた。

③外部の文書として債務保証するという者の確認をどうするかは決まっていない

④申請者以外のところを巻き込んでというのは設置（変更）許可という仕組みでは限界がある。

(平成29年11月22日規制委員長定例記者会見)

3) 「事業遂行の将来の安定性は許可とは別次元」

日本原電という社（法で言う「その者」）の将来の安定性は

①規制当局の持つ役割はあるが、

②事業全体を所管する経産省の責任でもある。

③電力事業者全体の問題でもある。

(平成29年11月22日規制委員長定例記者会見)

3. 審査

1) 審査の過程において、規制委員会は、過去の借入れにおいては取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。これにより、本件申請に係る工事に要する資金のうち、借入金による調達の見込みがあることを確認した。

2) 経済産業大臣に対して、東京電力が日本原子力発電に対して資金協力を行うことについて、東京電力を監督・指導する上で支障とならないかについて見解を求めたところ、経産大臣は「資金的協力を含め、東京電力の経営判断のあり方は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の趣旨及び新々・総合特別事業計画の内容に照らして問題はないものと考えている。」との見解を示した。

3) しかし経産大臣は「よほどのことがない限り、個別の経営判断には立ち入らない」と読めることから、規制委員会として（その者に経理的基礎があるとする）「判断の合理性」に関しては「東京電力自身に（社会に対する）説明責任がある（規制委員会には説明責任がない）こととした。

4) 申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、

工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。このことから、申請者には本件申請に係る発電用原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められると判断した。

4. 審査は法第43条の3の6第1項第2号から逸脱した審査であり過誤・過失行為である。

第一に、1. の通り、法が要件とする「経理的基礎」を「工事に要する資金の調達」とすることは恣意的で、法の趣旨に反している。法は恣意的な解釈による行政審査を容認しない。

「原子力災害を防止し公共の安全を図るために」「必要な規制」が行われる。原則禁止のものを許認可をもって、その者にその設置・運用を「許可」するにあたって、「その者に経理的基礎があるかどうか」は法の要件となっている。公共の安全に関わる許認可である以上、その設備の工事資金が調達できるかどうかだけでなく、果たしてその事業が継続できるかどうかの事業計画が、そして借入による資金調達であればその返済が可能かどうかを審査されるのは法が要請する当たり前のことである。

法第43条の3の6第1項第2号経理的基礎の要件が「工事に要する資金の調達」だけに限定されるなどという規定はどこにもなく、裁量権を越えている。

借入調達に限ってみても、当然にもその資金の借入が妥当なものかその「返済」計画が審査されるのが当然である。さらに廃炉措置までを安全に全うできるのかどうかの見通しが許可段階で検討されるのが当然である。

第二に、行政手続法からしても、行政庁が申請により求められた許認可をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる具体的基準（審査基準）を設定（第2条・第5条）し、原則として公にしておかなければならない（第5条第2項）。

しかるに、自ら「日本原電のようなケースを制度がそもそも想定していなかった」とか「明確なものが制度の中に埋め込まれていない。設置許可段階では細部を定めていない」とし、意味不明の「外形的審査」なるもので法に適合しているとする審査は行政手続き上も逸脱している。

第三に、「その者」に経理的基礎があることの審査を行わなければならないところ、「総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画」を審査したとするが、申請書自体がほぼ白塗りであり、審査過程も明らかにされていない。規制委員会の存在意義としていた「透明性・公開性」の原則を根本から放棄したもので、規制委員会設置法にも反する。加えてパブリックコメントに対してもなんらの回答説明もないまま許可がされた。このような審査は無効であり、法の「その者に経理的基礎がある」と判断したことの合理性は認められない。

第四に、第三者の資金支援の「意向」をもってその者に経理的基礎があると判断するのは法からの逸脱である。

第五に、公共の安全（国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全）を図るために「規制」が行われ、法の規定に従って規制当局が法への適合性を審査し許認可を行う以上、その審査判断の行政行為の直接的責任は規制当局にあって、経産省とか電気事業連合会にも責任があるなどと言って責任を転嫁することはできない。経産省は日本原電はすでに法改正で届出制になっており「事業全体を所管する」と言ってもすでにその権限をもっておらず、日本原電の将来の経営安定性について責任を負う立場にないと明言しており、炉規法にもとづいて許認可を与える省庁が規制委員会にある以上、その許認可判断の合理性については規制委員会が負うべきである。

行政庁の処分の「判断の合理性」の説明責任が行政庁になく、第三者（東京電力）にあるなどとする処分は法の適合性を審査した行政庁としての責任を放棄したものであり違法である。

以上の通り、規制委員会の審査は法の趣旨を恣意的に解釈して、法が要求している「その者に経理的基礎があること」の審査を行わず、また具体的審査基準もなく審査内容も透明・公開でないという手続き上の瑕疵からしても、炉規法の適合性審査には重大な瑕疵があり、規制委員会の設置変更許可処分は無効である。

5. 日本原電の経理的基礎事実

1) 金融機関が第三者債務保証を要求しているという事が示す客観的事実

土地・建物など固定資産の全てを借入担保に提供し、さらに現預金141億円のうちの80億円も銀行担保にとられている財務状況の中で、過去の有利子負債が1,640億円で、さらに新規基準適合性工事のための1,740億円の大半を借り入れようとしても銀行貸付融資は困難であるのは明白であり、すでに第三者債務保証を求められているという事実および実際に融資を行う銀行がないという事実を規制委員会は審査において客観的に評価して審査しなければならない。また、銀行にとって東京電力は債務保証の資格がないという判断（融資審査）についても同様である。

加うるに、放射能に汚染された建物・構造物および低レベル廃棄物汚染物質を埋め立てている土地については、すでに法的にも「資産除去債務」として認識されている通り「資産価値」はなく逆に「費用を生む資産」であり、原子力施設の土地・建物は一般担保価値がない。従って現預金しか実質的担保力はない。貸借対照表上、債務超過に近づく経営状態の中で、第三者債務保証なくさらに1,740億円を貸し付ける銀行があるとは到底考えられない。

次の通り返済計画、返済能力は無いに等しい。

2) 返済能力

仮に工事資金1,740億円の大半を調達できたとしても、さらに5年以内に特定重大事故対策費が500億円から1,000億円を要し、その返済は東海第二発電所を20年運転しても困難なのは明らかである。敦賀2号機の再稼働の見通しが立たない中で、過去の借入1,040億円および新規借入1,740億円、および5年以内にさらなる資金調達で合計3,500億円近い借入を返済するとなれば、年平均170億円近くの内部留保（キャッシュ）を出して返済して

ゆかざるを得ない。減価償却も巨額になり経常利益を出すのは困難である。過去、東海第二と敦賀2号の運転で20億円前後の純利益実績しかない会社が、減価償却費を考慮しても毎年170億円の内部キャッシュを留保して返済に回すのは困難である。

申請者の白塗りの事業計画書（見直し）あるいは返済計画を規制委員会はどのように審査したのかはまったく明らかにされていない。通常の許認可では事業を行っても採算性・継続性に合理性が認められない場合は「行政指導」が行われるが、それが行われた形跡も見当たらない。

3) 東電らの資金支援は貸し倒れが明らか

東京電力らの「資金支援」は「増資」でない以上、貸付ないし料金前払いであれ、独立した法人間の債権債務上の返済義務を負うが、上記の通り20年の運転後であれ返済できる見込みのない資金支援はいずれ東電らの「貸し倒れ損失」となる。そうなれば福島原発事故の廃炉・賠償の責任を全うするという「新々・総合特別事業計画」に支障を来すことは明らかであり、そうなった場合の規制委員会ならびに経産大臣の行政責任はあらかじめ明示されなければならない。

東京電力による資金支援の理由である「安い電力の確保」も、日本原電の経常収支上、また総括原価方式も制度的になくなり市場競争に曝される以上、実現する見込みは全くない。従って東京電力に説明責任があろうとも、判断した規制委員会の責任は免れない。

4) 廃止措置費用も内部留保できない

上記の通り、借入（ないし資金援助）が困難であるばかりか、運転終了後の廃炉措置資金さえ（貸借対照表上はともかく）キャッシュとして残る可能性は少なく、安全に廃止措置が完遂できる保証がない。これは「事業遂行の基礎そのもの」を失い、「もって国民の生命、健康および財産の保護、環境の保全に資すること」ができなくなることから、廃止措置は廃止措置の段階での認可と言おうが、廃止措置を安全に行うための規制要件を支える経理的基礎の条件が失われている場合、そのような事業の許可をした規制委員会の行政責任は免れない。

また東海第二発電所は東京電力との「共同開発品」という理由をつけて東京電力が廃炉費用を負担する場合においても「新々・総合特別事業計画」に支障を来すことは必至である。

5) 損害賠償能力および「将来の安定性」について

20年運転期間中に何らかの事故を起こした場合、その時点で収益性は途絶するばかりか、損害賠償能力は自己資金留保がない日本原電にあっては責任保険契約1200億円の枠組み以上にはない。

原賠法はあくまで無過失・無限責任、事業者責任集中が原則であるにもかかわらず、住民説明会で賠償能力を問われた日本原電は「これを超えた場合、あとは国が面倒見てくれる」と発言している。このような無責任な会社が危険物を内包する原子炉を運転する資格はない。

更田委員長は「日本原電という社の将来、未来、その安定というのはもともとずっと大きな問題で、日本原電という会社の安定性を求めなければならない状態が確認されれば、審査会合ではなく規制委員会が問いかける」（平成29年11月22日記者会見）としているが、いったい

何をどう「問いかける」というのか。

原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会が懸念するように、平成26年度の電気事業法の改正によって「電力会社が発電事業を廃止、法人を解散する場合に、経産大臣に届出を行えばよいこととされたことから、法律上は、原子力事故を契機として会社更生法手続等の法的整理を原子力事業者自身が選択する可能性を否定できない」ことから「法的整理に入った場合には、現在の枠組みが機能するかどうか」としている。

日本原電の筆頭株主である東京電力ホールディングスが増資して50%以上の株式を取得して関連会社としたときでもそこから利益を生み出すことはできず、「新々・総合特別事業計画」に支障を来す。

事故に限らず、経理的基礎がない状態での無理な投資による運転を許認可したことによって日本原電が債務超過に至り、会社更生法による法的整理に至った場合は、民間企業の自己責任ではすまされない許認可責任が問われる。「問いかけ」でどうなる訳でもない以上、最悪国費を投じて救済し日本原電所有の原発の廃炉措置を遂行させることに国民の理解が得られとは思えない。

こうした点からして経営見通しのない日本原電東海第二発電所の設置変更許可ならびに運転延長認可の行政責任はたいへん重く、厳しく問われる。

以上の点から東海第二発電所の運転を申請した日本原電は「その者に経理的基礎があること」という法の要件を満たしておらず、規制委員会の審査は法に則しておらず恣意的であり、設置変更許可処分は無効である。

【理由 2】(法第 4 3 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号技術的能力に係る部分および法 4 3 条の 3 の 9 第 3 項工事計画に係る審査について)

【理由 2-1】(基準地震動が過小評価であること)

地震評価に最新の知見・観測記録を取り入れた基準・審査になっておらず、東北地方太平洋沖地震のプレート間地震において観測された「強震動パルス」を考慮していない東海第二発電所の基準地震動評価は過小評価であること

1. 原発の耐震設計の基本方針

「いかなる地震動に対しても」大きな事故の誘因とならないよう「十分な耐震性」を有していなければならないというのが原発の耐震設計の基本方針である。

新規制基準においても

- 1) 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない(設置許可基準規則 4 条 1 項)
- 2) 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(略)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない(同条 3 項)
- 3) 基準地震動は最新の科学的・技術的知見を踏まえることとする(同規則の解釈別記 2 の 5 項)
- 4) 敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮した地震動として策定されていること(基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド 1 の 2 基本方針(4))とされている。

2. 強震観測網整備後に発生した東北地方太平洋沖地震の最新の科学的・技術的知見

福島第一原発事故を引き起こした 2011 年東北地方太平洋沖地震は、密な強震観測網が整備されて以降初めて発生した M9 クラスの巨大地震であった。

この東北地方太平洋沖地震での主な知見は

- ① 従来、海山などがいっぱい潜り込んでいて、数多くのストッパー(アスペリティー)がある日本海溝の沈み込み帯では M9 となるような巨大地震は起こらず、多くのアスペリティーが途中で震源域の拡大を止めると考えられていたがその考えはくつがえされたこと。従って従来の断層モデル手法のアスペリティーモデルは見直しを迫られたこと。
- ② プレート間の破壊が連動して起こる際に、兵庫県南部地震の内陸地殻内地震で観測され建物・構造物に大きな破壊を生じさせた「強震動パルス」波が、プレート間地震の東北地方太平洋沖地震でも観測されたこと。東北地方太平洋沖地震ではこのパルス波が震源-女川沖-茨城沖と 3 波にわたって発生したこと。第二波では女川沖の小さなアスペリティー破壊領域で発生した強震動パルス波が 150 km 離れた観測地点で震度 7 の揺れ、100 c

m/sの地震動をもたらしたこと（超高層ビルの倒壊地震動入力は50cm/s）。

③地震時に大きくすべった領域と強震動が発生した領域は必ずしも一致しないことが判明した。この点でも従来のアスペリティーモデルは見直しが必要とされたこと。

④津波では、従来常識とされてきた「プレート境界断層浅部では地震性すべりは発生しない」という通説はくつがえされ、海溝軸付近浅部のプレート境界断層にまで地震性すべりが伝播することで巨大津波が発生することが示され、津波発生メカニズムも見直しが求められたこと。

であった。

3. プレート間地震の強震動予測に求められることと、それに対する規制委員会の姿勢

東北地方太平洋沖地震で観測された観測記録にもとづく知見による原発サイトの地震動予測の見直しは「最新の科学的・技術的知見」を規制に生かすべき規制委員会にとって最も重要な課題である。

上記2項①～③は、今後の海溝型巨大地震（プレート間地震）に係る強震動予測、特に耐震設計を目的とする強震動予測を行う場合には、基準地震動を規定する強震動パルスの生成に注目した震源の再モデル化が必要であることを示唆しており、従来のSMGAモデルの経験的グリーン関数の補正・改訂だけではすでに限界に来ていることを示している。

東海第二発電所に即して言えば、申請人日本原電は東北地方太平洋沖地震の破壊はフィリピン海プレート手前で止まり、茨城県沖の海山周辺はすべり域だから再度の海溝型巨大地震の発生は低いなどという認識を示していた。新規制基準では起こりうるすべての地震動を想定することからこの予断は退かれたものの、②の点では特に女川沖の小さな破壊領域が強いパルスを発生させていること、このパルス波を発生させる破壊領域はどこで起きるか現在の科学では予測や断定できないことを考慮するならば、同様の破壊とパルス波が敷地直下のプレート境界で発生することをも考慮してその地震力に耐えられることが要求事項とならなければならない。

審査請求人らは、こうした点から東海第二発電所設置変更許可の「審査書案」に対して、審査ガイドが規定する「最新の科学的・技術的知見を踏まえることとする」審査方針にもとづくならば、従来の断層モデル手法のSMGAモデルでは東北地方太平洋沖地震の再現ができないことを指摘し、最新の知見を反映して東北地方太平洋沖地震で観測された強震動パルスを再現できるSPGAモデルをも使って基準地震動を検証し、「敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮した地震動」「いかなる地震動に対しても」「十分に耐えることができるものでなければならない」ことの審査を行うべきことをパブリックコメントした。

しかるに規制委員会は、プレート間地震での強震動パルスへの考慮を求める申立人らの意見をはぐらかして、「SPGAモデルは再現モデルであって予測モデルとしてパッケージとして確立していない」「規制に取り入れるだけの科学的・技術的な熟度に至っていない」「港湾の視点と原発の視点は違う」などと論点をすりかえ、挙げ句の果てに「地震動の計算方法の高度化は地震調査研究推進本部がやるべきこと」などとして、自身が方針としている「最新の科学的・技術的知見を踏まえることとする」審査方針を放棄した。

「新規制基準は各分野の専門家が参加し、最新の科学的・専門技術的知見を反映し制定された」（大飯原発控訴審判決 2018 年 4 月 4 日名古屋高裁金沢支部）などという評価は虚構である。

加うるに、「熟度に達していない」という用語法は、2002 年 7 月に地震調査研究推進本部の地震調査委員会が「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を発表して三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード 8 クラスの地震が起き得るとの見解を示した時、当時の原子力安全委員会、原子力安全・保安院、そして東京電力が「規制に取り入れるだけの科学的・技術的な熟度に至っていない」として対策を先延ばしした理由とはからずも同一である。繰り返し語られた「福島原発事故を二度と繰り返さない」という規制委員会発足の理念は失われたのか。

大阪府・市が、兵庫県南部地震で観測されたパルス波で多くの家屋・構造物が破壊されたことを教訓に、上町断層帯でのパルス性地震動の発生を真剣に検討し、それに対する耐震設計や応答特性の研究を必死に集め、知見を結集して防災対策に努力している姿とは真逆である。いわんや最も安全性が要求される原発の耐震設計においてである。

4. 東海第二の基準地震動想定による耐震評価の経過と強震動パルスに対する応答の検証の必要性

申請者日本原電は「基本震源モデルは 2011 年東北地方太平洋沖地震における敷地観測記録と良く対応していることを確認している」などとしているが、上記の通り強震動パルスの発生が再現できない SMGA モデルを使っており、震源－女川沖－茨城沖の 3 連動した破壊領域からの強震動パルスは再現されておらずこれについて考慮されていない。せいぜい不確かさを考慮してアスペリティーを敷地に最も近づけ、さらに短周期レベルを 1.5 倍して 1,009 ガルを採用しているだけである。もし女川原発をはじめとする宮城県で震度 7 をもたらした 150 km 沖合の第 2 波のパルス波を考慮し、同様の破壊とパルス性地震動が東海第二原発敷地直下のプレート境界で発生した時を想定するならば、2,000 ガルを超過する可能性がある。東海第二発電所がその地震動に耐えられるか、その検証をしなければならないというのがこの審査請求における異議申立である。

東北地方太平洋沖地震や兵庫県南部地震で観測されたようなやや短周期で速度も大きいパルス波が敷地直下のプレート境界で発生した場合、パルス波の瞬間的エネルギーで構造物は許容限度を超えた変形を余儀なくされてすでに非線形化しており、もはや弾性時の固有振動は意味を持たなくなっており、短周期側に遷移している。許可時の規制委員会で説明されたような「原発の場合は港湾とちがって短周期側が問題になるので視点が違う」という議論はトンチンカンな議論である。

加速度も速度も大きいパルス波によって非線形化した時の塑性率応答解析、累積疲労ではなく瞬間のエネルギーによる塑性流動崩壊解析が真剣に行われなければならない。

東海第二発電所における耐震上の「弱点」について、申請者日本原電は2011年のストレステスト一次評価において基準地震動Ss600ガルに対するクリフエッジは「原子炉圧力容器スタビライザの損傷」とし、そのことをもって「1.73倍(1,038ガル)まで耐えられる」(日本原電ホームページ)とした。ストレステストの目的は構造上の弱点を見つけるのが目的であって安全余裕を宣伝するためのものではないにもかかわらず、周辺住民へのチラシで耐震設計に余裕があるかのような宣伝を行った。

しかるに、新規制基準適合性審査の過程で基準地震動Ssが1,009ガルにまで引き上げざるを得なくなった下での工認申請では、クリフエッジとされた「圧力容器スタビライザ」の裕度(許容荷重/地震荷重)はSs比「1.07倍」と記載されている。「裕度」とか「余裕」などという定義や概念は工学的には存在せず、引張試験でさえこのようにもう通常の工学的「安全率」の許容ぎりぎりである。

他方工事申請補正説明「格納容器上部シアラグ及びスタビライザの耐震性計算書」において、地震により評価部位に作用する荷重で発生する応力が許容限界に収まることを計算したところ、(重大)事故時の運転状態IV_AS下で「上部シアラグと格納容器胴との結合部」では許容値393MPaに対して、Ssによる応力発生値(一次(膜・曲げ)+二次応力)は982MPaと、許容値を2倍以上越える応力が発生することが示され、「疲労評価」で疲労累積係数(地震時における繰返し回数/許容繰返し回数)が40/48と、ようよう1以下の「0.834」となることをもってSsが来ても直ちに壊れるものではないとした。

この解析を見る限り、格納容器スタビライザ周囲の発生応力は「熱応力」による応力がたいへん大きく、内部事象であれ重大事故に至った状態で原子炉内の温度が急上昇したときに地震が重疊したとき、あるいは熊本地震のような形で本震で過渡現象ないし重大事故に至る状態でさらに余震が来たときは圧力容器上部を支える余裕はないことを示している。

そして上述した、パルス性の強震動が数日以内に連続して発生した場合、この最も弱い格納容器スタビライザ結合部は「疲労」ではなく、熱応力と重疊して原子炉の塑性崩壊をもたらす可能性がある。

以上、東北地方太平洋沖地震で得られた最新の知見を考慮しないで策定された東海第二発電所の基準地震動について、構造物に破壊的影響を与えるパルス性地震動を考慮、検証しない審査は重大な過誤であり、「最新の科学的・技術的知見」「二度と福島事故を起こさない」という基本方針に反しており無効である。

【理由 2 - 2】(大型船舶の漂流を想定していないこと)

隣接重要港湾に出入りする大型船舶の航路が東正面にあって津波襲来時の大型船舶の漂流を「想定しないでよい」とするとする事業者の申請を認めたのは審査の瑕疵であること

(概要) 東海第二原子力発電所(以下東海第二)のある東海港は、一港湾とみなされている重要港湾である茨城港の中にあり、日立港区と常陸那珂港区に挟まれ、それぞれの出入口から約 2.5 km の至近距離にある。重要港湾との関係では、東海第二だけが唯一の設置位置にある為、防潮堰、水密扉、建屋等の損壊原因となる力は、地震動や津波以外に、操縦不能になった船舶等の津波による漂流破壊力を想定しなければならない。東日本大震災時の釜石港において、地震 35 分後に襲ってきた 9.3m の津波で岸壁に乗り上げた全長約 100m の大型貨物船アジアシンフォニー (4,724 トン) の事故を直視すれば当然である。

事業者の日本原子力発電(株) (以下原電) は、確信的に事実を曲げて、日立港及び常陸那珂港からの船舶は東海港には漂流して来ないと決めつけて、大きなリスクに蓋をしている。又、原子力規制委員会 (以下委員会) は、原電の間違った検討、確認を、盲従的に追認している。その為、大きなリスクを想定しないまま、審査を終了し、合格と認可に及んでいる。

委員会は、本来の使命をかなぐり捨て、原電の事業援助をしているとしか見えない。稼働 40 年を超えない時点での延長認可をもって、経営破綻と避けたに過ぎない。更に、今後、豆電球ひとつ灯すこともないまま、年間 1000 億円以上の売り上げとして、国民から吸い上げ続けさせることになるのではないかと、倫理的にも許されるものではない。

(理由)

原電は、茨城県原子力ワーキングチームにたいしても、規制委員会にたいしても、日立港区及び常陸那珂港から大型船舶が漂流してこない理由に、「津波が南東から押し寄せる想定。」(= 流向) から「北に位置する日立港からの(船舶)漂流物が東海第二の防潮堤に衝突する可能性はない。」としている。「確信的に事実を曲げて」と前述したが、「北に位置する日立港」自体は事実だが、焦点の船舶の漂流と言う点では、肝心な点をはぐらかしている。「船舶の出入口はどの方向か？」が論点であり、それは、北ではなく、真東である。そして、原電が触れようとしていなかった常陸那珂港の北側出入口は、南東である。津波警報が出てから、即座に離岸できない大型船舶の漂流があるものとして、津波とともに大型漂流物にさらされると予想される設備を「S クラス」とする必要がでてくる。南東からの「流向」自体も、震源地を特定していることをもって特定してしまつてことになり、様々な知見からも乖離している。北東から南東の幅で検討すべきものである。漂流物における原電試算の「流速」10m/s を、委員会は追認している訳だが、様々な可能性をもって検討すべきである。委員会の追認したお題目のような「流向」「流速」「軌跡解析」の三点セットは、根拠曖昧無意味であり、原電の行った軌跡解析などは、卑小なシミュレーションによるものと信頼性の欠片も伺えない。

原電の検討や確認の手法は、パブコメ受付 NO.803Y9でも明らかにされているが、全てに亘り、小規模のもので、且つ、条件の簡単なものをもって、訓練や、シミュレーションをして支障がないとして、問題となる大規模な物、条件の厳しいものに援用している形を装っている。今回では、限定された小規模の港＝原電が実質管理する東海港での訓練。小規模の旧来形式の貨物船（核燃料輸送船や東海港に入る作業船）、乗組員の確保条件（外国人乗組員が居ない船舶）、を恣意的に選択している。こうした手法は、およそ科学的と言えず、大きなリスクに蓋をしている。象徴的に言えば、「5 トンの FRP 製漁船をもって良しとして、問題となる 1 万トンクラス以上の貨物船を無視している」類である。

国土交通省近畿運輸局の発行した、「津波に遭遇した船の行動事例集」平成 23 年 9 月作成の「はじめに」に、『船は津波が来る前に沖に逃げるのが原則です。しかし、今回の東日本の津波のように、地震発生から津波来週までの時間が短い場合は、全ての船が沖に逃げることは困難です。』とあります。その事例集には、「上陸して帰れぬ乗組員を除く 6 人のみで緊急離棧した」とか、「本船と小職及び本船乗組員にとって、不運の渦中にありながらも、ありとあらゆる幸運が幾重にも重なり・・・「奇跡中の奇跡」としか言い表し様のない体験」など如何に緊急避難が難しいことであることが述べられている。真摯に検討の材料にしなくてはならない。

海上保安庁においては、船舶運航事業者に対し、3.11 を教訓に、緊急離棧に関してのマニュアル化を指導している。その中で、緊急離棧操船方法・手順では、「タグボートなし、綱放要員なし、パイロットなしなどを想定」とある。停泊港によって様々な条件があり、又、津波警報発令が、荷役途中のどの時点でなのか、更に、津波自体も様々な形態があり、第一波が大きいとは限らず、又、到着前の引き波があるものやないものがあり、それも来てからでないとは判明しない。そうした様々な観点での軌跡解析が必要になってくる。

茨城県 HP にある統計「港湾入港船舶（汽船）」の平成 27 年度では、内外航商船（漁船除く）で、日立港 1,141 隻/総トン数 9,546 千ト、常陸那珂港 1,551 隻/総トン数 18,756 千トであり、合算すると、2,692 隻/28,303 千トである。大きさでは、500 トの小型貨物船から 50,000 トの石炭運搬船まで、種別では、RORO 船（毎日入出港）、乗用自動車運搬船、バルク船、世界最大級の LNG タンカーと、ありとあらゆる形式の貨物船が利用している。平均 10,500 トの船舶が 7.4 隻/日入港している計算である。当然、停泊隻数はこの数値を超える。

例えば、日立港から緊急離棧した大型船舶が、正に沖合に出ようとしていて、未だ船首を沖に向けられないところに津波が襲ってくる可能性はかなり高いと言える。その位置は、東海港及び原発敷地海側に建設される全長 1.7km の防潮堰の真東になる訳である。こうした事情は、原電においても委員会におかれても知らない人は居ない筈である。問題の大型船舶の漂流破壊力を机上に乗せない意向だけが透けて見えてくる。強く指弾されるべき審査・内容である。

2018.7.13 に行われた審査書案に関する院内ヒアリングにおける委員の発言逐語録

千明委員

直接所管していないので的確なお答えがここでは出来ない。（と自認しながら）、発電所港湾内に停泊する燃料等の輸送船等については、津波警報等が発表された場合において、荷役作業等を中断して避難する手順を整備して、緊急離岸することを的確に実施することによって、漂

漂流物にはしないと（げんでんは）確認している。発電所周辺（日立港・常陸那珂港）の定期的に航行する貨物船等などの定期船も同様・・・（省略）漂流物にならないと（げんでんは）確認している。発電所周辺に漂流物を想定した軌跡解析の結果では、日立港と常陸那珂港で発生する漂流物は、発電所へ接近してくるということは確認されなかった、と言うことを試算の中で確認しております。発電所近郷で漂流する可能性のあるものとして、航行不能となった漁船を代表として抽出して、取水口の通水性、また津波防護施設の健全性を確保する方針としている。と言うことを（げんでんは）確認している。審査書案には、発電所港湾内で緊急離岸する・・・（不明）・・・となっている。

日名川委員

事業者と致しましては、緊急避難訓練等を行いまして、だいたいどの位の時間で離岸出来るとか、積み下ろしの中断をやって、何分で出港出来るか、と言うシミュレーションを立てまして、訓練をやりまして・・・それと津波が来る時間が、解析でだいたい出ておりますので、その辺の時間と船が出て行く時間を勘案しまして、私どもは、適切に港から出て行けると言う風な判断を勘案していると言うことです。サイトの港に入っている時は、必要な乗員は乗船しているということになっています。審査の中で、事業者からの報告、資料を受けて確認している。サイトの中では、（必要な乗員は乗船しているという）基本方針が出ている。

他の（北と南の隣接）港につきましては、それぞれの港を管理しています管理者が規則を定めています。その規則の中でこういうこと（緊急離岸）が決められている。先程（千明氏が）説明したように、漂流物の軌跡解析では、取水口には来ない結果になっている。懸念があるので、5トンの漁船が、仮に来たとしても影響がないとなっています。

2018. 9. 25 に行われた院内ヒアリングにおける委員の発言逐語録

日名川委員（地震津波担当）

漂流物の評価につきましては、基準津波の流速、流向、から調査範囲を設定しまして、敷地及び敷地周辺を網羅的に調査した上で、漂流物となる可能性のある施設及び設備を抽出しております。船舶などにつきましては、基準津波の流速、流向、及び軌跡解析の結果から発電所へ接近してくることが確認されなかったことから、船舶などの漂流物が発電所に影響を及ぼすようなことがないというふうに確認している。（核）燃料等の輸送船につきましては、警報が発令されると港外に退避をすることを確認しております。

（更なる様々な質問に対して、基準津波の流速、流向、軌跡解析を呪文のように繰り返すばかりである。）

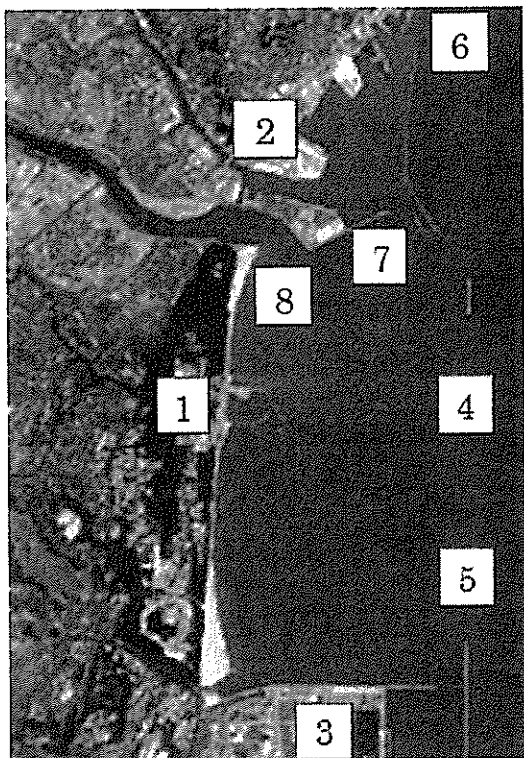
以上のように、説明を聞けば聞くほど、委員会は、原電の確認、解析を盲従的に追認するだけで、様々な独自の検討を加えず、審査を終了していることが分る。内実は、お粗末としか言いようがないが、「発電所港湾内」とか「サイトの港」とか「敷地及び敷地周辺」とかの言い回しは、東海港と明示しないことで、限定的な検討確認でしかないことを巧妙に曖昧にしていると思われる点では、確信犯的な説明をしている。

理由詳細は以上の通りである。

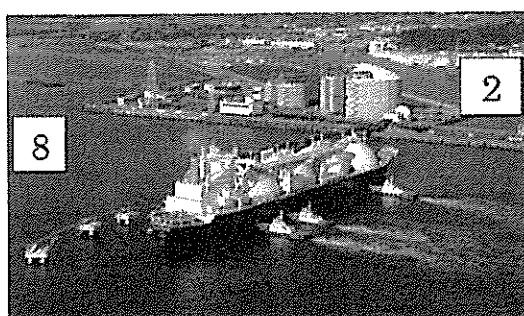
茨城港 日立港区(漁港も含む)、東海港、常陸那珂港区の位置関係は、次葉のとおり。

その他参考写真

日立港・東海港(東海第二原発)・常陸那珂港位置関係



- ① 東海第二原発 東海港
- ② 日立港
- ③ 常陸那珂港
- ④ 日立港貨物船出入口(一か所のみ)
- ⑤ 常陸那珂港北側出入口
- ⑥ 日立港漁港及び漁船出入口
- ⑦ LNGタンカー接岸棧橋(写真のとおり)
(①と⑦の距離は約2km)
- ⑧ 久慈川河口



忘れてはならない光景

【理由 2 - 3】（火山灰濃度の審査に過誤、欠落があること）

最新の知見を取り入れて昨年 12 月改訂された火山ガイドに対応しておらず、工事計画認可においても改定前基準の火山灰濃度評価で審査されており、基準適合性審査の過誤・欠落であること

1. 「火山影響評価ガイド」の改訂と規制委員会の審査対応

新規制基準である規則第 6 条 1 項において「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」とし、その解釈 6 条 2 項で想定される自然現象のひとつに火山を明記し、その具体的審査基準として 2013 年『火山影響評価ガイド』を制定した。当初の火山ガイドでは、降下火砕物（火山灰）の基準濃度は 3 mg/m^3 とされていた。

しかるに、その後の原発訴訟による住民らによる指摘と、電力中央研究所レポートを受けて規制委員会は火山ガイドにおける降下火砕物濃度想定が過小評価だったことを認め、2017 年 12 月、火山ガイドの基準濃度を 1 g/m^3 に引き上げた。当初の 330 倍である。

2. 申請者日本原電の火山灰濃度の改訂と許可

申請者日本原電は、赤城山の噴火による火山灰層厚は当初 40 cm としていたが審査過程で 20 cm を主張したものの、規制委員会の指摘で見直しが求められ、さらに日本原電自身の数値シミュレーションで 49 cm の数値が出されたことから、想定される火山灰層厚を 50 cm とした。わが国での想定される火山灰層厚ではもっとも厚い層厚である。

火山灰が 50 cm 積もる際に、日本原電は当初、降下火砕物の大気中濃度を 0.03 g/m^3 ($33,400 \mu\text{g/m}^3$) と見積り、非常用ディーゼル発電機が閉塞するまでの時間を 7.14 時間とし、フィルタ交換時間は 1 基当たり約 1.5 時間で、2 基で 3 時間でフィルタが交換できるので安全機能を損なうことがない旨の説明をしていた。

ところが、上記の通り昨年 12 月に火山ガイドが改訂されて基準濃度が 1 g/m^3 に引き上げられたことで、日本原電は今年 4 月あわてて火山灰濃度を 0.03 g/m^3 から 3.5 g/m^3 に約 100 倍引き上げざるを得なくなった。しかし、その改訂にともなう説明ではフィルター閉塞時間を示さず、空気吸入口に接続する運転しながらフィルタの交換が可能な外付けのフィルタの検討を進めている旨を報告した。そして「今後、最適な構造を検討して保安規定認可までに対応を図る」とした。

規制庁は事業者ヒアリングにおいて当初申請を前提に、「気中降下火砕物濃度に係る対策について、今後検討に進捗があったものは、まとめ資料に反映すること」とし、規制委員会の審査書は「この設計方針が火山ガイドを踏まえていることを確認した」として 9 月設置変更許可を行った。

事実上、最新の改訂火山ガイドに適合しないでも設置変更申請は良いとしたもので、規則 8 条 2 第 5 項イ、火山ガイド 6.1 の適合性の審査をしない許可であり無効である。

3. 日本原電の火山灰濃度は過小評価である

日本原電の火山灰濃度評価はそもそも過小評価である。電気事業連による試算では、たとえば降灰時間24時間を仮定して川内1、2号機は設計火山灰層厚15cmに対して気中参考濃度は約 3.3 g/m^3 (対応可能限界濃度約 1.0 g/m^3)、玄海3、4号機は設計火山灰層厚50cmに対して気中参考濃度は約 3.8 g/m^3 (対応可能限界濃度約 0.9 g/m^3)とされている。これらに比して東海第二発電所は設計火山灰層厚50cmで改訂後の評価濃度は 3.5 g/m^3 とされている。

規制庁による降灰継続時間を仮定して堆積量(実測値)から推定する手法での計算例では、層厚15cmのときの気中濃度は 4 g/m^3 と推定されている。もし同一降灰時間で層厚と気中濃度が線形関係にあるならば、層厚50cmとなれば 13 g/m^3 を越えることを想定するのが妥当であり、 3.5 g/m^3 は明らかに過小評価である。

日本原電による改訂濃度試算に対しての審査はこうした点も指摘されていない。

4. 工事計画認可も火山ガイド改訂前の想定で審査されている

工事計画認可で審査されると思いきや、「降下火砕物の設計条件として、設置変更許可申請書に基づき層厚50cm、密度 0.3 g/cm^3 センチ(湿潤状態)～ 1.5 g/cm^3 (湿潤状態)、粒径8mm以下を設定」と、火山ガイド改訂前の濃度評価を容認し、火山ガイド改訂後の濃度評価基準を要求しないまま設置変更許可を与えた。

議論の共通指標となっていた気中火山灰「濃度」単位「 g/m^3 」を、あえて「密度」(g/cm^3)としている点も極めて不誠実である。

5. 保安規定までに最適な構造を示して対応を図ることもされていない

日本原電は規制庁による事業者ヒアリングで約束した「最適な構造を検討して保安規定認可までに対応を図る」ことも履行されていない。

そのような中で、規制庁第3回降下火砕物の影響評価に関する検討チーム(平成29年6月22日)では電気事業連合からの「火山灰大気中濃度が高く、フィルタの取替えが間に合わなくなり、非常用DGの機能が喪失した場合を想定し、SA設備等を用いて、原子炉注水を継続し、原子炉格納容器ベントを実施することで事象収束することを確認」できればよいとする事業者意見を受けて、検討チームは「気中降下火砕物濃度等の設定、規制上の位置づけ及び要求(案)」で、「設計基準」を「機能維持評価用参考濃度(仮称)」と後退させ、気中降下火砕物濃度によりフィルタが閉塞することも想定し、全交流動力電源喪失等を想定してSA対策で炉心損傷を防止すればよいという方向を示すに至った。

このような規制の後退は、規則第6条1項「安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければなら

ない」という要求事項を事実上骨抜きにするものである。

以上の点で、東海第二発電所で想定される火山影響での火山灰濃度に係る審査は、規則6条1項ならびに改訂火山ガイドに即しておらず過誤・欠落であり無効である。

【理由2-4】（東海再処理施設からの影響を審査していないこと）

隣接する東海再処理施設の事故影響を審査したというのは事実と相違し、規制委員会が「廃止措置中の施設」だから「影響は十分に小さい」とするのは理由がなく、「一定の距離」を理由に外部産業施設の火災・爆発の影響と同等の基準で「影響は十分に小さい」としているならば審査の過誤であり、審査は無効であること。

1. 周辺において安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象に対しての要求

規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）3項および同規則解釈同条部分において外部人為事象について「安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない」旨規定し、その外部事象は敷地周辺の状況をもとに選択されるものとし、例えば近隣産業施設等の火災・爆発が発生した場合においても安全機能が維持できることを要求している。

2. 隣接する東海再処理施設のハザードリスク

東海第二発電所周辺は「原子力のデパートのような地域」（更田委員長）と称される地域である。とりわけ東海第二発電所からわずか2.7km地点に、規制委員会が「潜在的ハザードリスク」として怖れた「東海再処理施設」（日本原子力研究開発機構JAEA）がある。規制委員会の指示でリスクの低減化（液体から固体化）が最優先され、プルトニウム廃液のMOX粉末固化処理は終わったものの、高レベル放射性廃液406m³のガラス固化作業はまだ360m³（2017年6月時点）が残っており、処理完了は2028年までかかる計画である。今年6月に廃止措置計画が認可された東海再処理施設全体の廃止措置に70年、国費1兆円を要するとされている。

存在する高レベル放射性廃液は崩壊熱によって絶えず熱を発生し、冷却機能が喪失すると廃液は蒸発・乾固し、硝酸塩爆発を起こし、また放射線による廃液中の水の電気分解で水素が発生して水素爆発の原因となる。外部電源を喪失し水素掃気ができなくなれば水素燃焼濃度4%に達したところで水素爆発を引き起こす。

東海第二発電所の設置変更許可・運転期間延長認可がされたが、その期間中に隣接する東海再処理施設に存在する高レベル放射性廃液は「ハザードリスク」の対象である。いずれにしろ東海再処理施設で爆発が起これば、高濃度の放射能雲が東海第二発電所を襲い、あるいは廃液の流出により周辺は避難区域・立入禁止区域となれば、その東海第二発電所正常な運転を不可能にし、事故に至ることは必定である。

3. 設置変更許可の審査経過と審査書案パブコメへの回答

申請者日本原電は設置変更許可申請において「近隣の産業施設の火災・爆発の設定」として、

敷地外半径10km以内に存在する産業施設として危険物貯蔵施設及び高压ガス貯蔵施設を抽出し、その施設における危険物等の火災やガス爆発の発生を想定し、火災・爆発による「危険距離」及び「危険限界距離」を算定して必要な離隔ができるとし、また二次的影響としてばい煙及び有毒ガスをも考慮しており、規制委員会は審査でそれらを確認したとされる。

工事計画認可申請と審査においても、近隣の産業施設の火災の許容温度、ガス爆発の爆風圧0.01MPaとなる危険限界距離、破片の飛距離等を検討している。

しかしながら、いずれも申請においてもその審査においても、半径10km以内の産業施設・危険物貯蔵施設として近接原子力施設からの影響、とりわけ規制委員会自身が潜在的ハザードリスクの存在とした2.7kmにある東海再処理施設のハザードを検討した形跡は見当たらない。

審査請求人らは設置変更許可審査書案に対して「東海再処理施設で事故が起これば東海第二原発に影響が及ぶということについて規制委員会が考慮しないのはおかし」とのパブリックコメントを提出した。

しかるに規制委員会は「審査において考慮の対象とする周辺原子力施設は工学的に判断しています。東海再処理施設は廃止措置中であること、JRR-3は出力が十分小さいこと、これらの施設は東海第二とは一定の距離を有していること等に加え、東海第二において想定している重大事故等への対策を踏まえれば、これらの施設の事故により東海第二が受ける影響は、十分小さいと工学的に判断しています」と回答した。

しかし、いったいいつどここの「審査において考慮の対象とする周辺原子力施設」について具体的に検討し判断したのかまったく明らかになっていない。

高レベル放射性廃液が存在しガラス固化作業が行われている以上、「廃止措置中だから」東海第二が受ける影響は十分小さいなどというのは理由にならない。放射性物質において2.7kmの距離をもって「一定の距離を有している」から影響は十分小さいというのも理由にならない。「東海第二での重大事故等への対策」があるから東海再処理施設からの影響は十分小さいというのは単に断定であり、東海再処理施設における事故の有り様を検討した結果ではない。また個々の原子力施設単体で対策があるから同時発災による相互影響についてはじめから考える必要はないと言っているのと同じである。

4. 周辺原子力施設で考慮すべきは近隣産業施設の影響の工学的判断に留まらない。地震・津波などの外部事象による同時発災の危険性は検討されていない。

東京電力福島第一原発事故はマルチユニット同時発災における事故管理能力の脆弱性を露呈させた。それを真剣に教訓とするならば、ほぼ同一地域にあつて地震・津波などの外部事象による東海第二発電所と東海再処理施設の同時発災のリスク評価は最も重要である。

しかも、東海再処理施設の高レベル放射性「廃液」の存在そのものが潜在的なハザードリスク（脅威）として規制委員会自身が認識している以上、他の産業施設の火災・爆発の影響レベ

ルではなく、核ハザードが隣接するリスクとして東海第二発電所の審査において検討されるべきである。

東海第二発電所は敷地標高TP+8m、基準津波TP+17.1mに対して20mの防潮堤を設置し防潮堤を越えてなお敷地を遡上する津波が想定されているが、わずか2.7km離れたところの東海再処理施設は敷地標高TP+5~7mで、基準津波TP+14.2m（高放射性廃液貯蔵所HAW）とされるが、防潮堤などを作る計画もなく津波は敷地建物に直接到来することとなっている。基準地震動は東海第二発電所が1009ガルに対し東海再処理施設は952ガルとされている。

かつて2011年に申立人らがJAEAに対して津波時の想定を問うた時、JAEAは「水没した高放射性廃液貯槽は海水によって冷却されることから大丈夫」などと驚くべき回答をしている。さすがに廃止措置の審査過程ではHAW開口部に14.4mの浸水防止扉を設置し、水没しても海拔18mに可搬型蒸気供給車、給水車、発電機車を設置して対処する方針とされる。

しかるに、東海再処理施設は敷地高は東海第二発電所より1~3m低く、海岸からは320m・河口からは180mである。敷地は2011年東北地方太平洋沖地震時液状化が激しく、そして施設基礎は岩盤に岩着しておらず施設も原子炉のような堅牢な施設ではない。防潮堤も設けない以上、東海第二発電所と同等に想定される津波が直撃した場合、建屋が直撃を受ければ倒壊することも考慮されなければならない。水素掃気機能の喪失、可搬型電源車による冷却や可搬型蒸気供給車による水素掃気の有効性評価とともに、水没による高レベル放射性廃液の液体としての敷地外への流出と汚染が広がるならば、同時発災によるそれぞれの可搬型設備の対策は困難となり、同時に重大事故対策は困難に陥る。最悪の場合、両施設の放棄、撤退も想定しなければならない。

東海第二発電所の審査における近隣産業施設の一般的火災や爆発の影響では済まされない。したがって、危険距離とか危険限界距離の評価、あるいは許容温度や爆風圧といった性格のものではない。まして重大事故対策のためのアクセスルートの確保どころのレベルではないことは明白である。

5. 「近接の原子力施設からの影響に係る審査について」

東海再処理施設の影響についてのパブコメへの回答の中で「周辺原子力施設の事故からの影響は、他の外部事象と同様に、それぞれの申請施設にかかる審査において考慮します」とし、何と東海第二設置変更許可の同日（9月26日）「近接の原子力施設からの影響に係る審査について」なる文書を規制委員会で確認するという事が行われた。

そこでは、「審査の内容」として次のような文言が確認されている。

- 「周辺原子力施設の事故からの影響については主に次の観点から考慮することとなる。
- ①周辺原子力施設の事故が、申請施設の事故の起因とならないこと。

②周辺原子力施設の事故が、申請施設の事故対処において著しい阻害要因とならないこと。」

「考慮することとなる」というのは、今後のことを指示する日本語表現であり、ではいったい東海第二発電所の設置変更許可、工事計画認可の審査において、上記観点からいかように考慮され、審査されたのか明らかでない。

日本原電の設置変更許可申請書にも工事計画届出書、および添付資料・補足説明資料にも、そして審査書にも工事計画認可審査結果にも、「東海再処理施設」なる対象は一言も出ておらず、判断したというのは虚偽である。

以上の通り、東海第二発電所の設置変更許可および工事計画認可において、近接の原子力施設からの影響に係る審査はまっとうに行われておらず、審査の欠落であり無効である。

【理由 2-5】(重大事故対策の抽出が恣意的であること)

抽出した重大事故シーケンスを、「頻度が小さい」とか「あり得ない」として想定する重大事故シーケンスから除外しているのは恣意的であること。

1. 要求事項

福島第一原発事故を教訓にそれまで事業者の自主的な対策にまかされていた重大事故対策が、法43条の3の6の3項で「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力があること」が要求されることとなった。

その下で規則第37条は、①重大事故に至るおそれのある事故が発生した場合は、炉心の著しい損傷を防止する措置、②重大事故が発生した場合には、格納容器の破損および外部への放射性物質の異常な放出を防止する措置を要求している。

2. 申請者による「想定する重大事故シーケンス」からの恣意的除外

「想定する事故シーケンスグループ」は、必ず想定すべき事を要求された事故シーケンスに加えて、個別プラントに対するPRAを実施して「優位な頻度又は影響」がある事故シーケンスが見出された場合には想定する事故シーケンスに追加して重大事故対策の有効性評価を実施することとしている。

しかるに申請者日本原電は、抽出された事故シーケンスの中から、「頻度が低い」「発生確率が極めて低い」ことを理由に想定する事故シーケンスから除外している。また、「機能喪失する設備の組合せが困難」「影響度に幅がある」、あるいは「国内外の先進的な対策と同等のものを講じても損傷防止は困難」という理由で「想定する事故シーケンスグループ」から除外している。

すなわち、炉心損傷に至るおそれのある事故シーケンスでは、地震特有の6つの事故シーケンス(原子炉建屋損傷、格納容器損傷、圧力容器損傷、格納容器バイパス、大破断LOCAを越える冷却材流出、計装・制御系喪失)は頻度の観点では「全炉心損傷頻度に占める割合が極めて小さ」く、影響度の観点では「建屋損傷によって機能を喪失する設備の特定は困難」だからあとはもう発生事象に応じて使用可能な設備を使って対応するしかないので、想定される事故シーケンスには入れないとしている。最後は大規模損壊対策の放水砲で影響緩和するしかないとしている。

津波による「防潮堤損傷」も、頻度の観点からは「全炉心損傷頻度に占める割合が極めて小さ」く、防潮堤損傷で流入した津波でどの炉心損傷防止設備が機能喪失するかは特定困難だから、あとは発生事象に応じて使用可能な設備を使って対応するしかないので、想定される

重大事故シーケンスには入れないとしている。同じく最後は放水砲以外にないとしている。

格納容器破損モードにおいては、「地震によって格納容器本体が損傷」したら、もう直接的な閉じ込め機能喪失であって、国内外の先進的な対策と同等の対策を講じてももはや損傷防止は困難だから想定する事故シーケンスに入れても仕方がないし、有効性評価の対象としても意味がないので、重大事故シーケンスには入れず、放水砲による影響緩和しかないとしている。

必ず想定する格納容器破損モードに分類できない2つの破損モードにおいては、「水蒸気爆発」は発生確率が極めて低いから、また「格納容器隔離失敗」は運転員が手順書にもとづいて確認するから人的過誤による発生確率は極めて低いので「考慮する必要はない」として想定する事故シーケンスグループから除外している。従って対策の検討もその有効性評価も行われていない。

また、申請者日本原電は、BWRで必ず想定しなければならない「原子炉停止機能喪失」の事故シーケンスにおいて、直流電源喪失または全交流電源喪失と原子炉停止機能喪失によるスクラム失敗が重畳すると、代替の原子炉停止手段であるホウ酸水注入系が機能喪失するので炉心損傷を防止することはできないとしながら、「実機のスクラム信号は最大加速度よりも充分小さな加速度で発信し、炉内構造物等が損傷する前に制御棒の挿入が完了する」ことから、「現実的にはこれらの事故シーケンスは発生しがたい」として炉心損傷に至る事故シーケンスから除外している。

さらに「大規模損壊」に至って放射性物質が外部に放出された時の最終段階の事故対策としている「放水砲」による影響緩和は何ら科学的に有効性評価がなされていない。

3. 福島第一原発事故の教訓としてのシビアアクシデント対策

福島第一原発事故後、その調査・検証のために閣議決定で発足した「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」はその報告書で次のように総括している。

「たとえどんなに発生確率が低い事象であっても、「あり得ることは起こる」と考えるべきである。発生確率が低いからといって、無視していいわけではない。起こり得ることを考えず、現実になんか起こったときに、確率が低かったから仕方がないと思えるのは適切な対応ではない。確率が低い場合でも、もし起きたら取り返しのつかない事態が起きる場合には、そのような事態にならない対応を考えるべきである」（平成23年12月26日「中間報告書」）

「発生確率が低いということは発生しないということではない。発生確率の低いものや知見として確立していないものは考えなくてもよい、対応しなくてもよいと思えることは誤りである。さらに「あり得ないと思う」という認識にすら至らない現象もあり得る、言い換えれば「思い付きもしない現象も起こりうる」ことも併せて認識しておく必要がある」（平成24年7月23日「最終報告書」）

そして当時の原子力安全委員会は、「シビアアクシデント時の事象進展や設計上の想定を超える自然事象の発生確率など不確かさが大きい領域や、発生確率はごく低いものの発生した場合の影響が大きい事象についても取り扱う必要がある」（平成23年10月20日 原子力安全委員会決定）と明示された。

福島第一原発事故を教訓に新規制基準ができた以上、この基本的な反省と考え方は新規制基準の根底、とりわけシビアアクシデント対策に貫かれなければならない。

4. 申請者による事故シーケンスからの恣意的除外を「妥当」と判断した審査は無効である

規則37条解釈が指示する個別プラント評価により抽出における「優位な頻度または影響をもたらす」ことの意味は、頻度が低ければ影響が大きくても無視してよいということの意味していない。

しかるに規制委員会は、「頻度が低い」「発生確率が極めて低い」「発生し難い」から重大事故シーケンスにとりあげて想定する必要はないとして重大事故シーケンスから除外している申請を「妥当であると判断」した。

このような規制委員会の審査と判断は重大事故対策の基本方針から逸脱し、したがってそのようなシビアアクシデント対策は法43条の3の6の三項ならびに規則第37条の要求事項を満たしておらず申請およびその審査は無効である。

【理由 3】（法第43条の3の32第2項および規則第114条 運転期間延長申請に関する審査、
ならびに法第43条の3の24第2項保安規定変更申請の審査について）

【理由 3-1】（設計の旧さを検討していないこと）

運転期間延長認可申請の審査は、現在の技術水準から見た「設計の旧さ」（陳腐化）を検討していないこと

運転期間延長認可においては、個々の機器・材料の「経年劣化」というより、まずそもそもの「設計の旧さ」の弱点について検討されていない点につき異議を申し立てる。

1. 原子炉内ケーブルを難燃化できないのはそもそも「設計の旧さ」によるものであること

米ブラウンズフェリーの火災の経験を経た1980年台以降の原発のケーブルは難燃ケーブルが開発されて標準仕様となっている。1970年台初頭の設計である東海第二発電所はまだ難燃ケーブルが開発されていない時期の設計のためにケーブルは可燃性ケーブルが使われている。同時期の福島第一原発5、6号機は運転開始を延ばしても、開発されたばかりの難燃ケーブルを採用しているが、東海第二原発は難燃ケーブル使用の方針を採用しなかった。

新規基準となつてのち、規則8条は「火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれない」ことを求め、火災防護に係る審査基準2.1.2(3)で「ケーブルは難燃ケーブルを使用すること」とされた。

しかるに規則8条における「安全性が損なわれないこと」の要求を、「安全施設が安全機能を損なわないこと」という解釈とし、審査基準では「安全機能を有する構築物、系統及び機器」が「難燃性材料を使用した設計であること」とされ、安全系のケーブルが「難燃ケーブル」であれば基準に適合することとなった。

東海第二発電所にあつて申請者は、ケーブルの難燃化対象を安全系のみに限定し、それ以外は要求されていないとした。しかも審査基準2.1.2の「難燃性材料と同等以上の性格を有するものはこの限りではない」との「但し書き」を使って、結果として全長1400kmに及ぶケーブルの約15%しか難燃ケーブルに交換せず、規制委員会はそれを了解した。

規制委員会更田委員長は11月の衆院経産委員会で「すべてのケーブルを難燃性のケーブルに交換するということが究極の対策か」というと、逆に交換作業によってさまざまところを（平たい言葉で言って恐縮だが）いじり倒すことになって」かえって危険との説明をしている。ここでも安全系のケーブルさえ難燃化または同等の性能であればよいことが前提となっているが、原子炉の中を縦横に走るケーブル類において、安全系と非安全系を分離して安全系さえ守られればよいとするのは、逆に非安全系は延焼しても構わないことを前提とする設計の容認であつて、これは現在の標準の規格水準からして「設計の旧さ」を容認するものである。

難燃ケーブルに交換することは原子炉を「いじり倒し」すことになってかえって危険という

事実は、そもそも当時の設計基準と技術がすでに陳腐化しているがゆえの困難であり、そのような意味で現在の技術水準を満たしていないすでに時代遅れの設計の原子炉であり、現在の技術水準から考えたとき、これ以上の運転を行うことはバックフィットの原則からしても容認されるべきではない。

2. 火災防護上、EDG・電源室を分散配置できないのも基本設計の設計思想の旧さによるものであること

福島第一原発と同様、東海第二原発は非常用ディーゼル発電機、電源室は複数の系統がそれぞれ「地階の一室」に集中して配置されるという古い設計となっている。まだ「分散配置」の設計思想が適用される前の古い設計思想による配置である。このことが津波による炉心損傷確率を高くしている。ケーブルと同様、これを系統毎に部屋を違えたり階を違えたり構造変更することはひとつの体系となっている設計思想を攪乱することになってしまうことから容易にいじれない（設計変更できない）。結果として水密扉とか防潮堤という後付けの弥縫策に終始せざるを得ない原子炉である。安全設備であるDG室および電源室の一室配置の設計は同時喪失のリスクを免れない。

そして要求される火災防護を見たそうとすると、狭い一室の中で系統を区分して防火壁や防火板の追加設置で火災防護せざるを得ず、その機能性は低下する。火災防護壁しかり、火山灰対策においては非常用ディーゼル発電機の吸気口への外付けフィルターの設置しかりである。

機器の寿命、経年劣化によるリスクという点においても、電源盤は20年、非常用ディーゼル発電機の期待寿命は40年と言われており、過去のトラブルでも東海第二の非常用ディーゼル発電機のトラブルはわが国で最も多いと指摘されているのであるから、非常用ディーゼル発電機は最新のものに更新してしまえば駆体も1/3程度になって火災防護空間にも余裕ができるはずであるが、入替の計画はない。

分散配置の設計思想を持ち得なかった当時の設計の原子炉をそのまま「使い倒す」ことは現在の技術水準、規制水準からしたら設計構造自体の旧さ、陳腐化を容認するものであり、その安全性を設計構造上の分散配置、多重性、多様性によって安全性を担保することは困難である。

このような現在水準から見た設計の旧さによる脆弱性を検討しないままの運転期間延長認可は無効である。

3. 東日本大震災で東海第二発電所の設計に多重性・多様性がないことが露呈したこと

2011年東日本大震災の被災によって、はからずも東海第二原発が多重性、多様性がないことが露呈した。最も重要な点は3台の非常用ディーゼル発電機のうちたった1台がダウンしただけで、原子炉の冷却に必要なポンプ4台のうち3台もが動かなくなったことである。被災時に上記のような機能を発揮できないのは「基本設計において多重性がない」原子炉であることが明らかになっている。

また、同様に1台の非常用ディーゼル発電機がダウンしたことで、格納容器内上部ペロシティー近辺の温度が141℃にまで上昇した。これは福島第一原発3号機と同じ挙動を示したも

のだが、日本原電はその原因と対策を説明していない。一説によれば非常用ディーゼル発電機1台がダウンしたことで格納容器空調2台のうち1台がダウンしたことで、片肺の機能しか維持できなかつたとも言われる。一般的に「多重性」とは2台のうち1台がダウンしても安全機能が通常に維持されることを言う。

なお、日本原電は住民説明会で、住民からの「震災の際に格納容器上部温度が141℃にまで上昇した原因は？」との質問に対して、日本原電東海第二副所長は「格納容器の温度が140℃まで上がったということは私どもは認識しておりません。格納容器の温度も圧力もずっと監視していましたので、そんなようなことにはなっておりません。私がそこにいましたので事実です。」などと虚偽の説明を行った（2016年11月30日の住民説明会）。

しかるに規制委員会にはその事実を報告しているようで、運転期間延長認可の際に山中委員より「本プラントは地震を経験したプラントでありますのでその点も考慮して審査を進めてまいりました。特に地震後、原子炉の温度を下げる際にSRV（主蒸気逃し安全弁）を解放したために、原子炉格納容器内の温度が百数十度に上昇した点を考慮し、コンクリートの強度、遮蔽性能を評価、審査いたしました」とされ、更田委員長は「震災を経験していることで、例えば火災のような高い温度を経験した場合の水分移行に関しては蓄積があるだろうと思うのですけれど、SRVを噴いた程度の温度だと、さっき180度前後（※正しくは、約140度前後）でしたね。大した温度ではないと言うとあれだけれども、知見がないのではないかと思う」と発言している。

福島第一原発3号機は炉心損傷の事態で格納容器温度が200℃を超過したが、東海第二でSRVが170回も噴いた時に、圧力容器の圧力が弁の耐圧を越えて弁から格納容器ドライウエルに放射能を含む蒸気が漏れ出た疑いさえある。コンクリート強度の確認だけでなく、こうした基本設計の機能維持性能が適格かどうかを審査されるべきところ、そうした審査が行われた形跡はない。

さらに、スクラム時にはそれを確実にするために保護系母線を断つ設計となっていることから、この保護系母線に接続されている広帯域水位計も電源を断たれてスクラム後の広帯域水位は計測できない状態となり、スクラム後の原子炉水位を測るためには水位計への電源を「手動」でつなぎ直すのが手順になっていると日本原電は説明している。スクラムすると原子炉水位が測れなくなり、その都度手動で電源をつなぎ直すのが通常の手順などという設計があり得るのかという疑いは残されたままであり、水位計を増やせばよいという問題ではない。審査においても被災経験のプラントであることを考慮して審査したと言うが、運転期間延長審査においてこうした設計上の問題について健全性を維持できるのかの審査が行われた形跡はないまま運転延長が認可されており再審査が求められる。

以上のように、運転期間延長にあたっては、現在の水準からの体系的な再評価が必要であるにもかかわらず、設計の旧さによる構造的脆弱性の検討・審査が行われなれないことは、「規制自身が旧態依然で陳腐化している」ことを示すものであり、少なくとも世界水準並みのオプソレッセンス・マネジメント（陳腐化対策）が老朽化審査基準に体系化されなければならない。

【理由3-2】(保安能力の審査がおこなわれていないこと)

保安規定変更認可においてこれまでの保安能力の審査が行われていないこと及び監視体制がないこと

運転期間延長申請における保安規定変更認可においては、保安規定の文面の審査だけではなく、過去の保安能力の審査が体系的に行われていないこと。

1. トラブル件数が日本一多い日本原電の保守管理能力

日本では他国のようにトラブル情報の活用が制度化されておらず、民間機関（ニューシア）による情報集約がよようその情報にもとづく分析をはじめた水準である。

このトラブル情報によると、事業者別の法令上の届出義務のあるトラブルを含めてトラブル件数は日本原電が極端に多い。プラント別で見ると運開後の年平均トラブル件数は敦賀1号（廃炉決定済）がトップ（1.93件/年）、2位が東海第二（1.66件/年）でいずれも日本原電のプラントである。営業運転開始後30年以降のプラント毎のトラブル件数では、東海第二がトップで1.3件/年で（他のプラントは0～0.8件/年）、30年以降再びトラブル件数が増加傾向を示し、バスタブ曲線を描きつつある。

運転期間延長申請者日本原電は「良好な安全運転の実績を積み重ねている」また今後も「不断の保安活動を実施する」から大丈夫だと説明している。

しかし、保安活動を計画的に不断に実施しているのに、どうしてトラブルが減らないのか。少なくとも同業他社並みにならないのか、ここには保安能力の本質的問題があり、今後果たして機器の劣化状況を的確に保守管理できる能力があるのかについて、規制委員会で充分審査されていない。

2. 保守管理能力の審査体制

米国規制当局のNRCは全米のプラントに対して毎年統計をまとめ、バスタブ曲線における上昇の兆しがないかも監視しており、トラブルの有意な上昇がないことがライセンスのリニューアル認可（延長認可ではない）の要件となっている。NRCによる監視と審査の対象は事業者の「劣化管理能力」に向けられており、事業者の保安全管理活動が期待した結果を出していない場合は、事業者の保安全管理活動になんらかの本質的な問題があると理解されている。

また、米NRCでは経年劣化の知見もGALLレポートしていきまとめられ、事業者の管理計画が管理対象をもれなく抽出しているかも含めて劣化管理の評価項目と指針が統一的に定められている。

それに比して日本では規制委員会の「高経年化対策実施ガイド」と学会による「PML基準」はまだ極めて大雑把であり、個々の機器・構造物の具体的な評価事項や評価手法は電気事業連、電気協会任せで、そこから出てくるものを規制委がエンドースするというのが常態化している。

保安全管理能力の審査体制が整備されていない状態で保安規定の認可はその有効性が疑われる。

【理由 3-3】(脆化管理、長期耐震評価が不十分なこと)

高経年影響評価の審査において脆化管理条件、長期耐震評価が不十分であること

1. 長期劣化の監視体制が不十分であること

原子炉鋼材の脆化の監視試験の経験式(JEAC4201)についても、規制委員会から1年以内の見直しを求めても今だ提出されておらず、正式にエンドースされていない「条件付き使用」のまま東海第二の圧力容器鋼材の経年劣化評価も行われた。経験式は経験式でしかなく、すでに事業者らはこれまの「予測式」を「傾向式」という認識に変更する動きがある以上、当該実機の照射劣化を科学的に監視、検証できる条件が必要である。

しかし東海第二は監視試験片もすでに取り出し切ってすでに尽きているが、規制委員会は試験済の残材を使った再生試験片の再投入による延長期間中の5回目の劣化試験を容認している。また熱影響を受けている溶接部の試験片は再生できないのでHAZ部は事実上照射劣化を調べるすべがない状態で運転延長を認可している。同社の同じBWR敦賀1号の廃炉措置に伴う圧力容器の解体・切り出しによる劣化状況の詳細な検証と東海第二の比較・検証も自主的にできるころ、それも社としての長期保守管理の課題となっていない。

BWRの東海第二にあつてはシュラウドが照射劣化の注意対象である。すでに2010年の定期検査でシュラウドサポートの溶接部のひび割れ指示模様が目視で7か所から10か所へ、さらに検査対象範囲を広げたUT探傷試験で新たに21か所の確認と拡大している。新たな亀裂の発生を抑制するためにウォータージェットピーニングにより残留応力低減対策を行っていると言われるが、UT探傷試験ができない部位が存在している。

審査では炉内の内面についてはすべて点検が実施されていると言う。しかるに、圧力容器内下部のジェットポンプの下部は溶接固定されている以上、取り外すことはできないはずで、申請者日本原電の報告は鵝呑みにできない。

2. 構造的弱点の耐震応力評価が不十分であること

耐震応力評価においても、【理由1の1】で述べたスタビライザと格納容器結合部は「経年劣化事象を考慮した機器・構造物」に入っていないのか、熱応力までを評価していないのか、「応力評価の結果、発生応力が許容応力を下回った」とし、「累積疲労係数評価もすべて1を下回った」としている。累積疲労評価は、これまでの40年の過渡回数実績の頻度を1.5倍して今後60年までの推定過渡回数による疲労評価をして疲労累積係数が1を下回ったとするが、上記結合部の計算結果は見当たらない。

以上の通り、高経年影響評価の審査において、脆化管理条件ならびに耐震評価は不十分であり異議を申し立てる。

補正書

2019年1月18日

原子力規制委員会殿



2018年12月25日付審査請求書について、下記のとおり補正します。

記

- 一 審査請求人の氏名及び住所
 - 別紙1「審査請求人一覧」 請求人追加
 - 別紙2「総代互選書」 追加116名分

以上

別紙 1

2019年1月18日追加補正

審査請求人一覧

(請求人の追加を含む あいうえお順)

No.	請求人
1	総代
2	請求人 (追加)
3	請求人 (追加)
4	請求人 (追加)
5	請求人 (追加)
6	請求人 (追加)
7	請求人 (追加)
8	請求人 (追加)
9	請求人 (1次)
10	請求人 (追加)
11	請求人 (追加)
12	請求人 (1次)
13	請求人 (追加)
14	請求人 (追加)
15	請求人 (追加)
16	請求人 (1次)
17	請求人 (追加)
18	請求人 (追加)
19	請求人 (追加)
20	請求人 (追加)
21	請求人 (追加)
22	請求人 (追加)
23	請求人 (1次)
24	請求人 (追加)
25	請求人 (追加)
26	請求人 (追加)
27	請求人 (追加)
28	請求人 (追加)
29	総代
30	請求人 (追加)
31	請求人 (追加)
32	請求人 (追加)

33		請求人 (1 次)	
34		請求人 (追加)	
35		請求人 (追加)	
36		請求人 (追加)	
37		請求人 (追加)	
38		請求人 (追加)	
39		請求人 (追加)	
40		請求人 (追加)	
41		請求人 (追加)	
42		請求人 (1 次)	
43		請求人 (追加)	
44		請求人 (追加)	
45		請求人 (追加)	
46		請求人 (追加)	
47		請求人 (追加)	
48		請求人 (追加)	
49		請求人 (追加)	
50		請求人 (追加)	
51		請求人 (追加)	
52		請求人 (追加)	
53		請求人 (追加)	
54		請求人 (追加)	
55		請求人 (追加)	
56		請求人 (追加)	
57		請求人 (追加)	
58		総代	
59		請求人 (追加)	
60		請求人 (追加)	
61		請求人 (追加)	
62		請求人 (追加)	
63		請求人 (追加)	
64		請求人 (追加)	
65		請求人 (追加)	
66		請求人 (追加)	
67		請求人 (1 次)	

68		請求人 (追加)	
69		請求人 (追加)	
70		請求人 (追加)	
71		請求人 (追加)	
72		請求人 (追加)	
73		請求人 (追加)	
74		請求人 (追加)	
75		請求人 (追加)	
76		請求人 (追加)	
77		請求人 (追加)	
78		請求人 (追加)	
79		請求人 (追加)	
80		請求人 (1 次)	
81		請求人 (追加)	
82		請求人 (追加)	
83		請求人 (追加)	
84		請求人 (追加)	
85		請求人 (1 次)	
86		請求人 (追加)	
87		請求人 (追加)	
88		請求人 (追加)	
89		請求人 (追加)	
90		請求人 (追加)	
91		請求人 (追加)	
92		請求人 (追加)	
93		請求人 (追加)	
94		請求人 (追加)	
95		請求人 (追加)	
96		請求人 (追加)	
97		請求人 (追加)	
98		請求人 (追加)	
99		請求人 (追加)	
100		請求人 (1 次)	
101		請求人 (追加)	
102		請求人 (追加)	

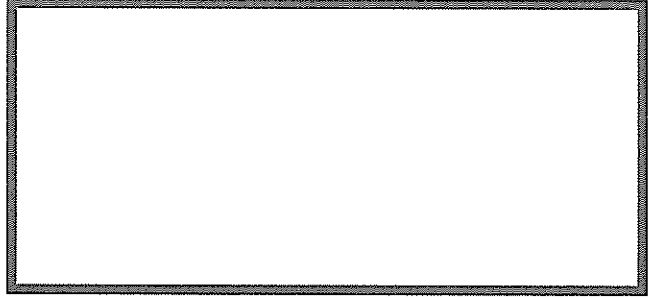
103	請求人 (追加)
104	請求人 (追加)
105	請求人 (追加)
106	請求人 (追加)
107	請求人 (追加)
108	請求人 (追加)
109	請求人 (追加)
110	請求人 (追加)
111	請求人 (追加)
112	請求人 (追加)
113	請求人 (追加)
114	請求人 (追加)
115	請求人 (追加)
116	請求人 (追加)
117	請求人 (追加)
118	請求人 (追加)
119	請求人 (追加)
120	請求人 (1次)
121	請求人 (追加)
122	請求人 (追加)
123	請求人 (追加)
124	請求人 (追加)
125	請求人 (追加)
126	請求人 (追加)
127	請求人 (追加)
128	請求人 (追加)
129	請求人 (追加)
130	請求人 (追加)

別紙 2

2019年1月18日追加補正

総代互選書 116名分（綴り）

総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

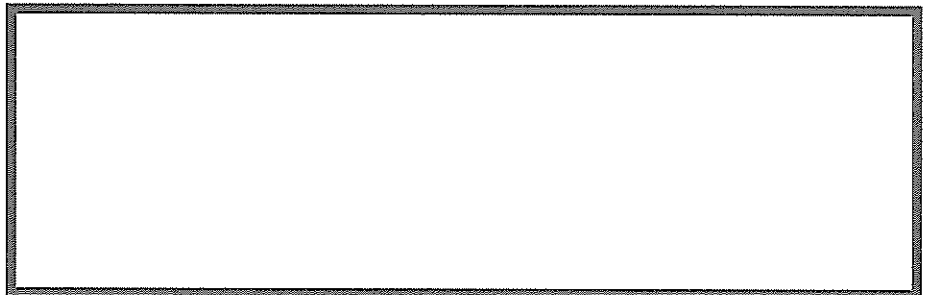
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

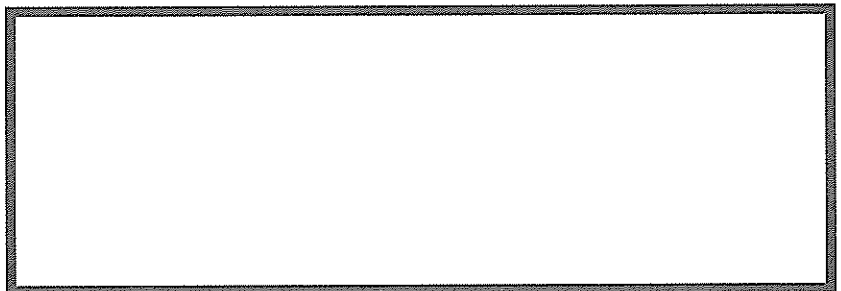
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

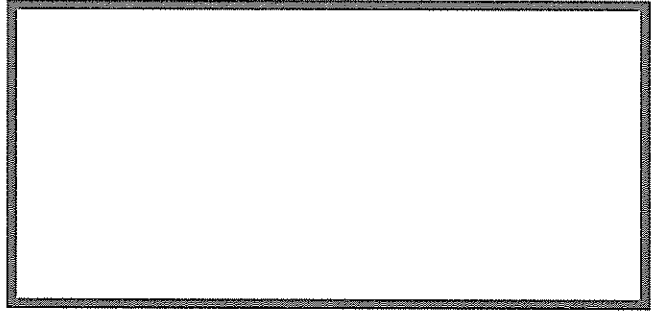
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

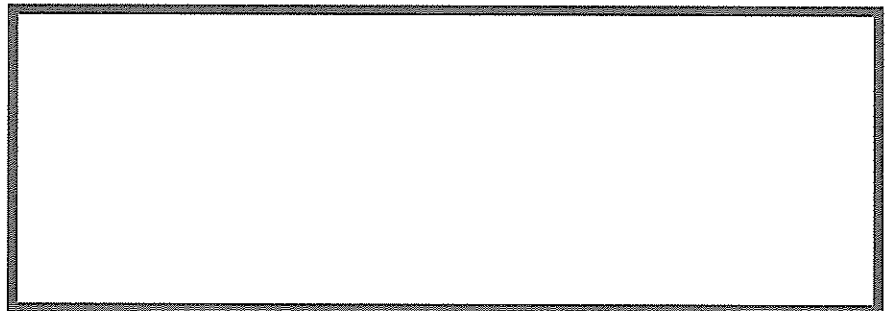
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

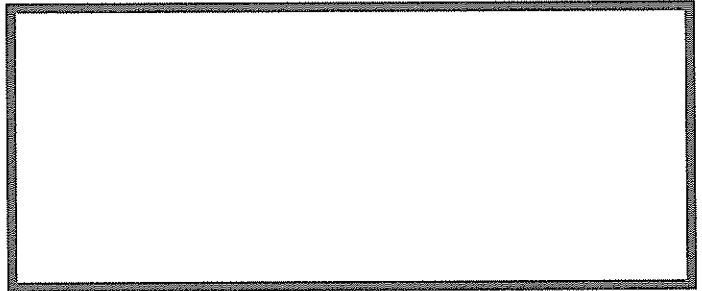
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

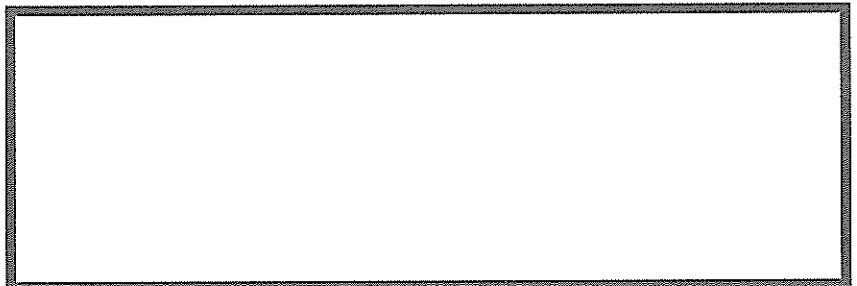
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

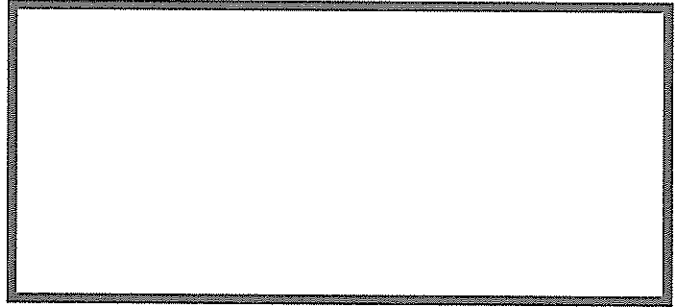
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

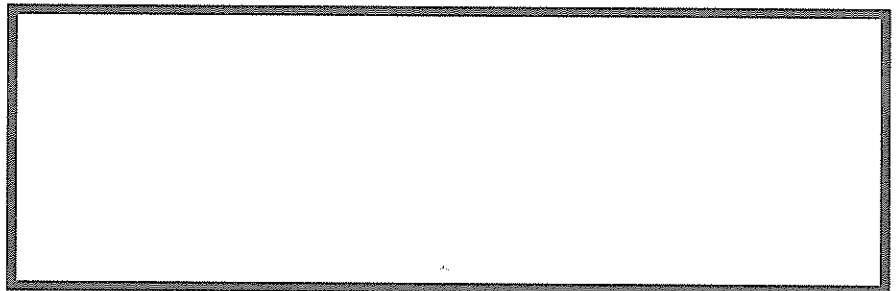
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

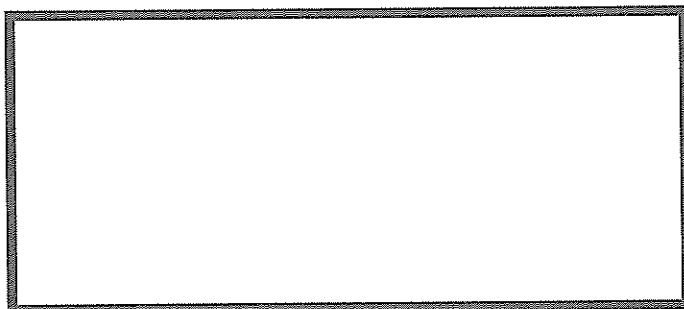
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月7日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

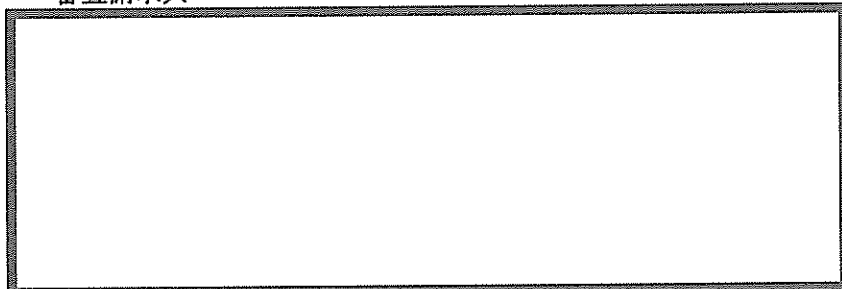
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

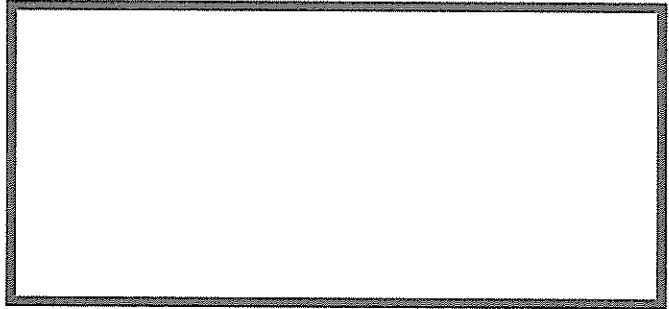
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

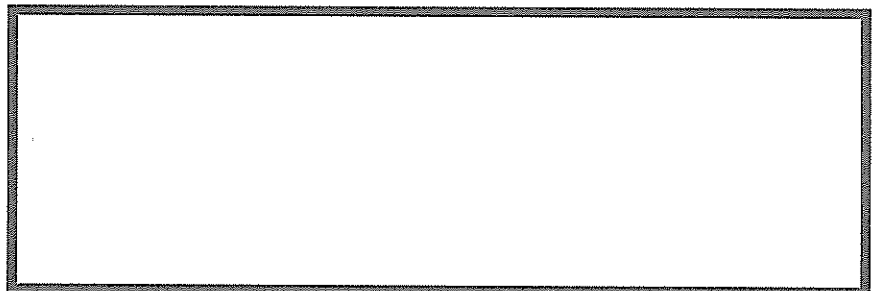
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

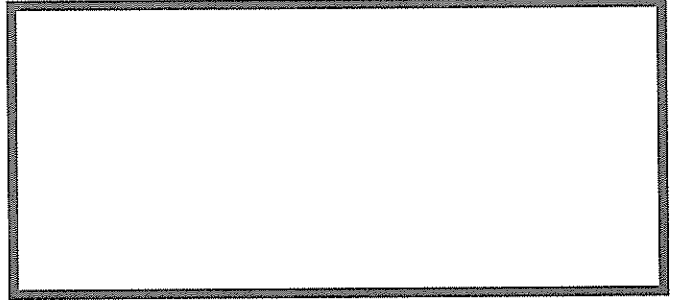
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設備変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 6 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

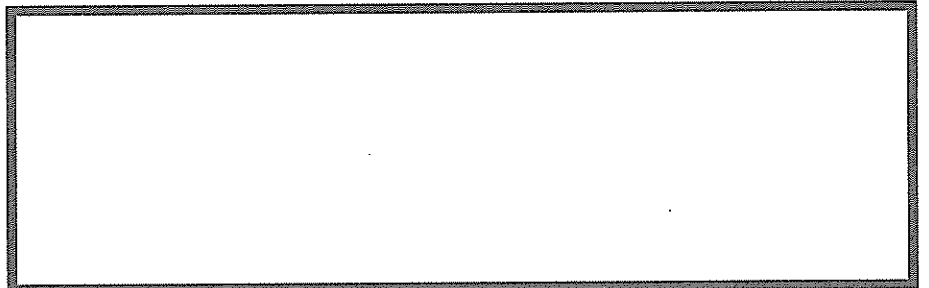
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

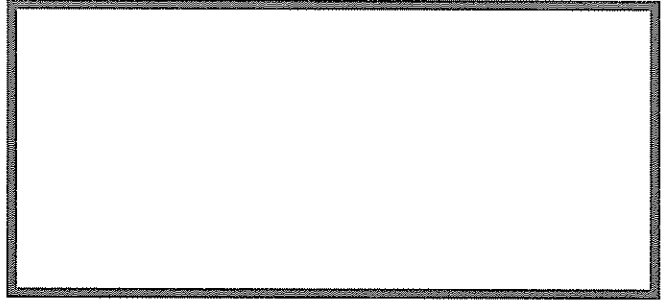
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

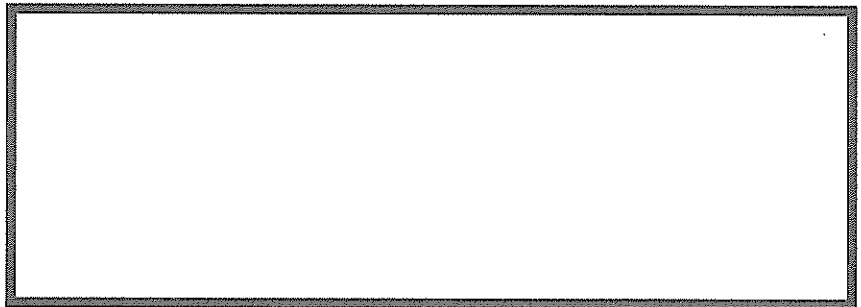
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

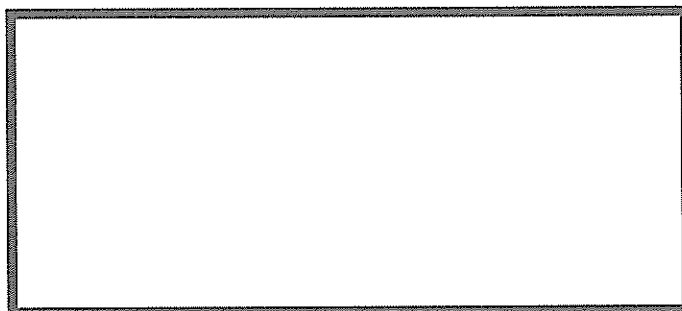
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

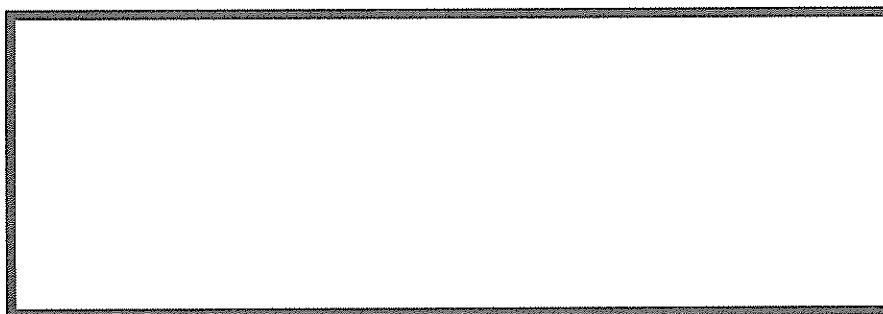
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

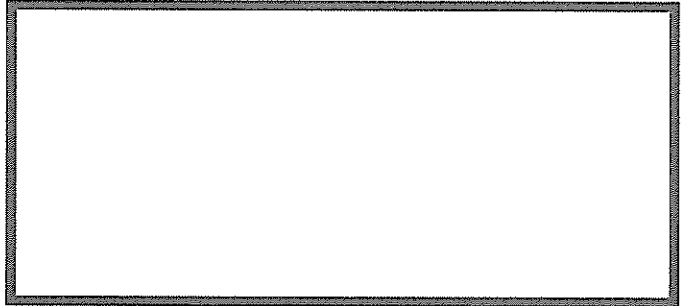
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 〇 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

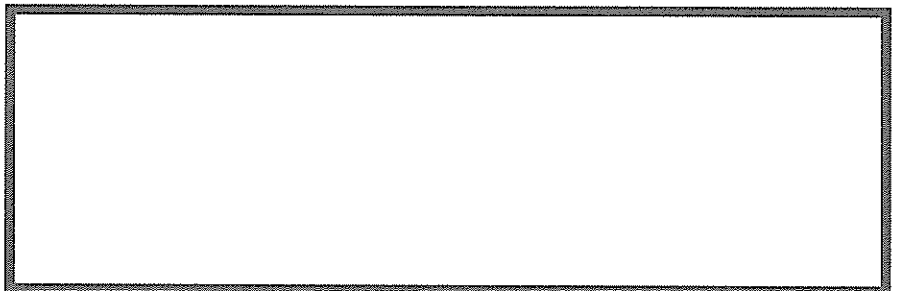
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

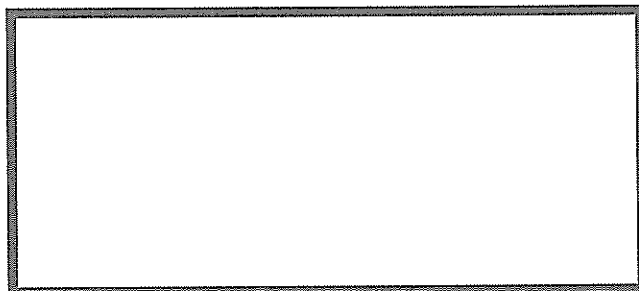
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

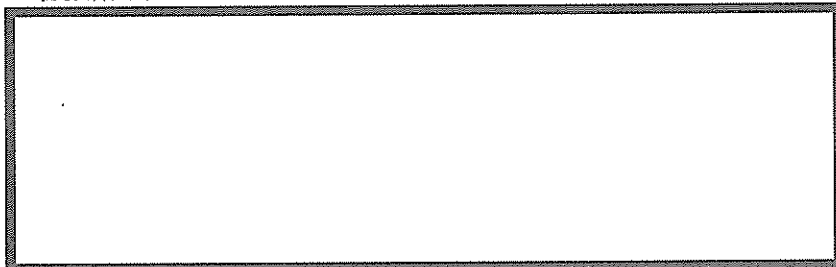
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

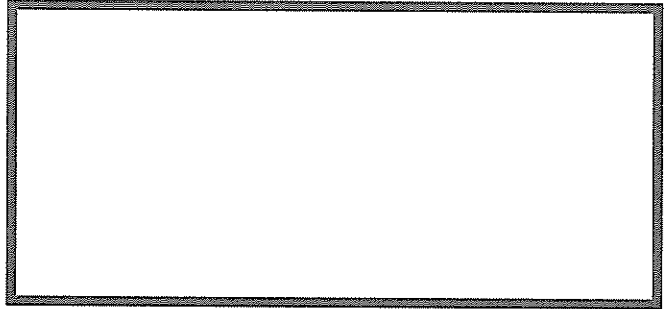
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

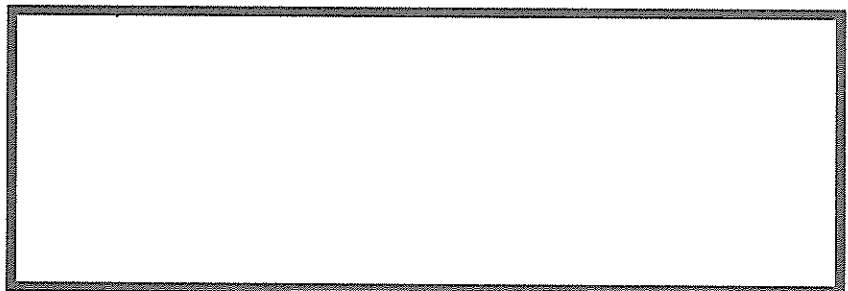
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

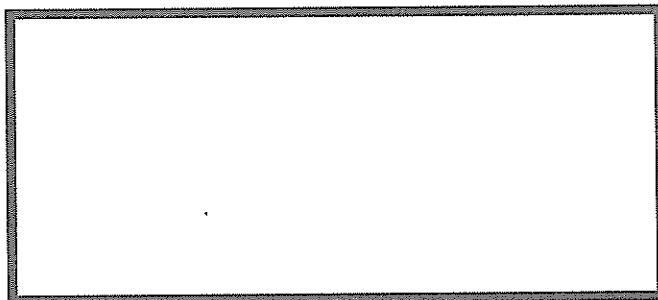
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 8 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

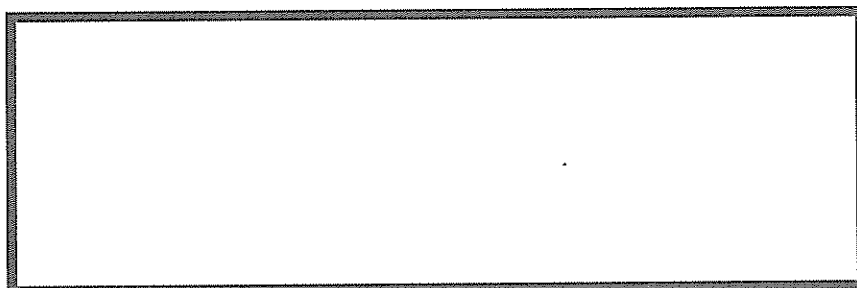
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

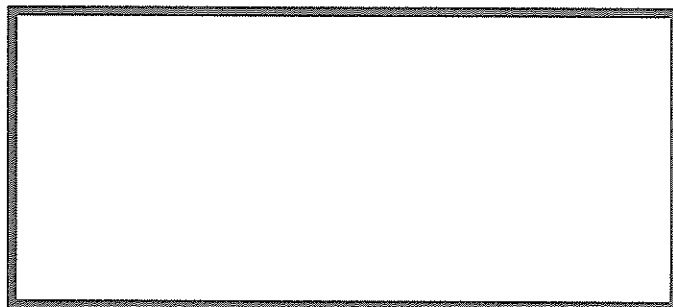
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月17日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

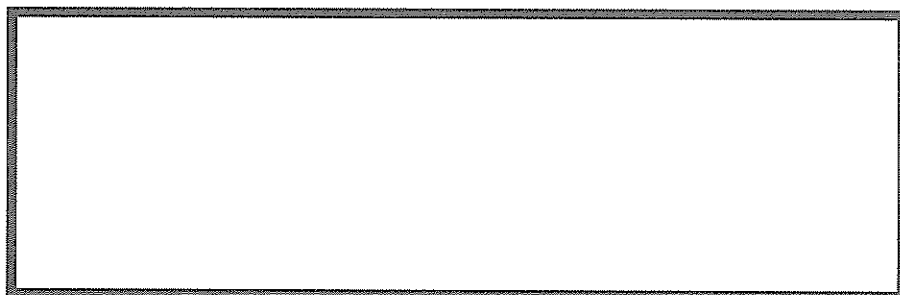
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

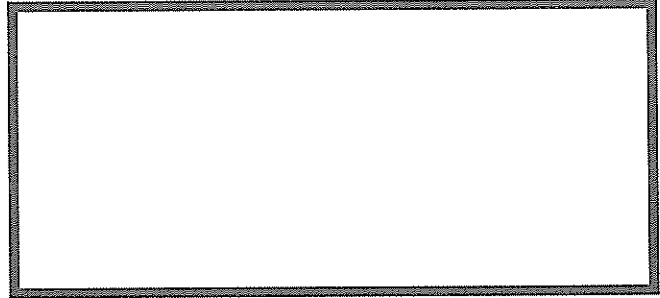
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

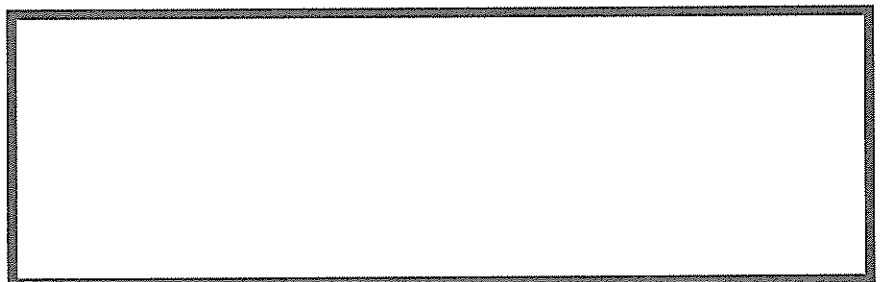
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

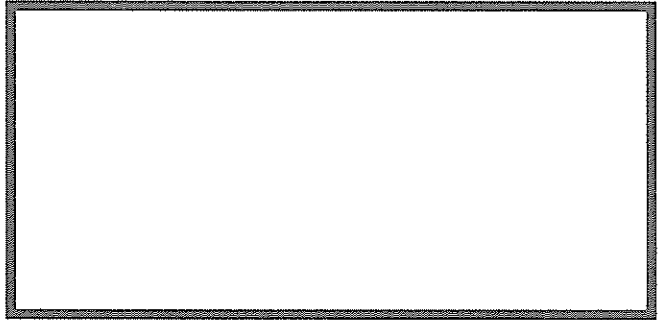
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

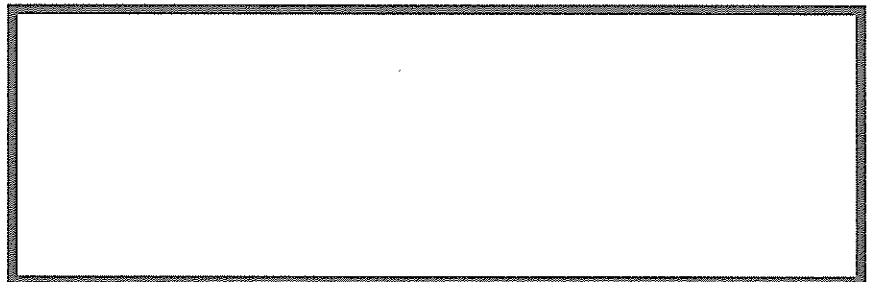
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

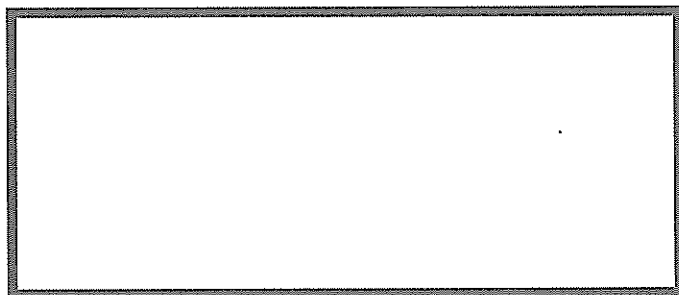
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

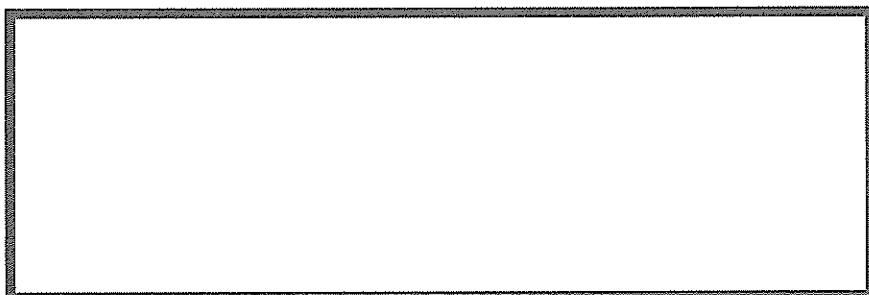
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

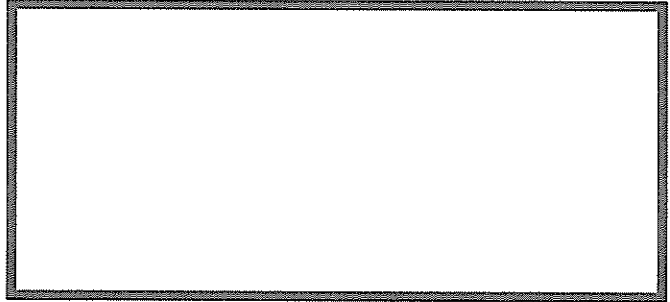
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月⁵日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

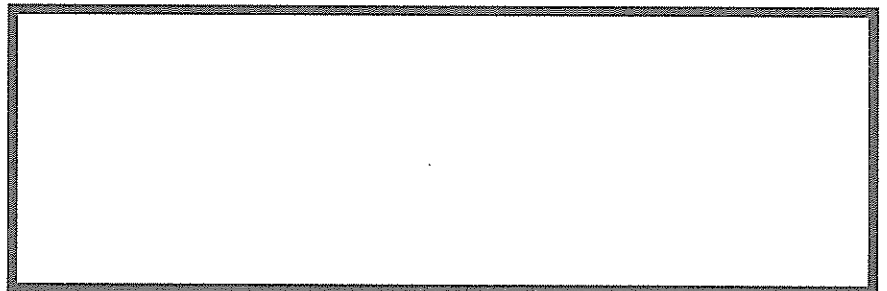
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

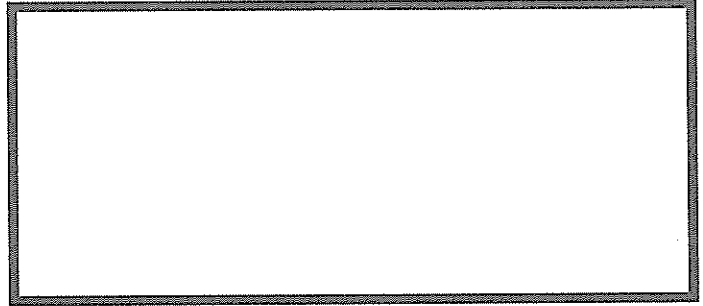
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 6 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

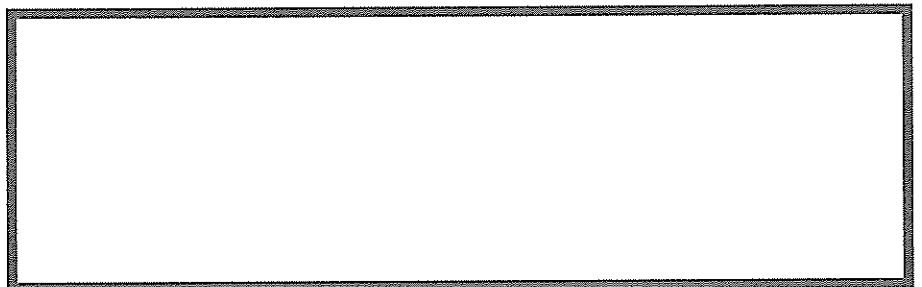
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

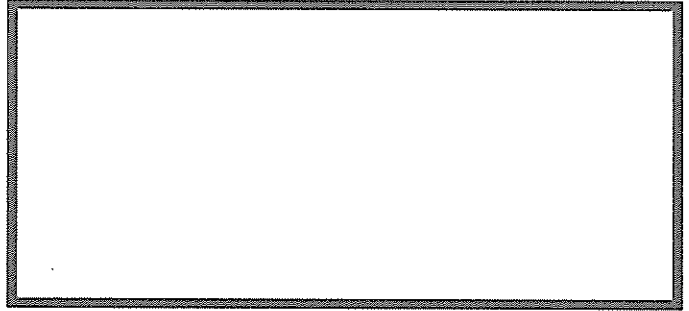
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

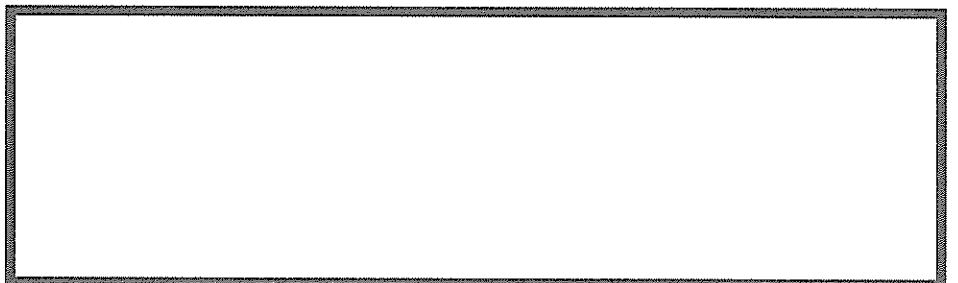
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

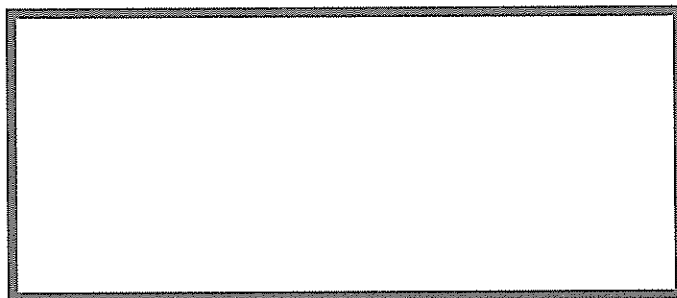
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

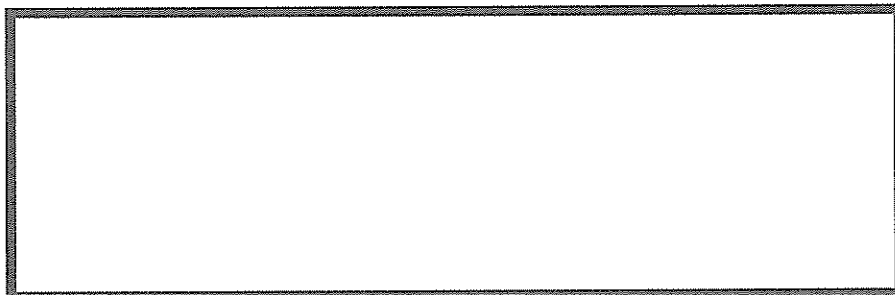
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 9 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

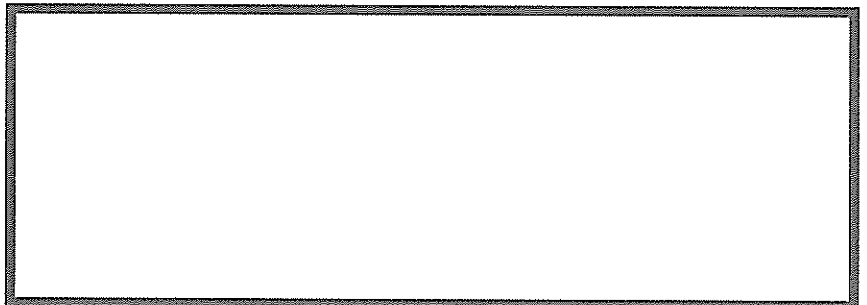
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

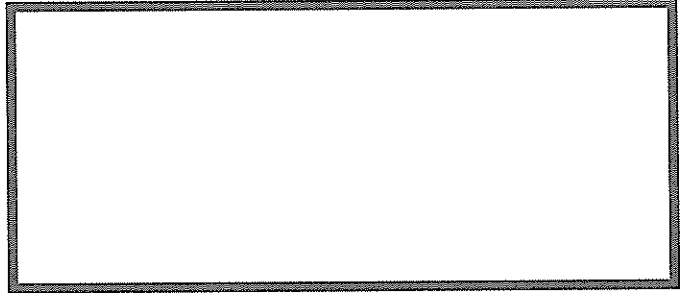
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設備変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月8日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

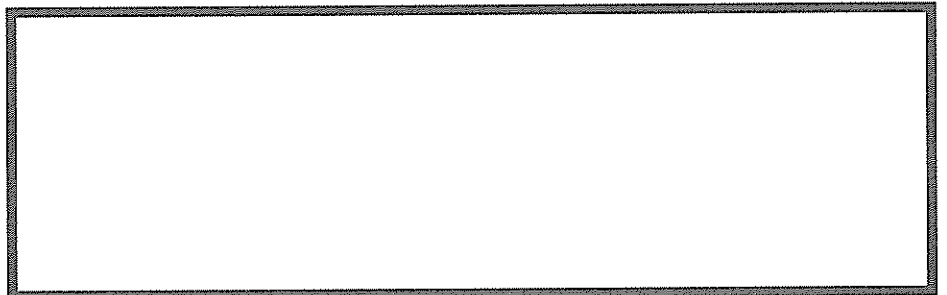
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

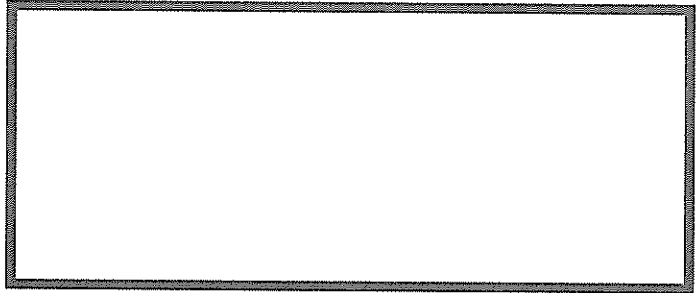
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

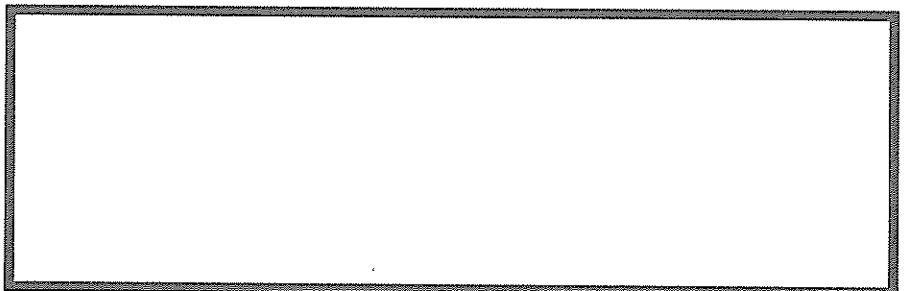
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

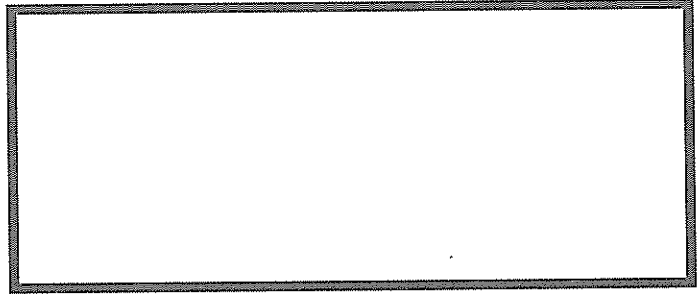
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 ~~4~~ 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

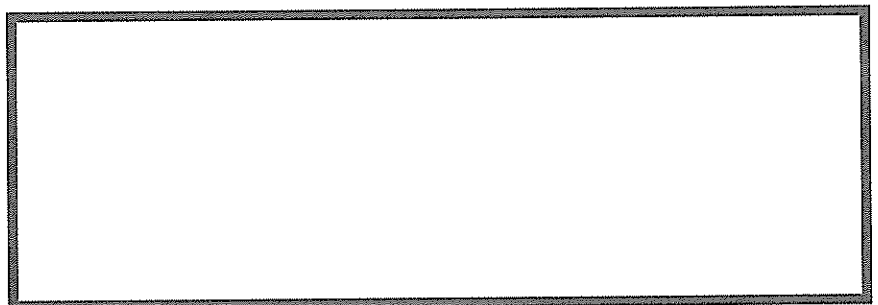
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

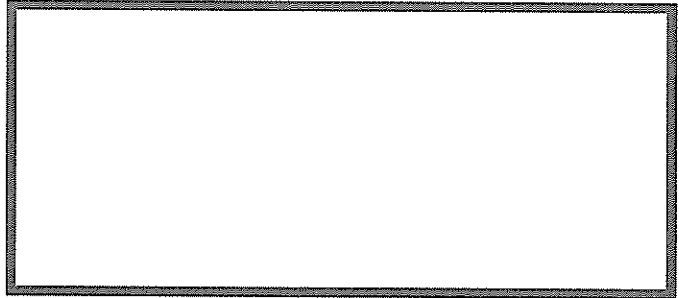
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

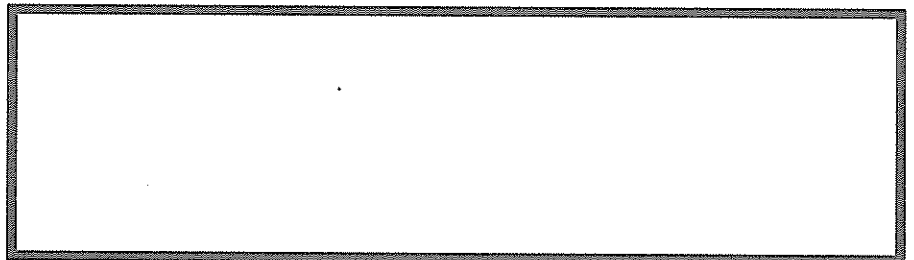
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

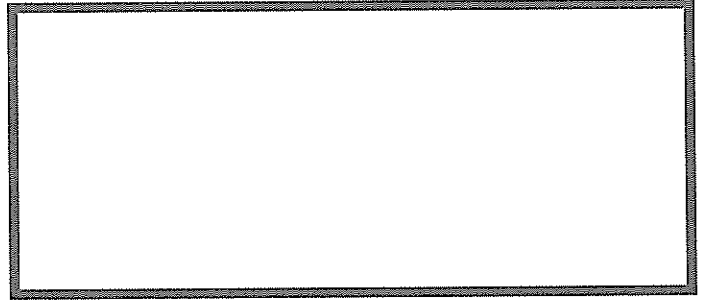
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月7日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

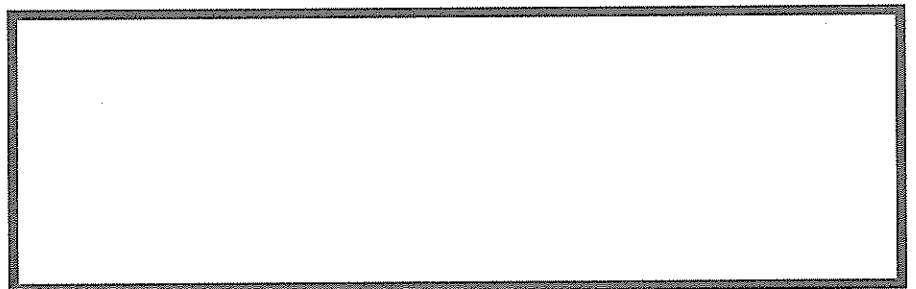
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

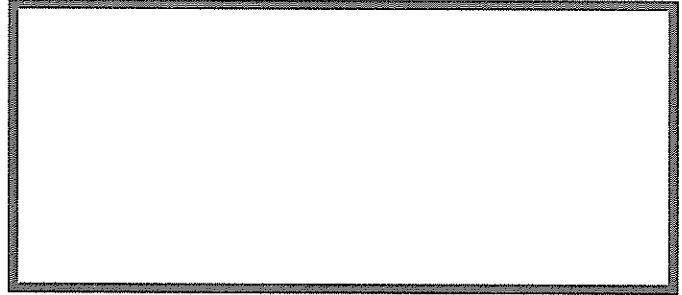
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月7日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

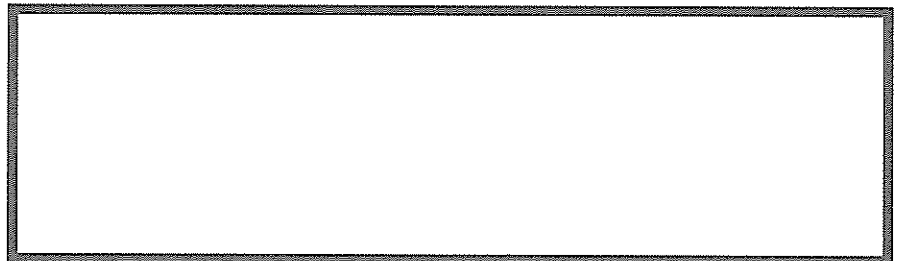
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

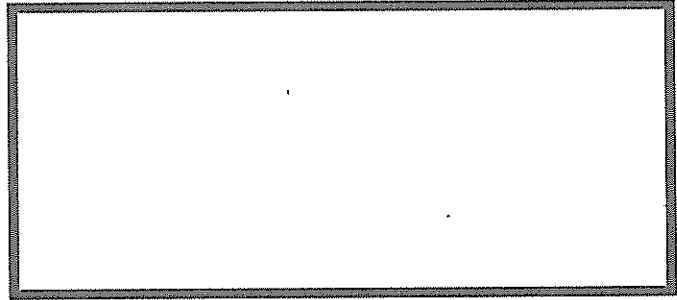
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

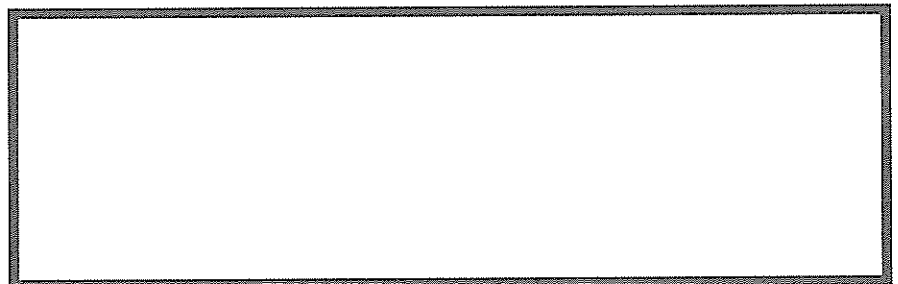
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

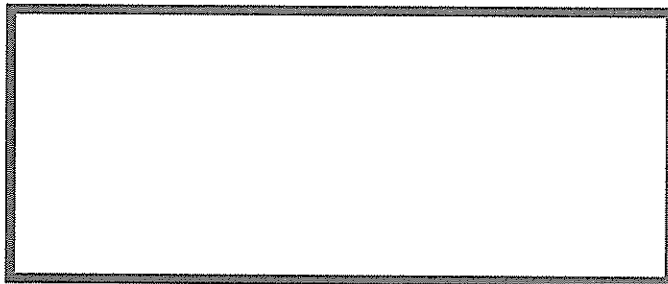
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月~~4~~日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

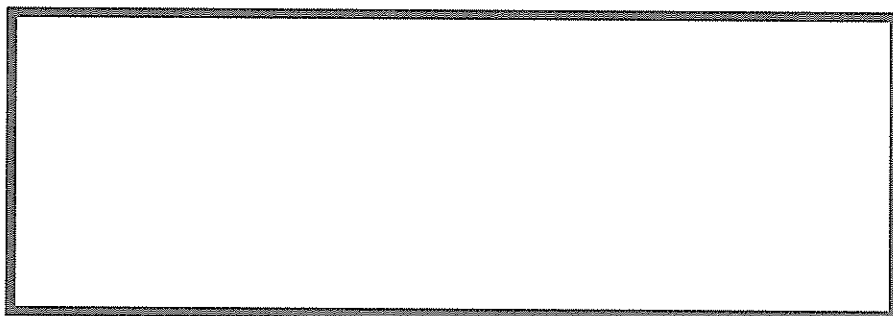
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

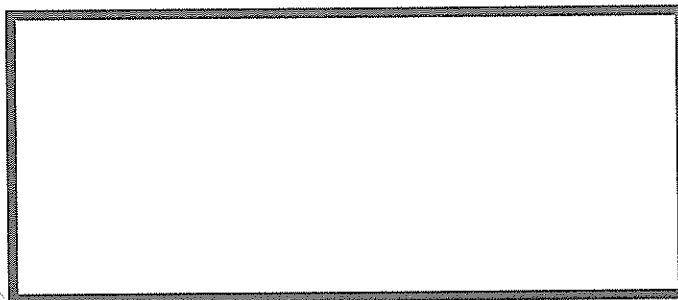
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

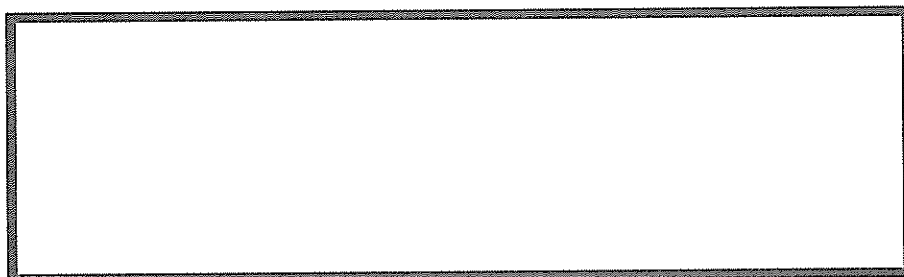
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

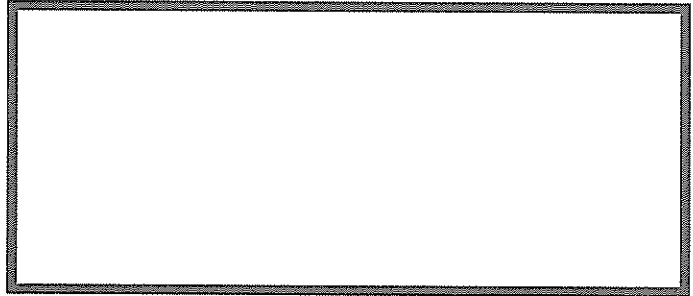
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

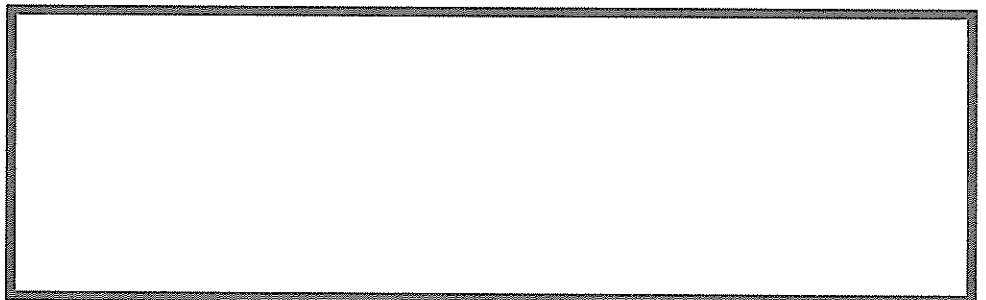
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

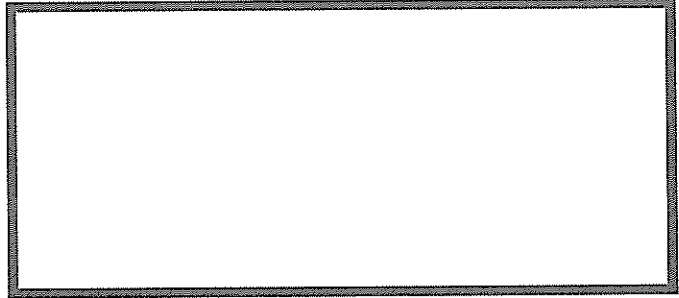
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 〆 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

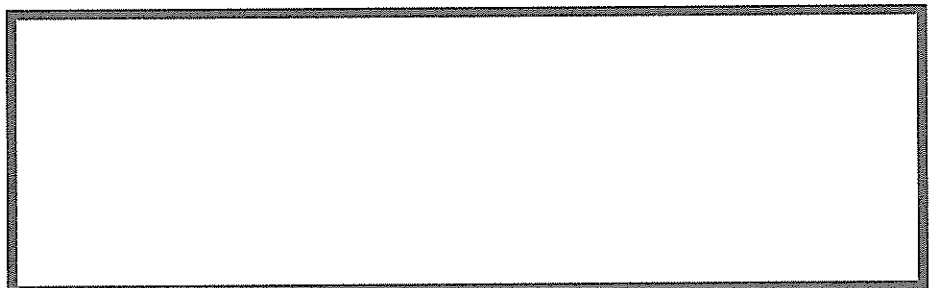
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

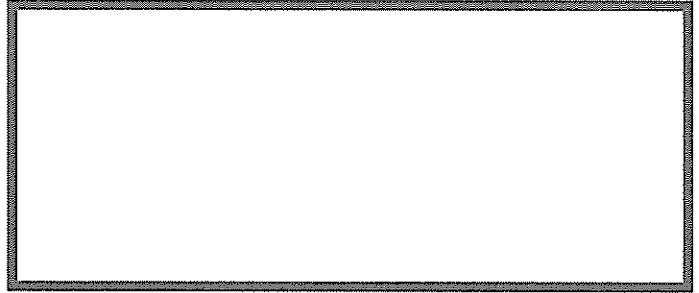
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

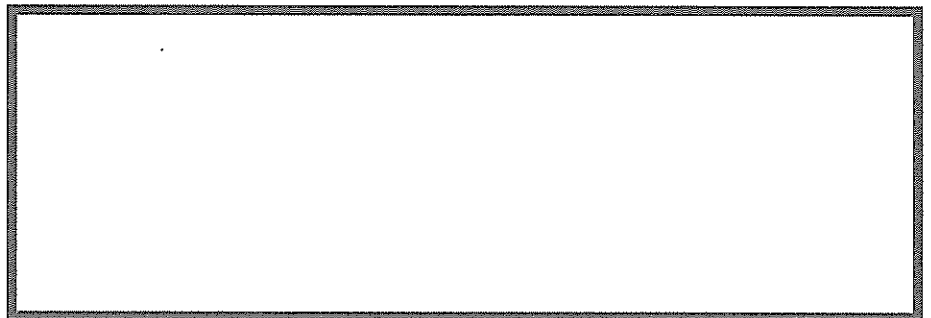
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

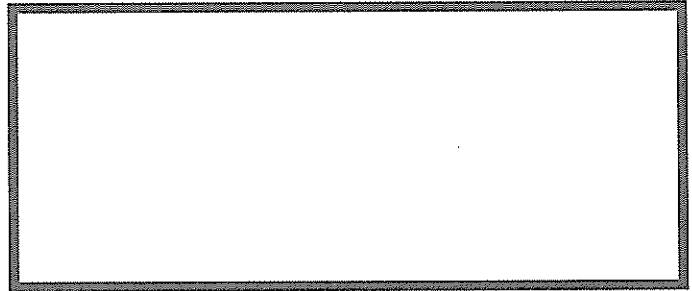
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設備変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

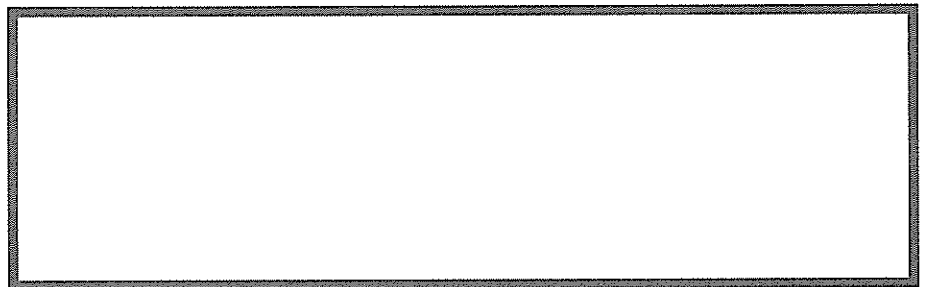
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

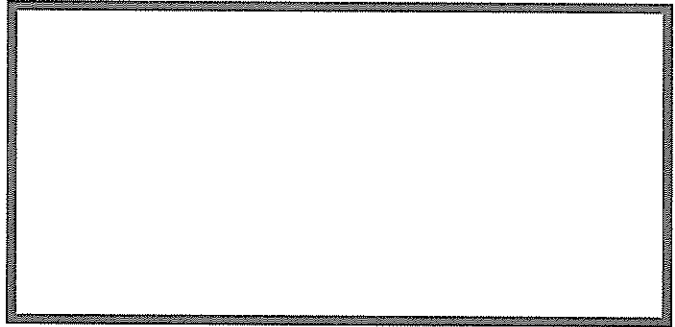
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 〇 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

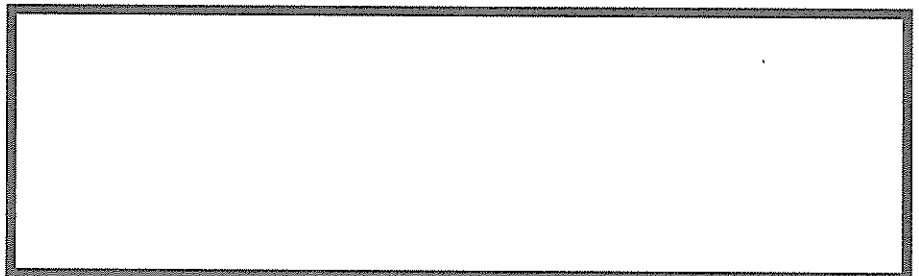
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

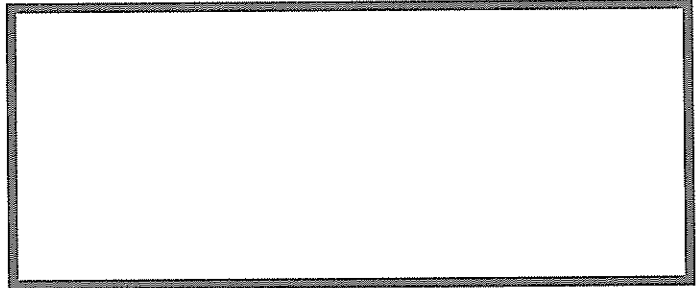
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設備変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

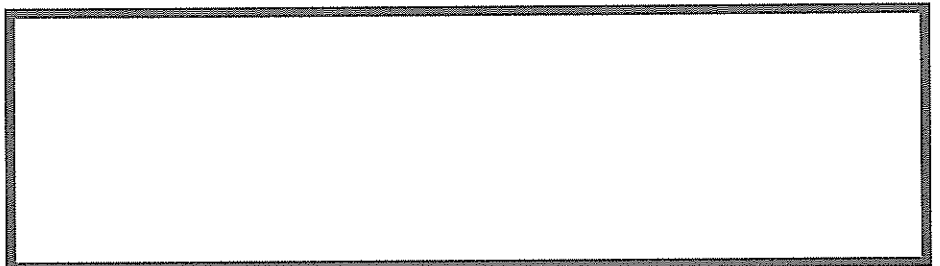
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

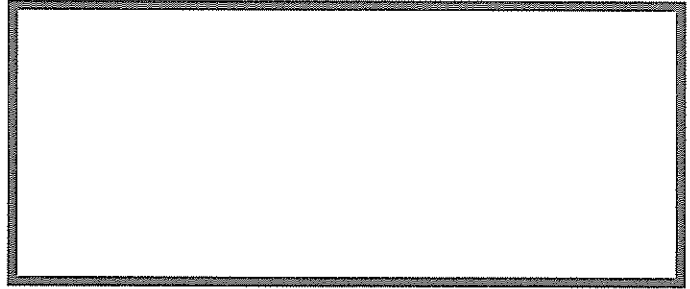
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

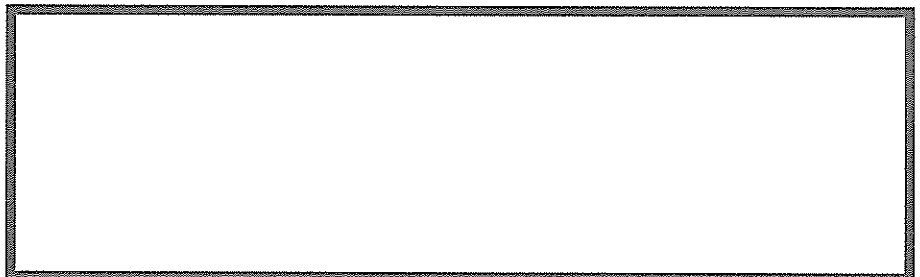
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

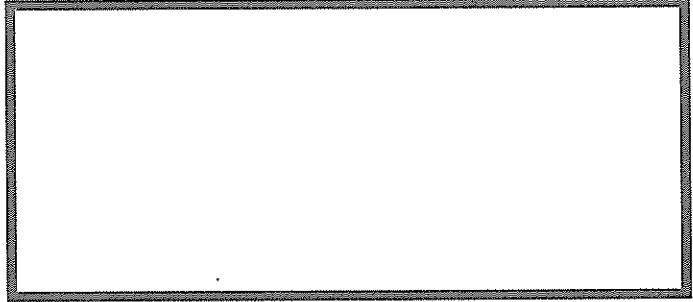
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

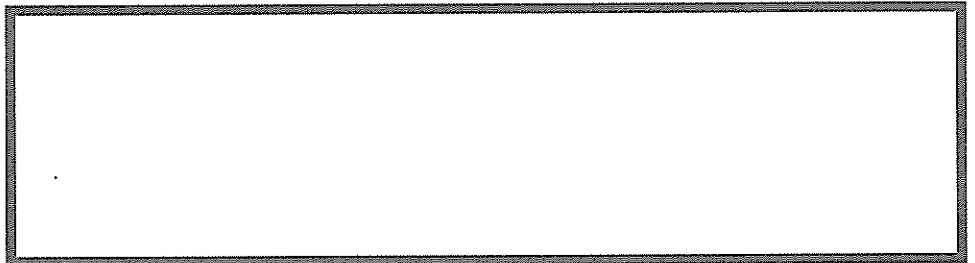
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

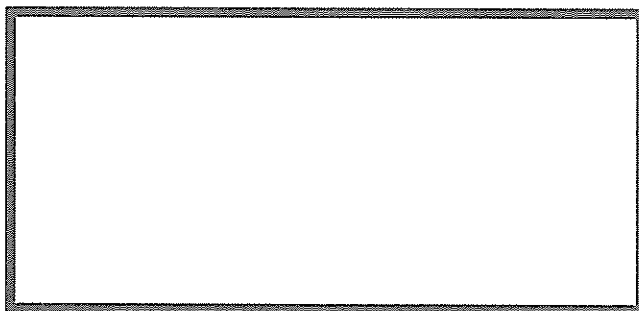
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

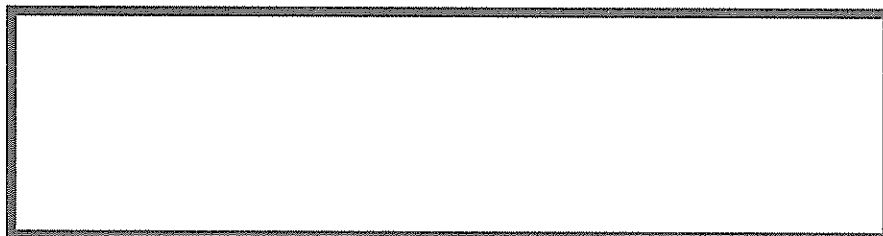
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

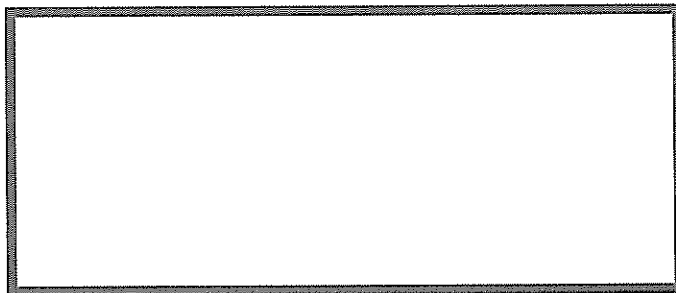
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 〆 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

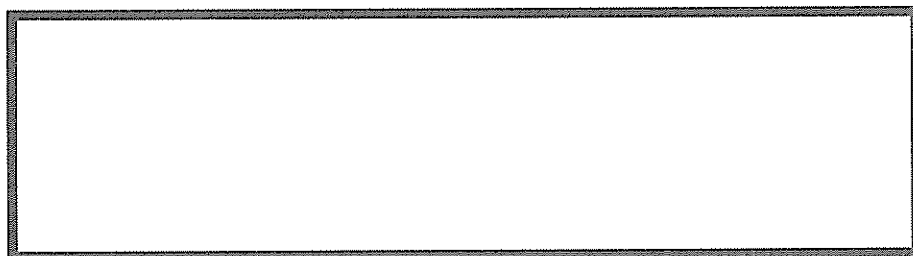
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

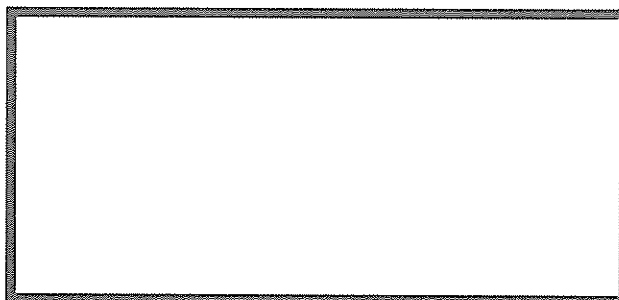
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

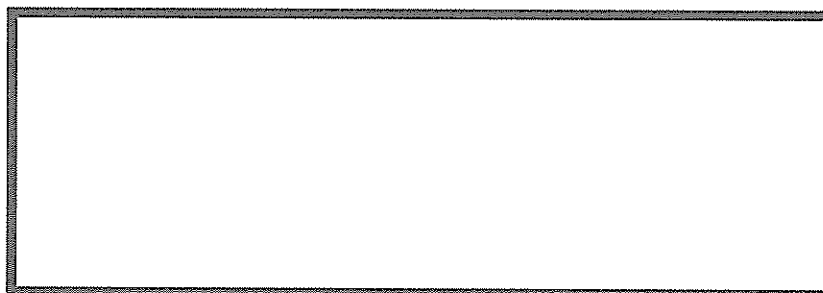
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

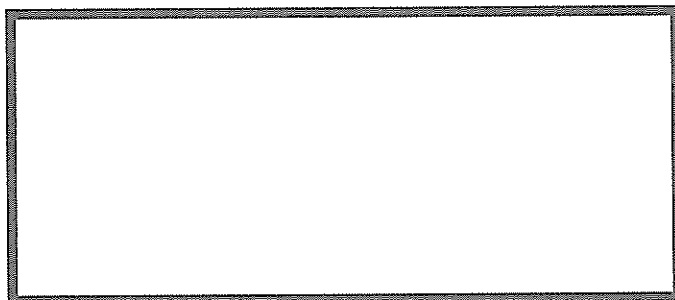
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 6 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

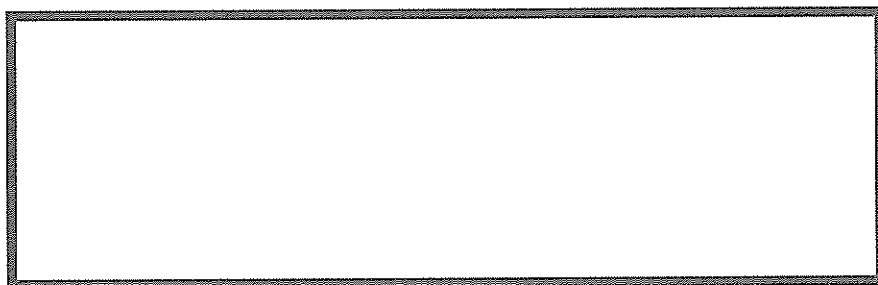
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

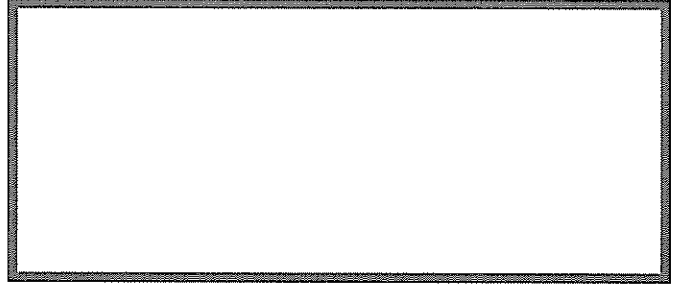
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

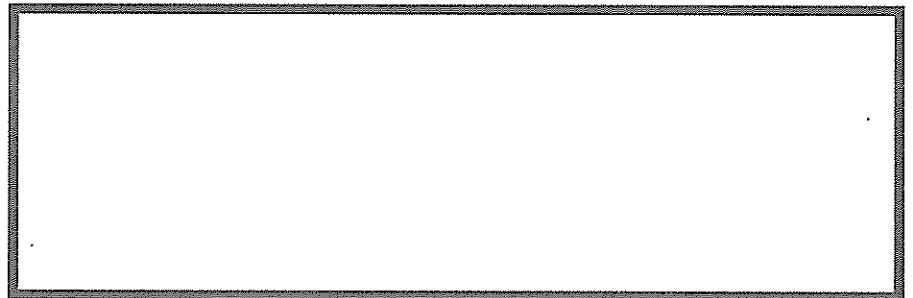
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

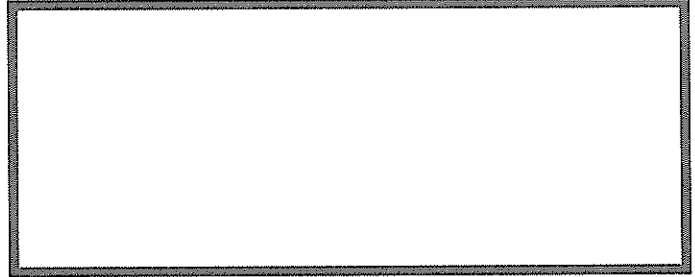
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

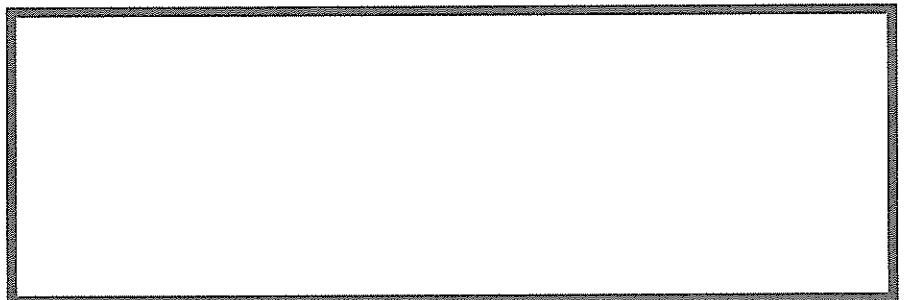
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

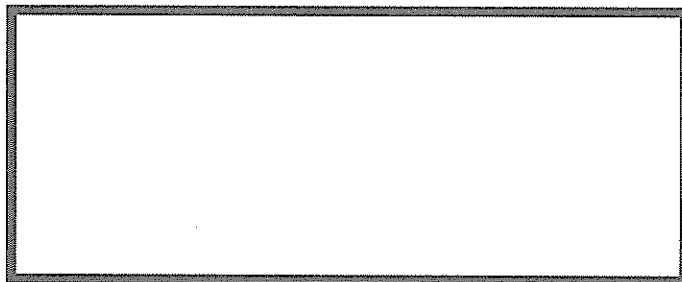
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

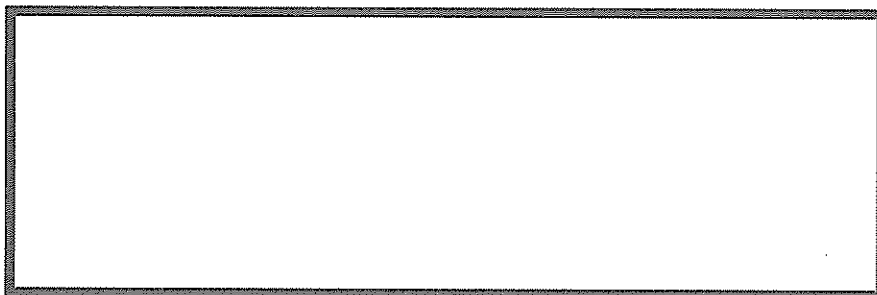
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

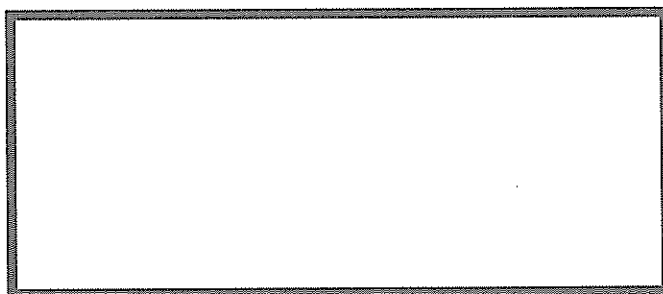
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

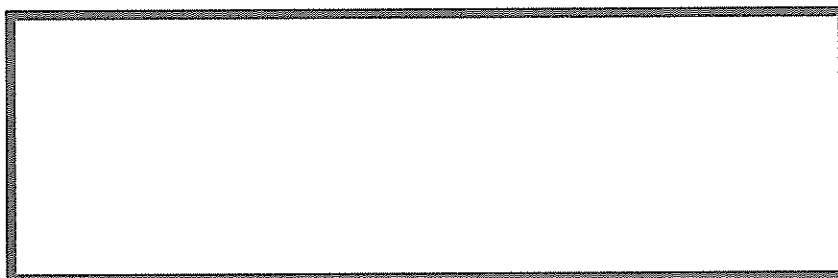
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

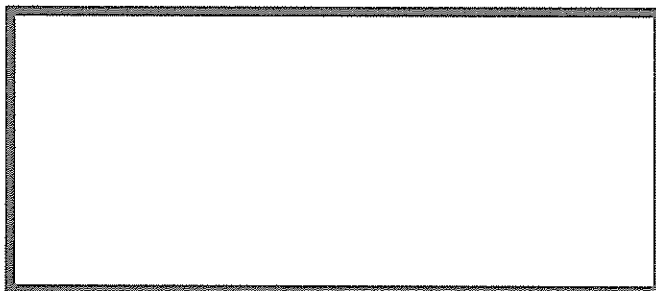
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

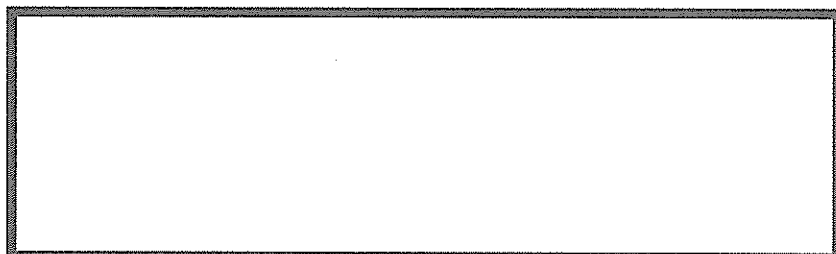
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

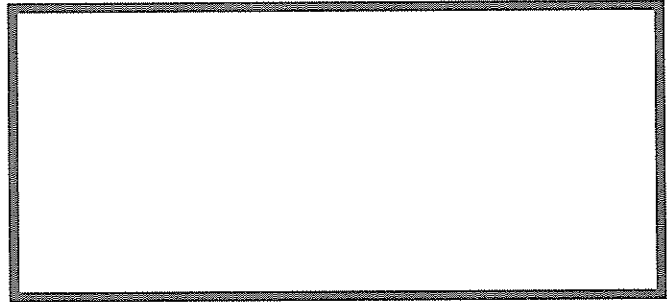
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月7日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

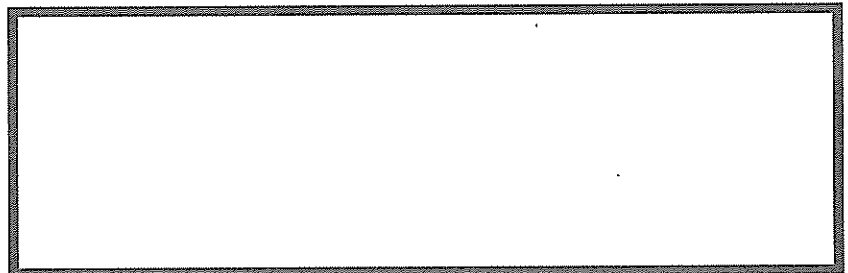
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

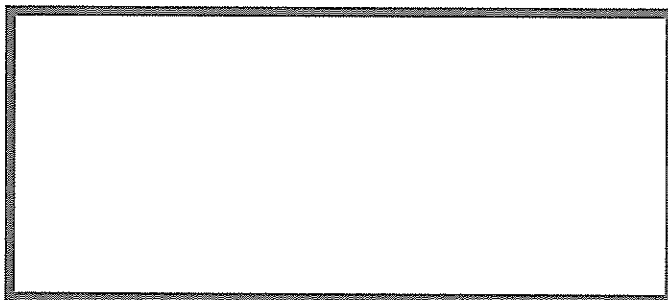
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 8 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

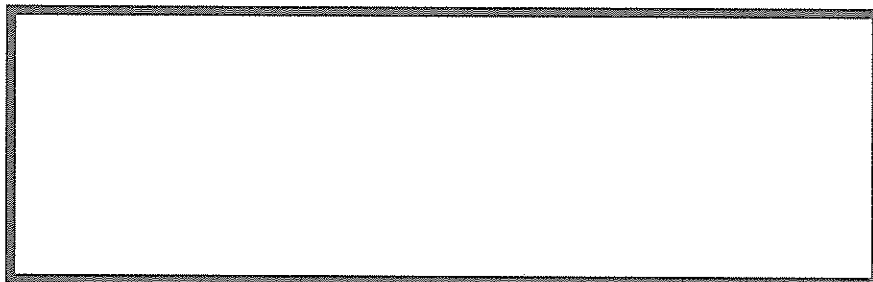
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

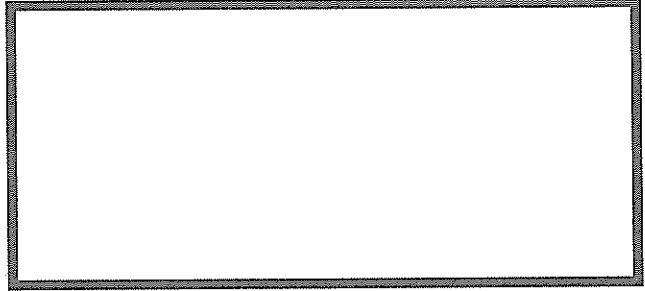
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

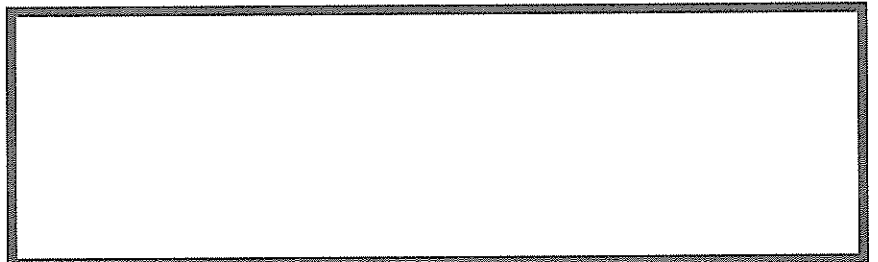
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

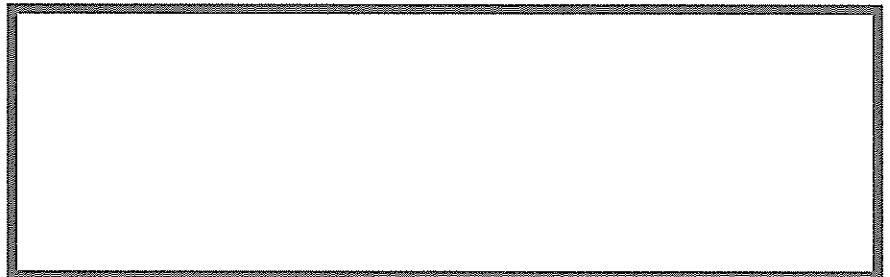
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

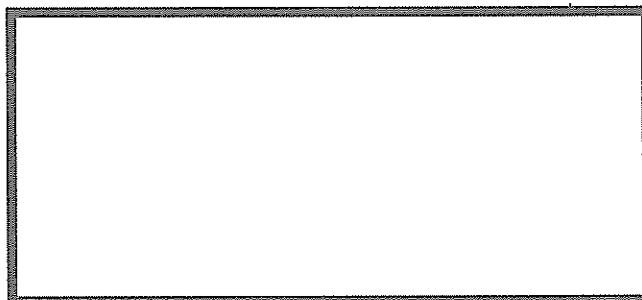
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 6 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

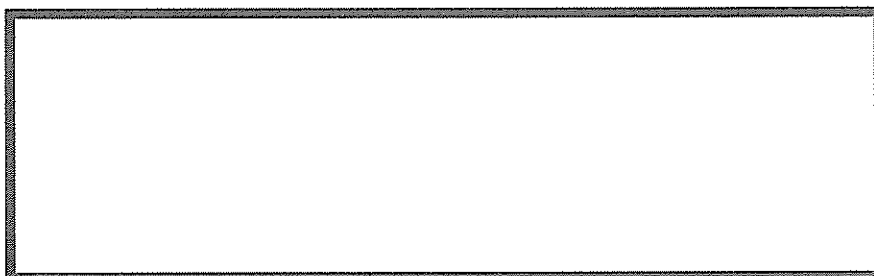
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

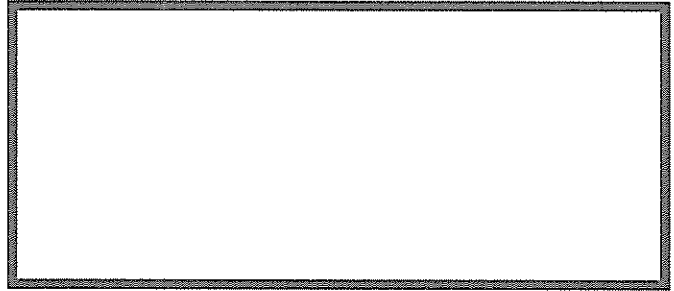
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 6 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

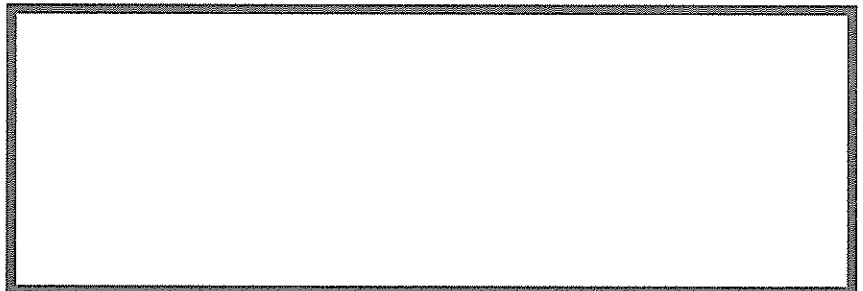
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

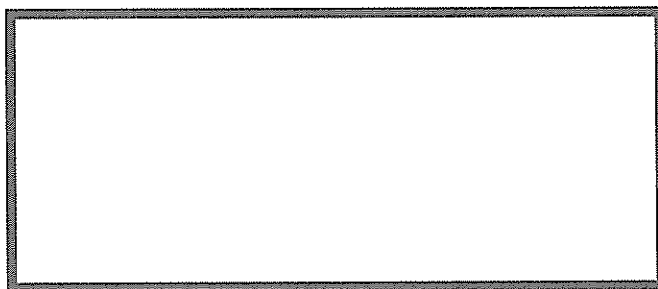
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月9日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

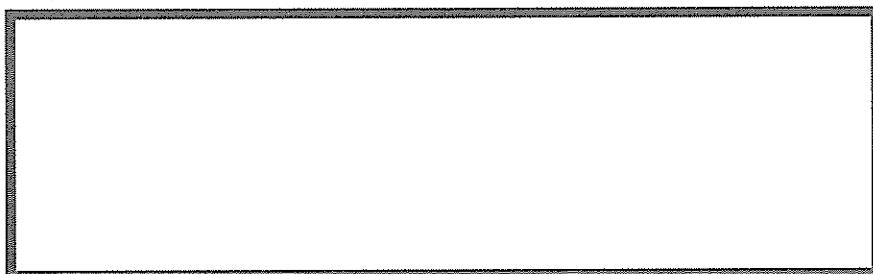
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

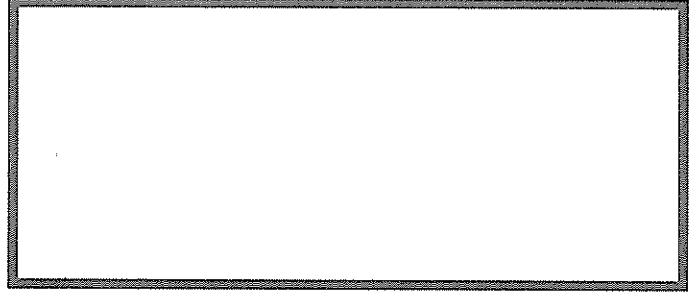
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

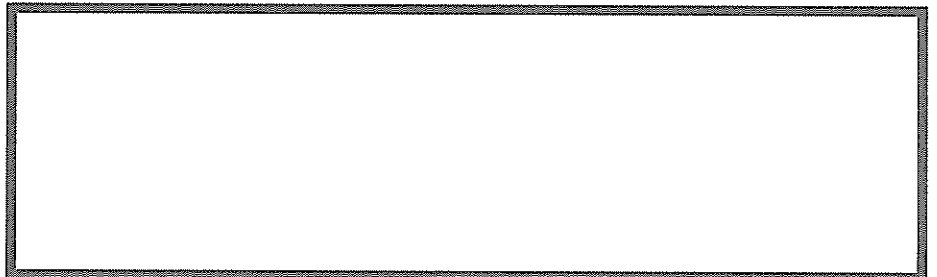
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

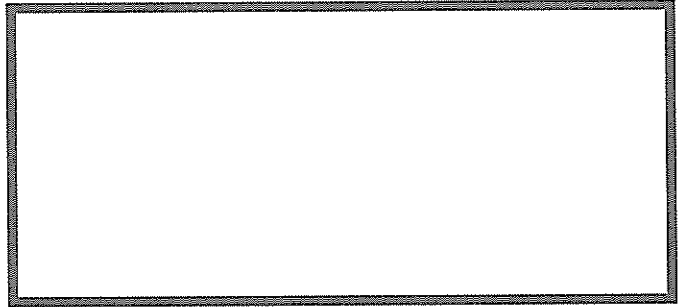
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

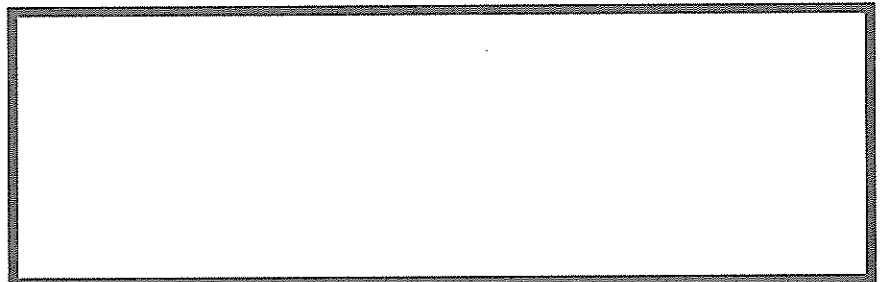
記

○ 原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

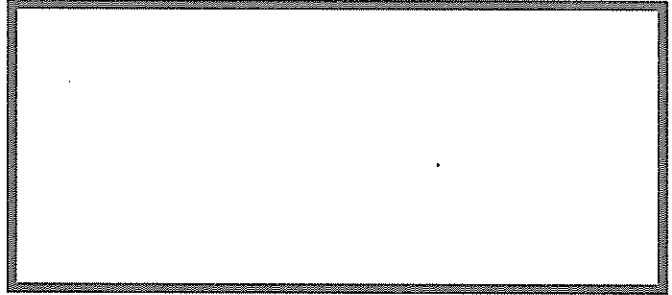
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

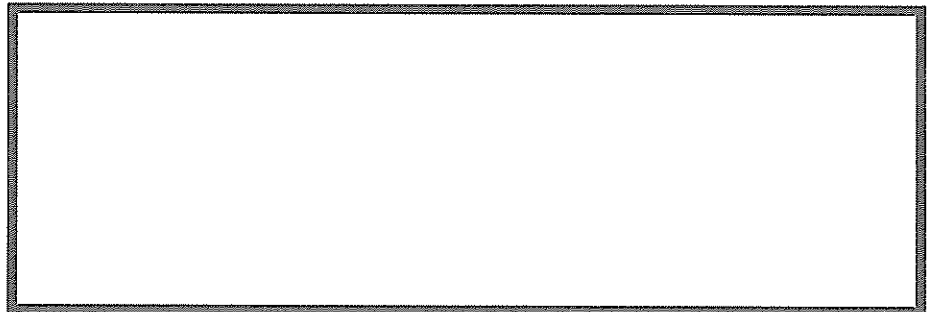
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

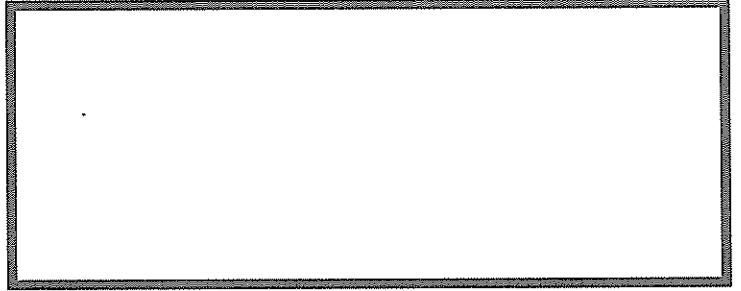
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

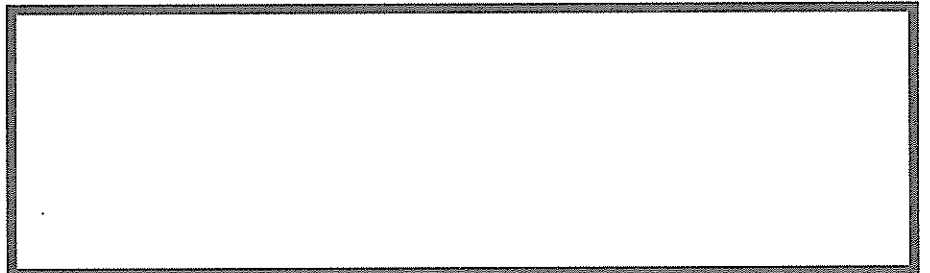
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

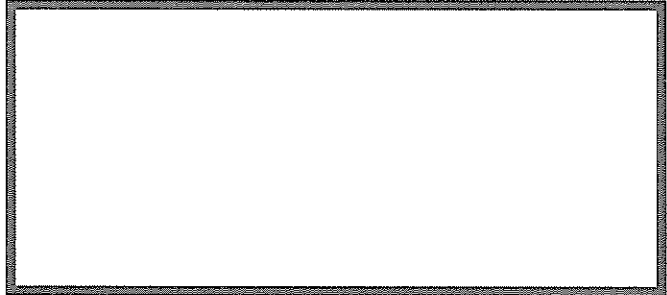
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

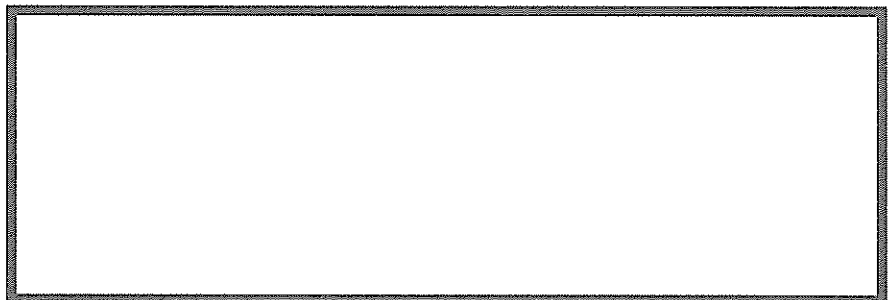
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

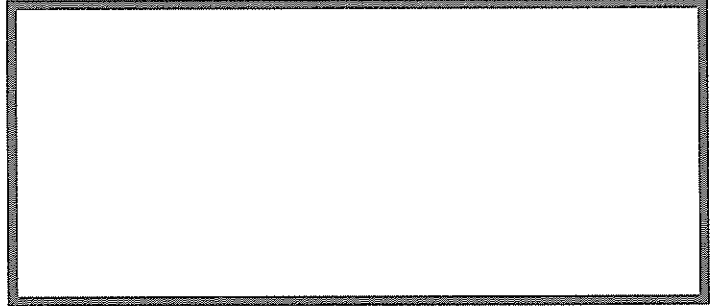
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

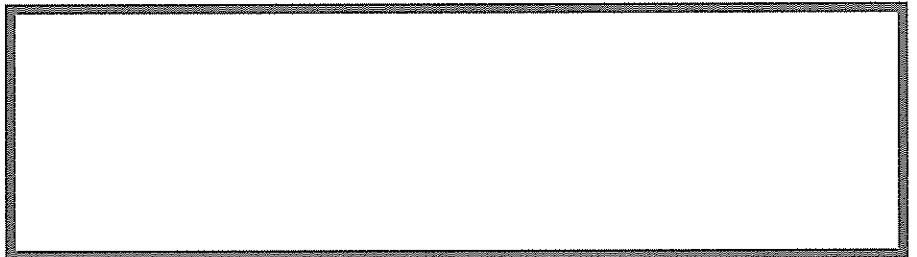
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

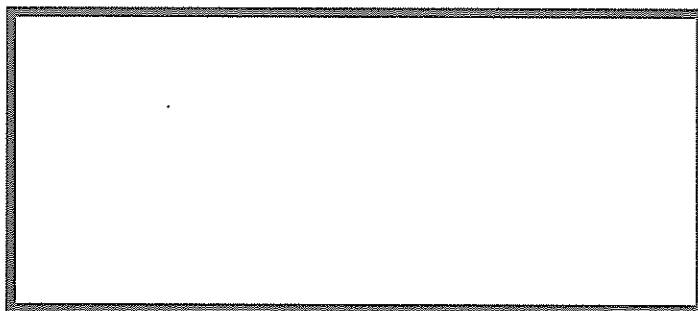
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月6日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

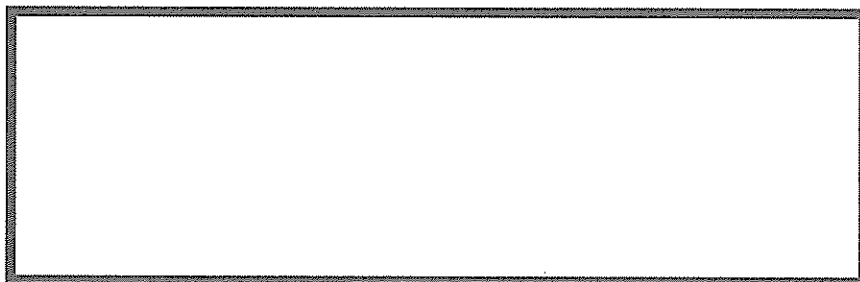
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

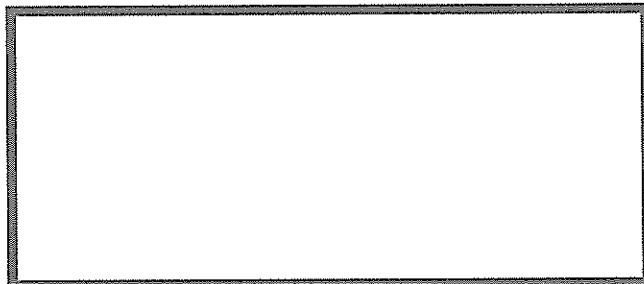
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

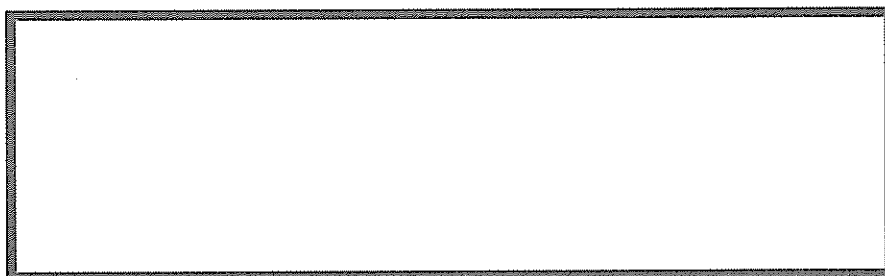
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

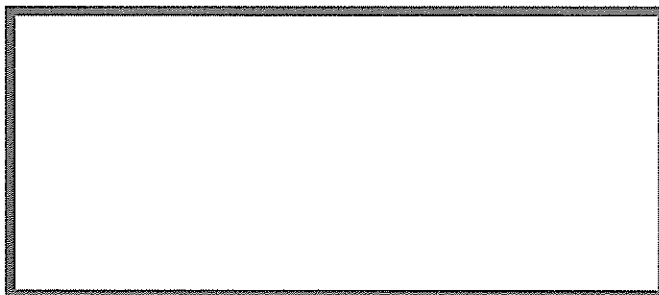
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

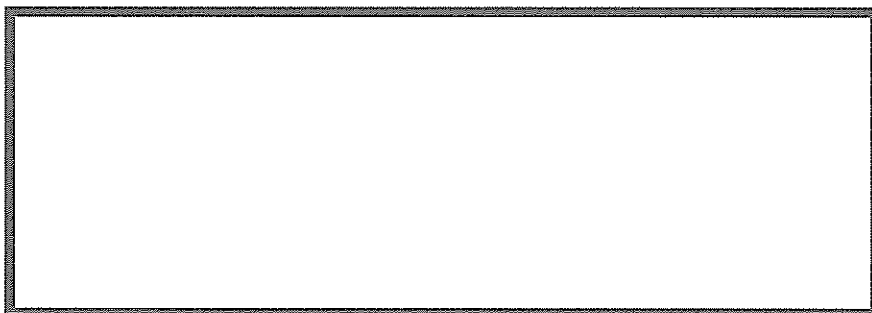
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

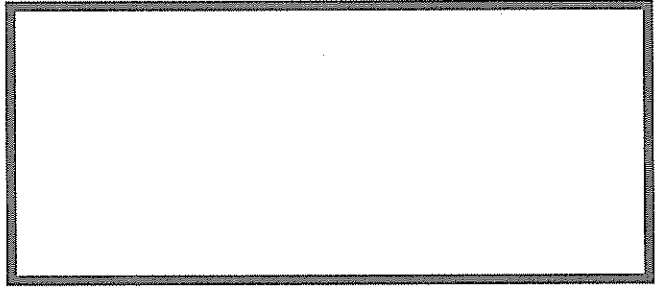
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

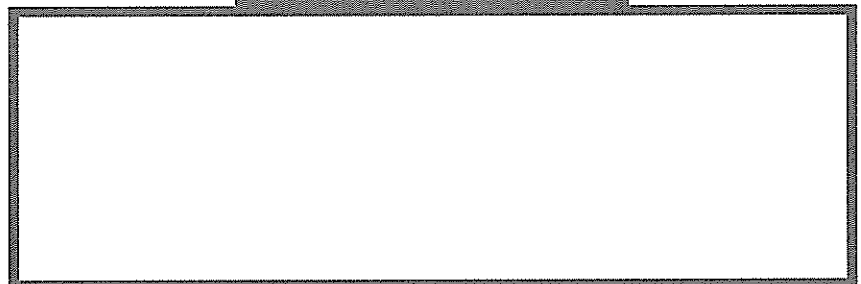
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

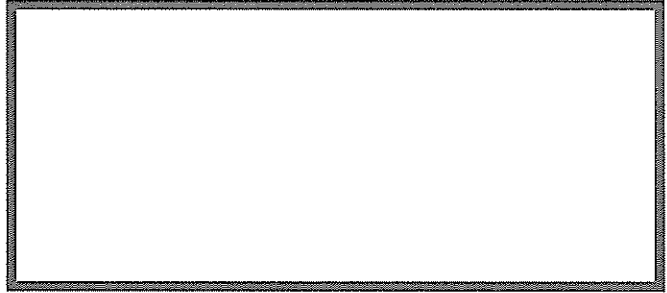
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月(5)日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

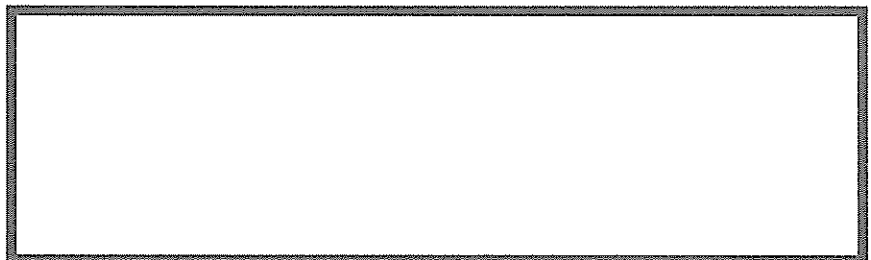
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

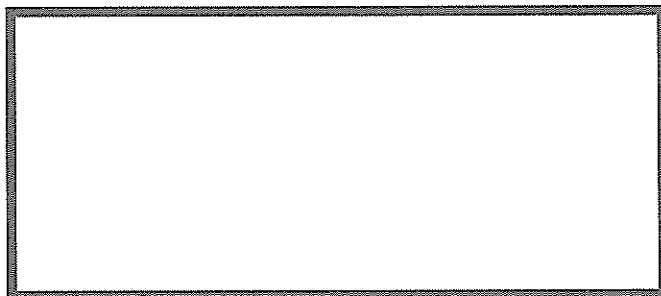
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 〆 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

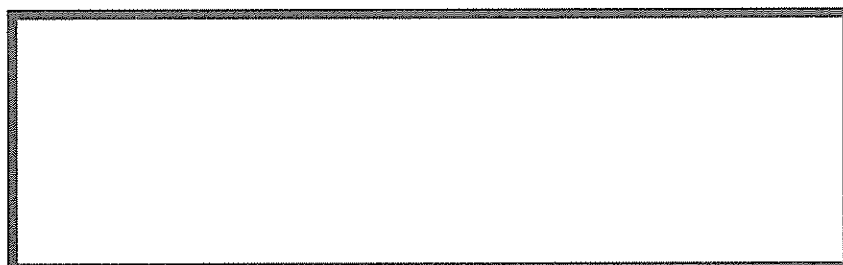
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

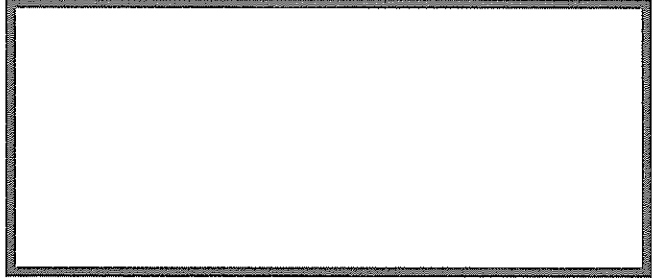
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

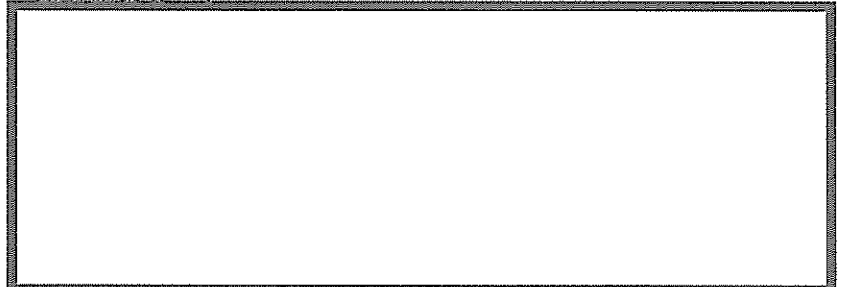
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

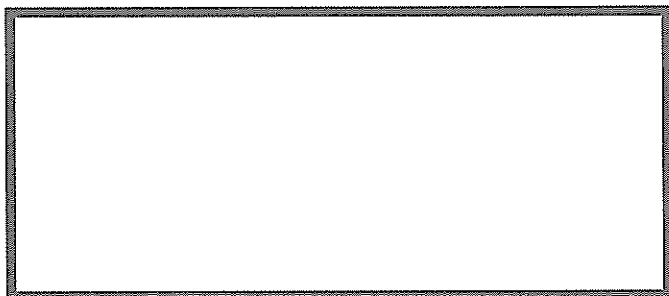
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

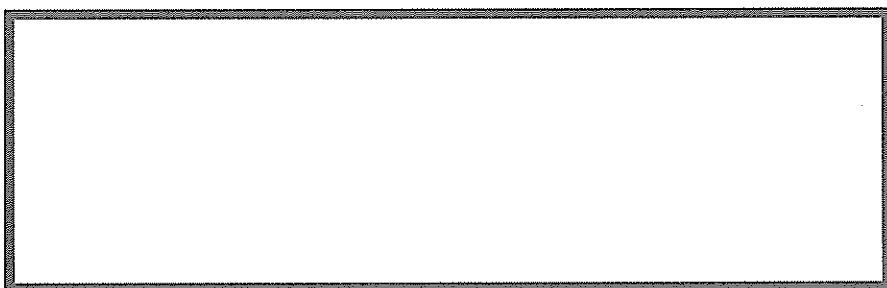
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

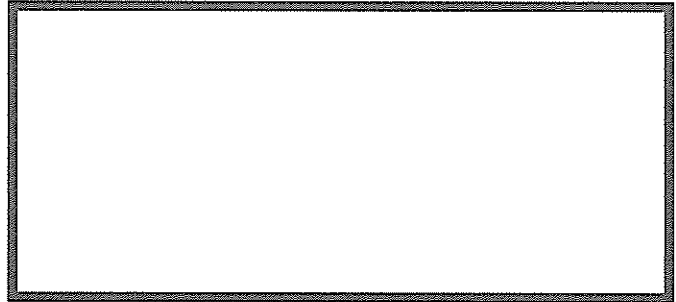
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 8 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

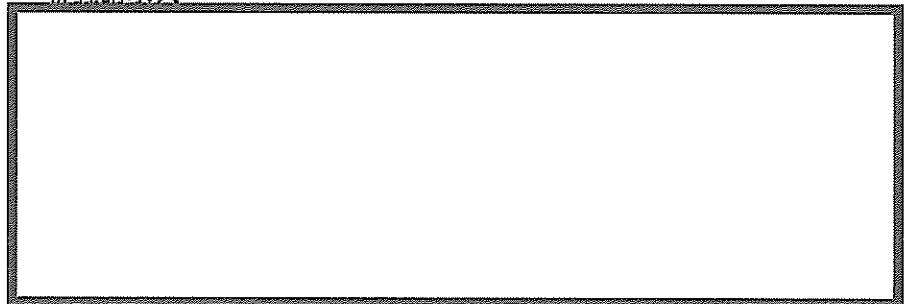
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

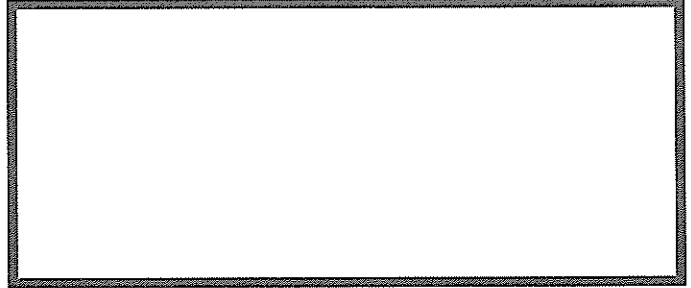
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 ~~〃~~ 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

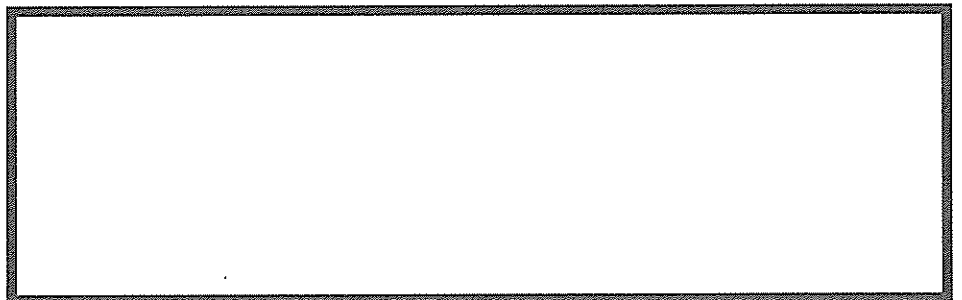
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

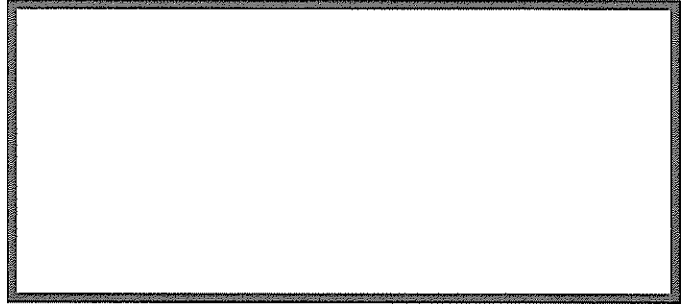
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月7日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

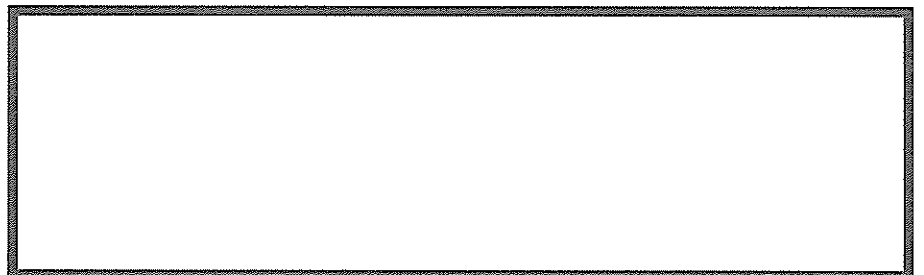
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

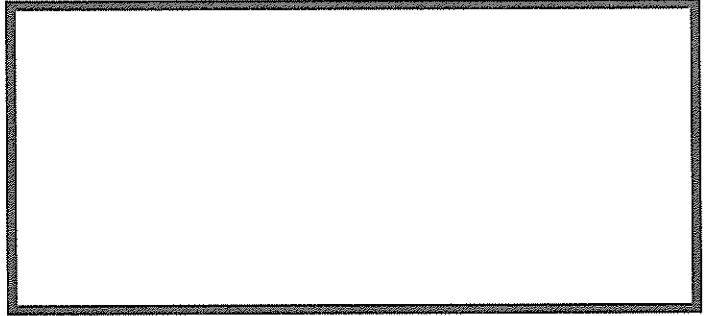
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

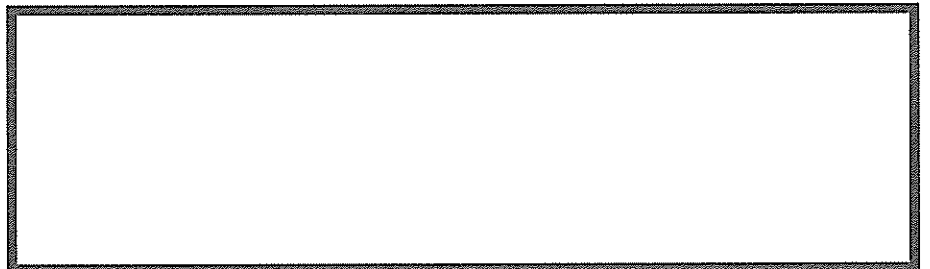
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

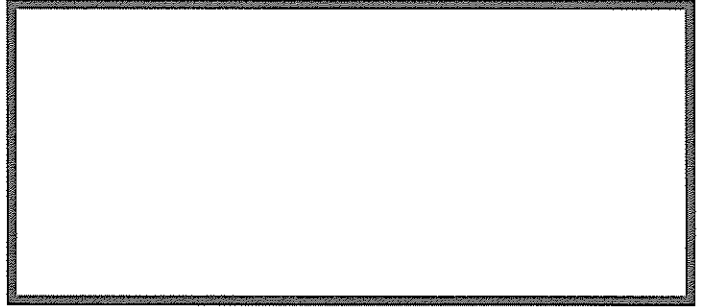
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

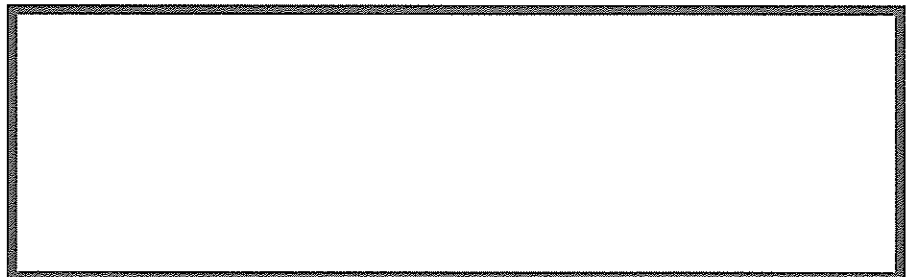
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

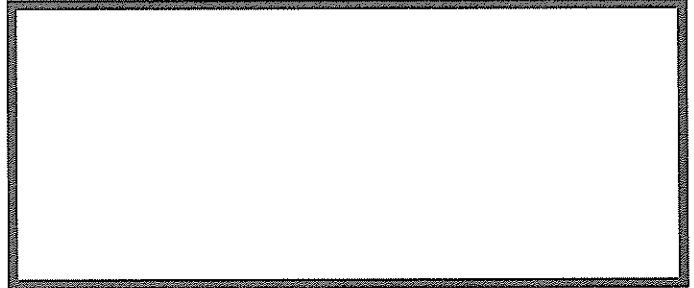
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

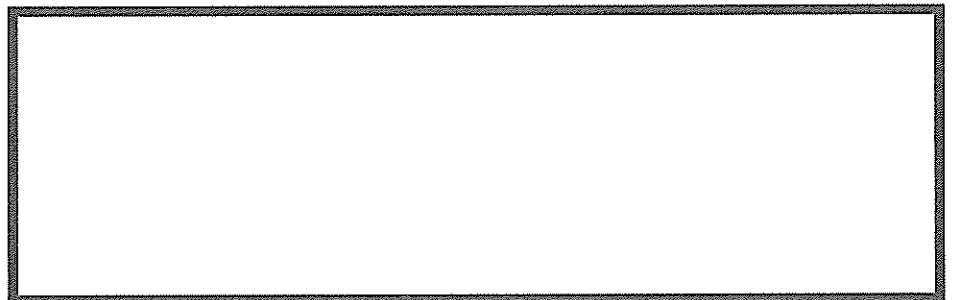
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

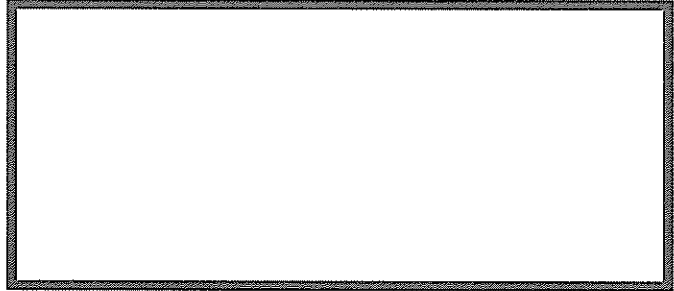
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

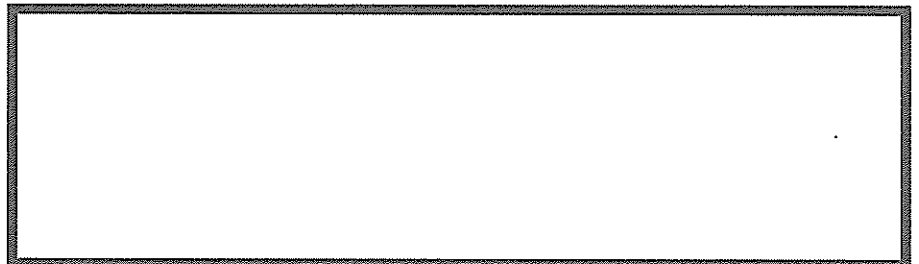
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

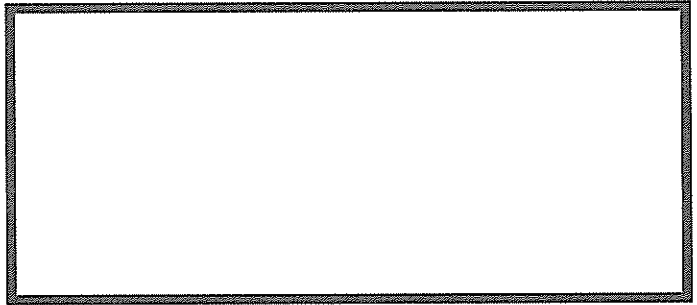
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月6日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

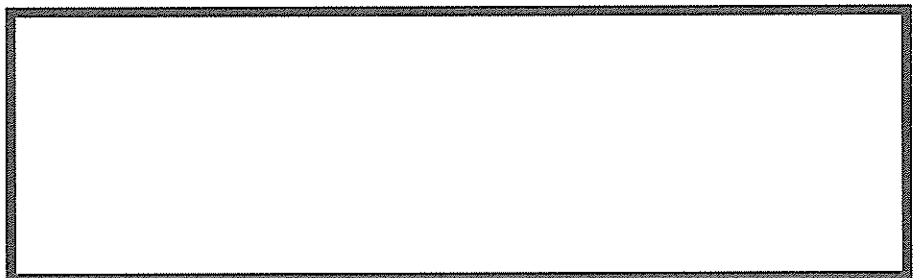
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

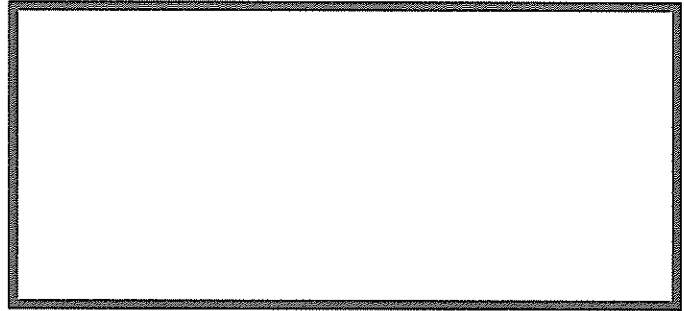
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月6日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

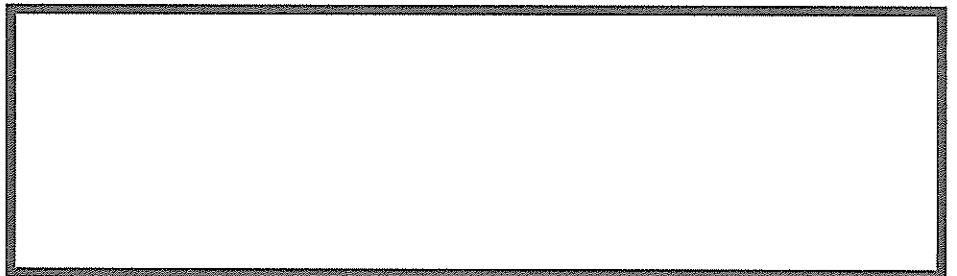
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

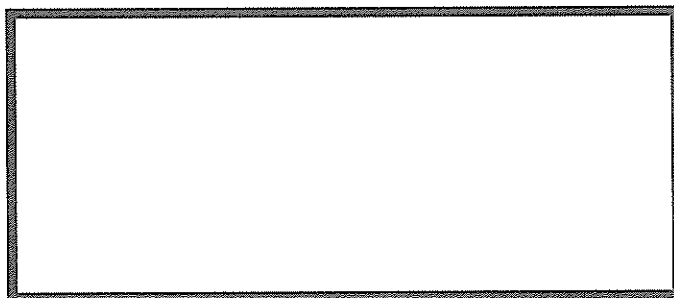
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月8日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

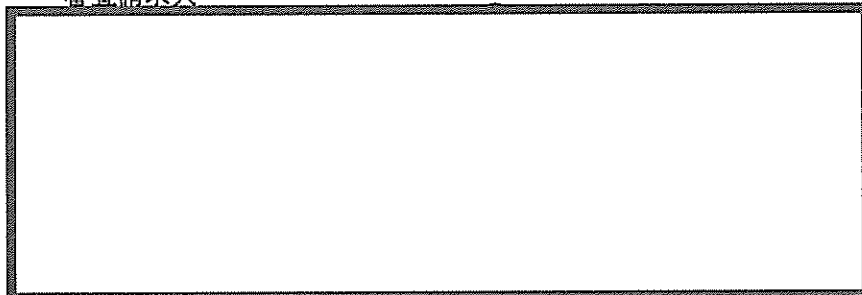
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

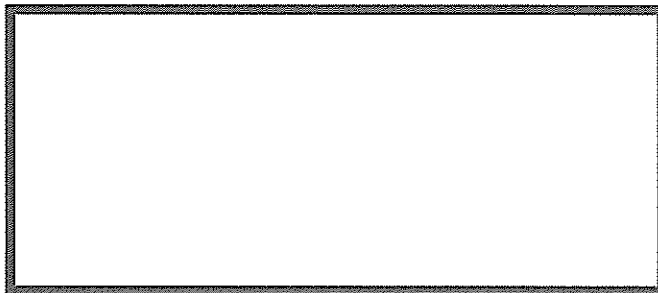
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 〆日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

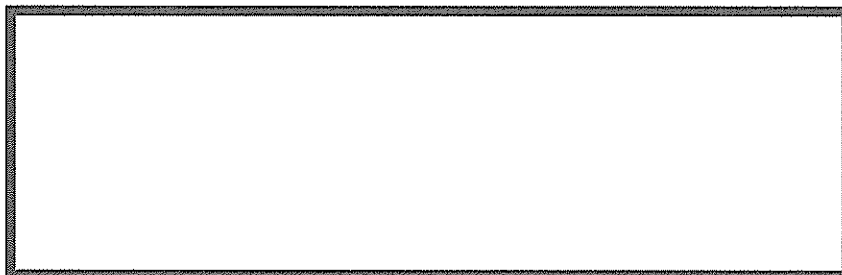
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

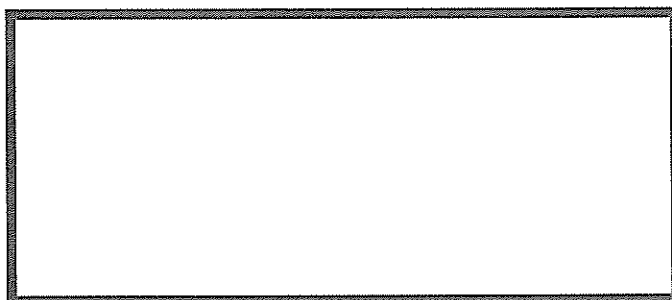
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 6 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

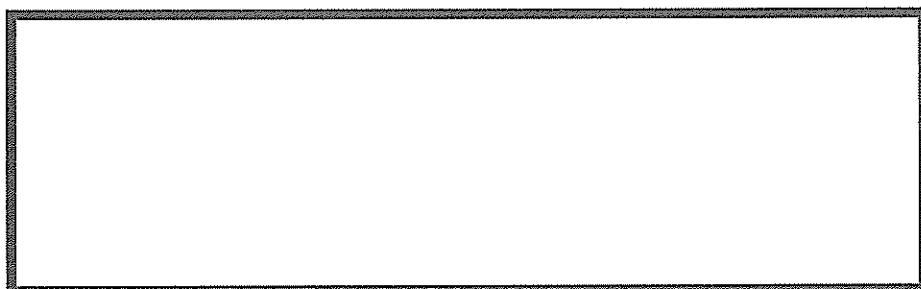
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

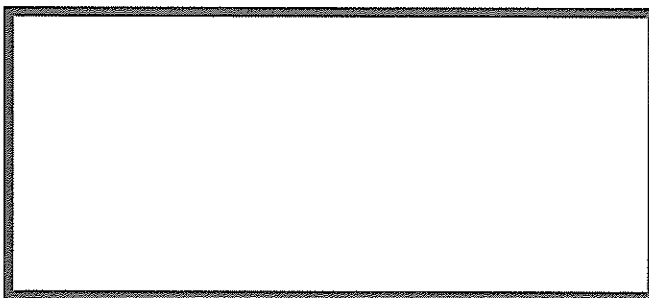
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月~~2~~日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

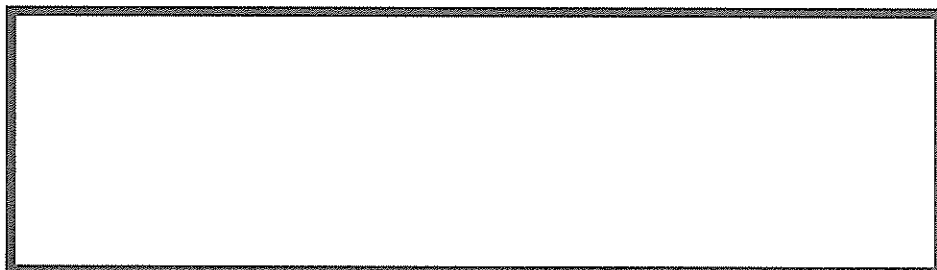
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

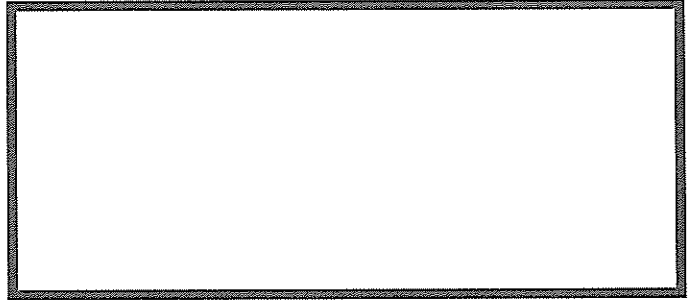
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

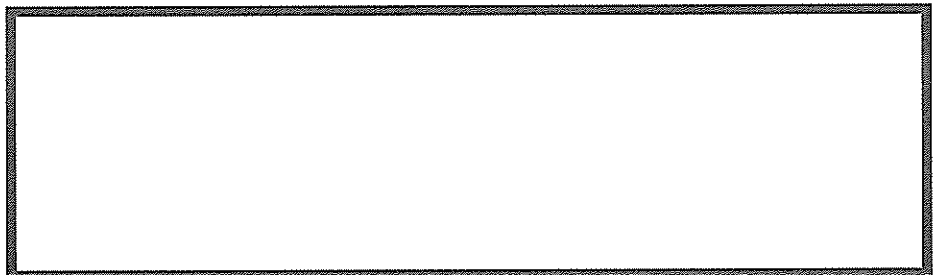
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

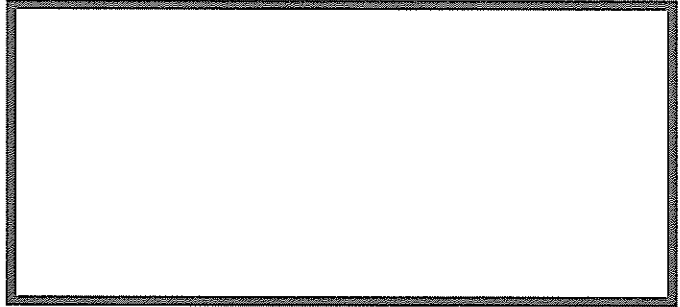
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月7日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

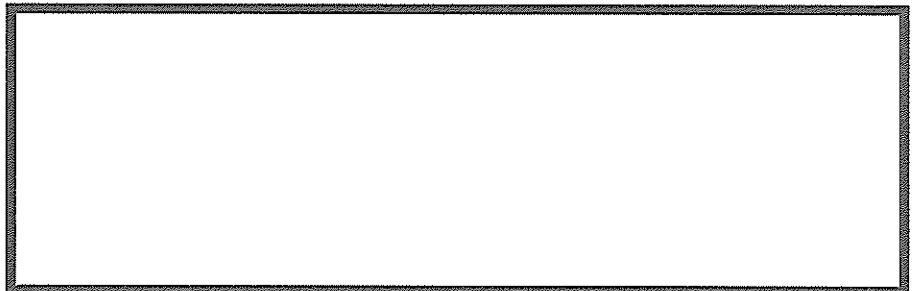
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

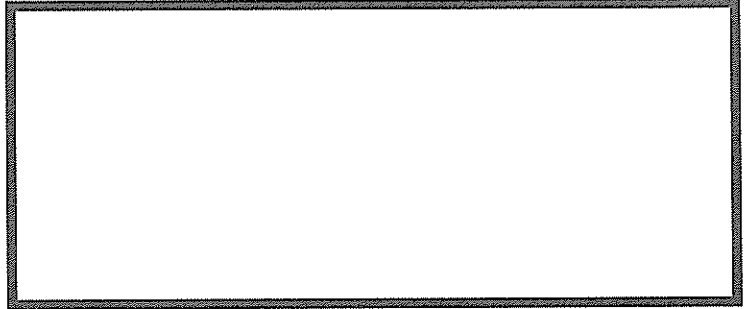
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

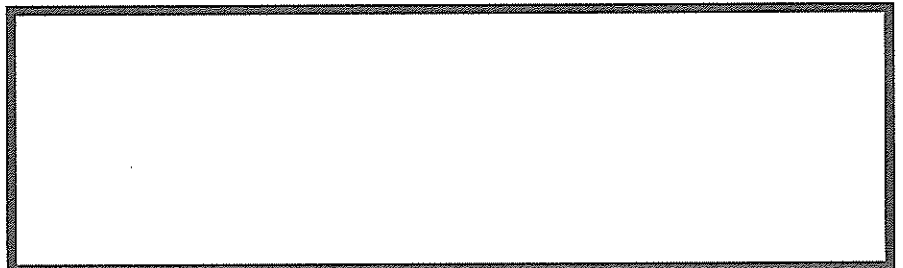
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

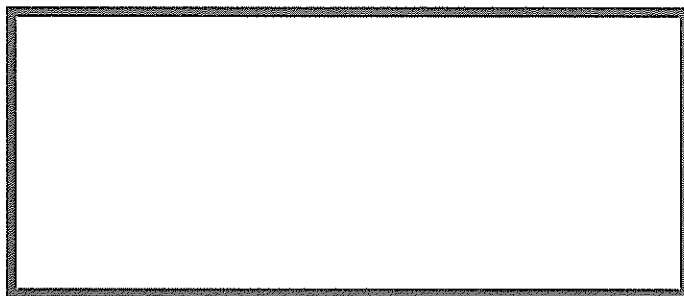
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 8 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

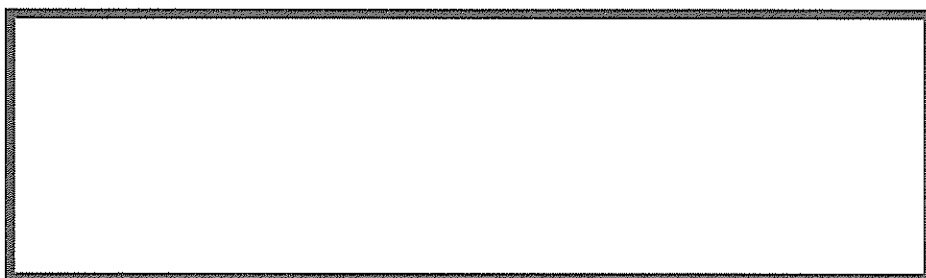
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

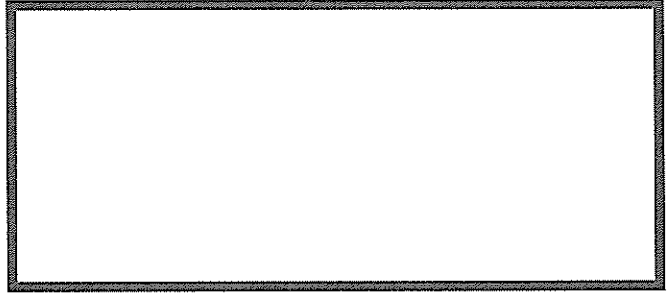
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

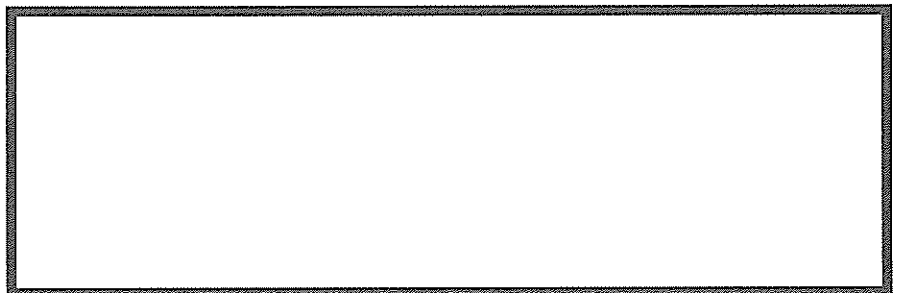
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

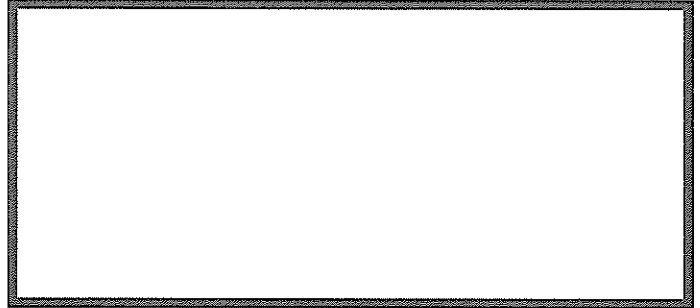
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

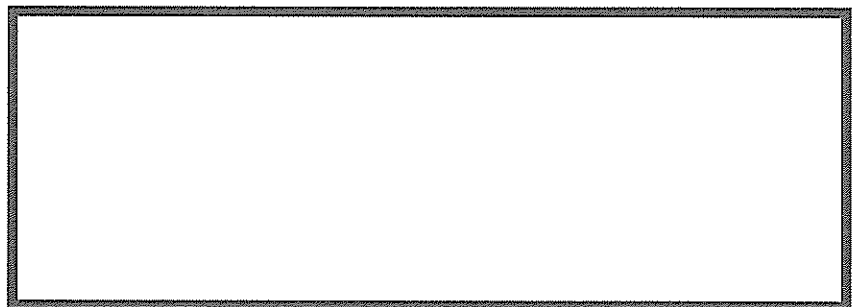
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

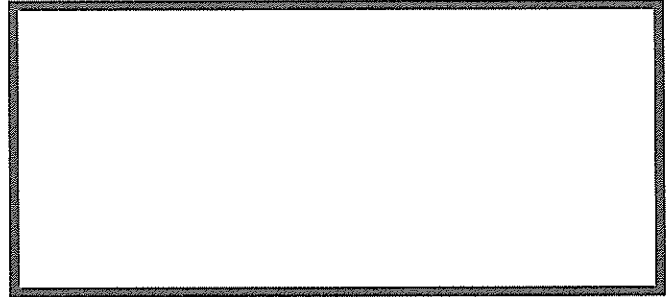
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月4日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

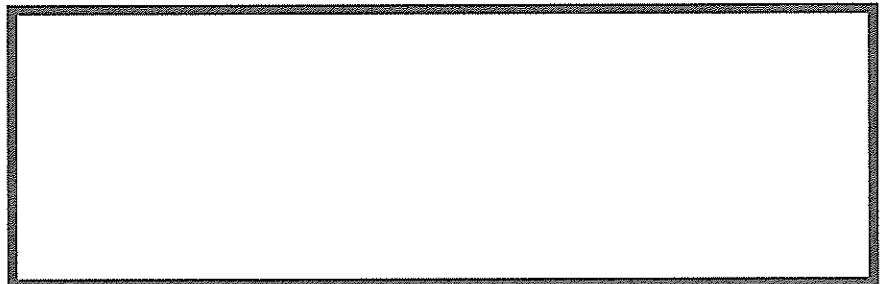
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

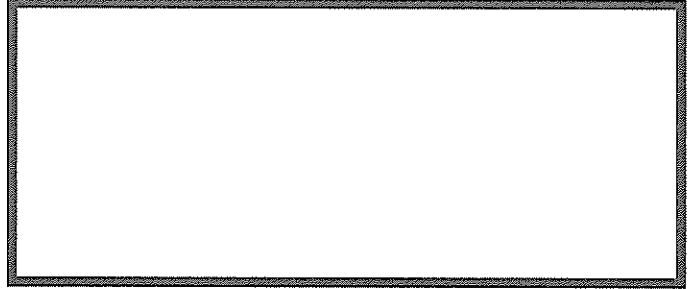
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

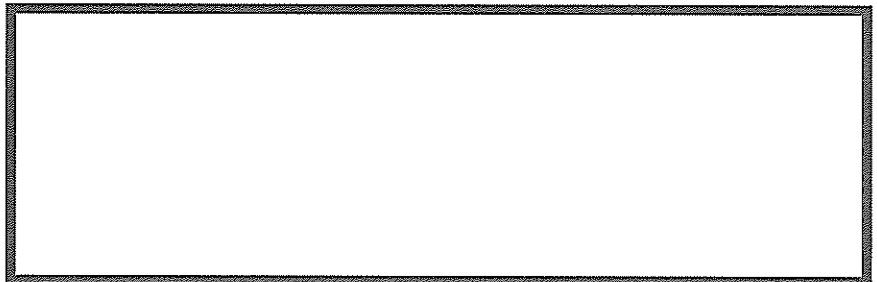
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

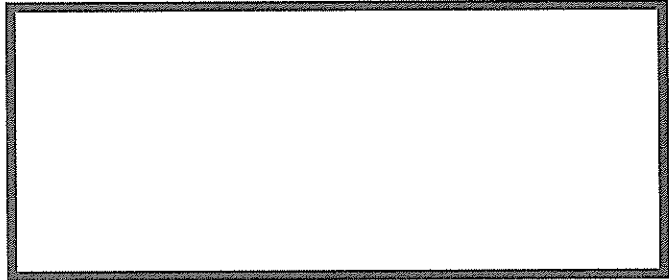
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

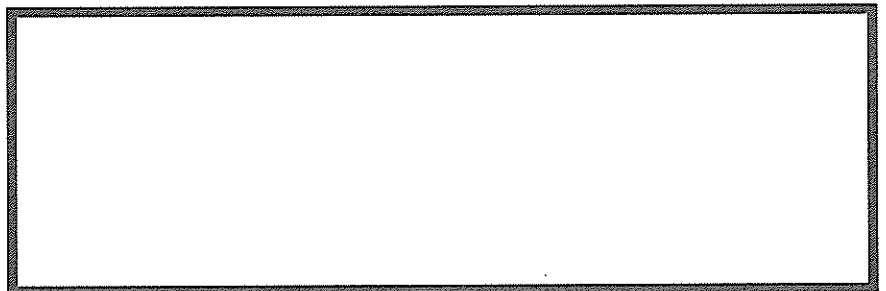
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

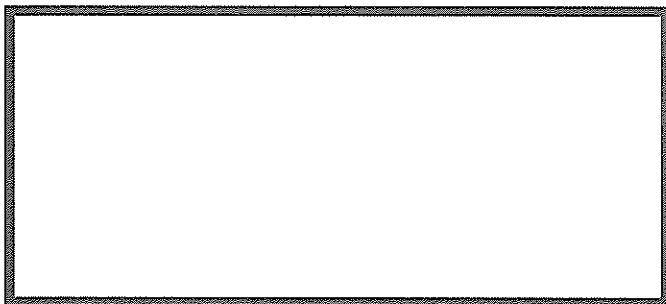
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設備変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

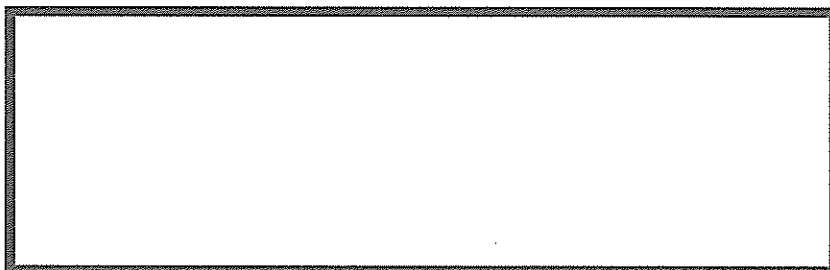
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

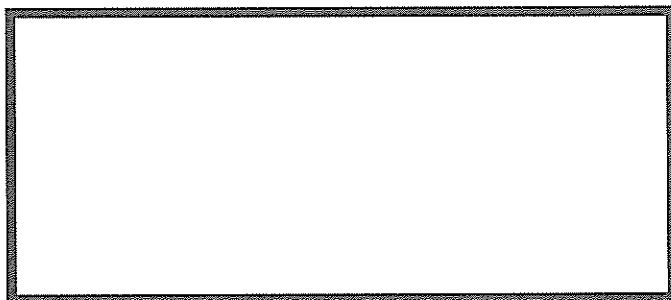
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

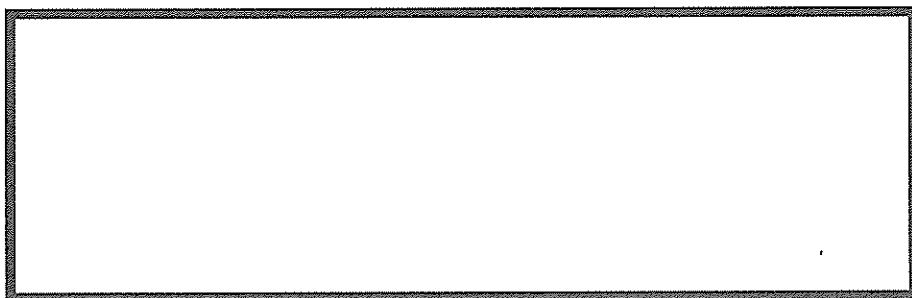
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

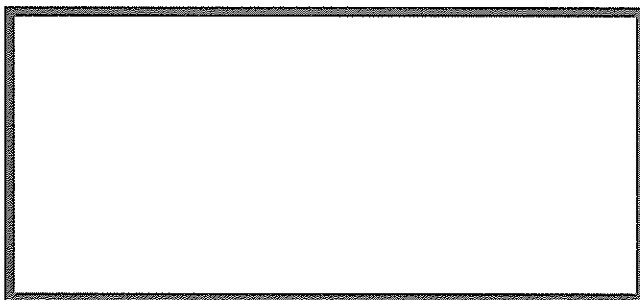
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

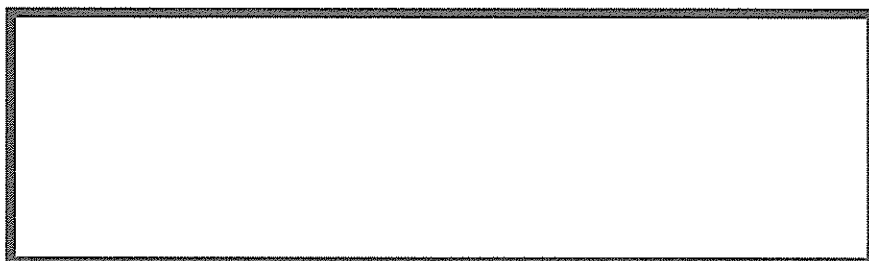
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

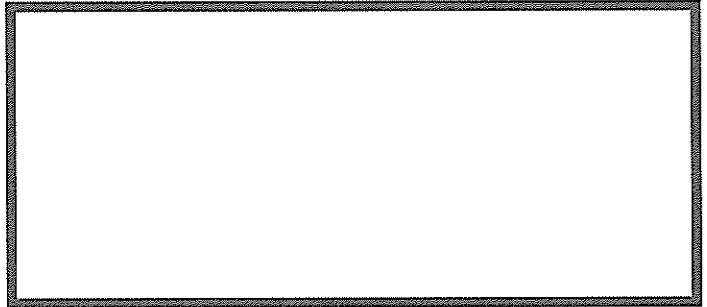
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

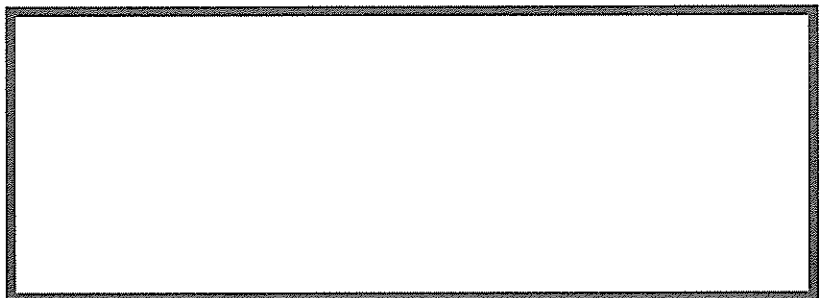
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

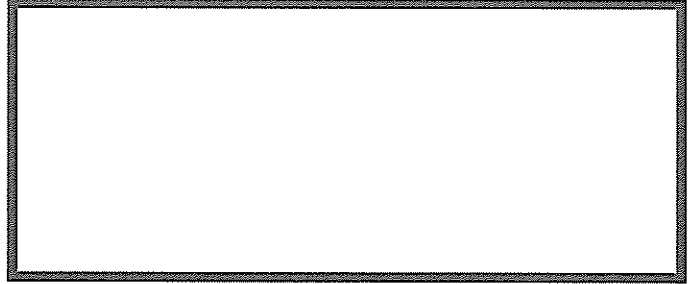
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

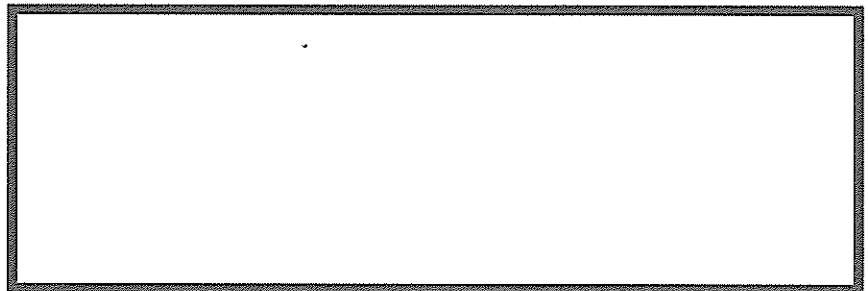
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

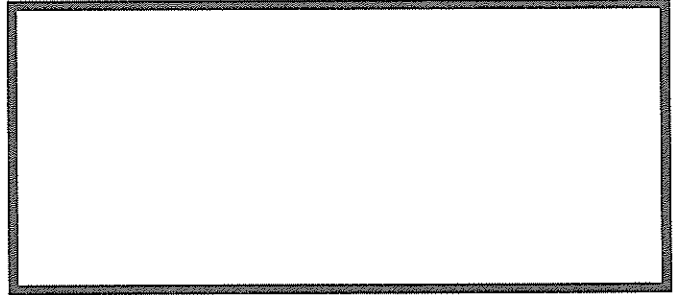
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月7日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

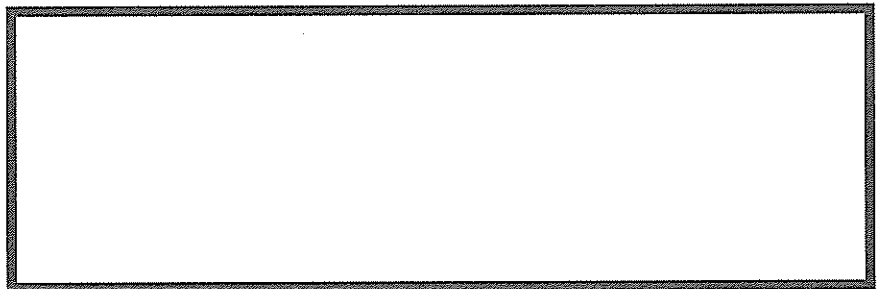
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

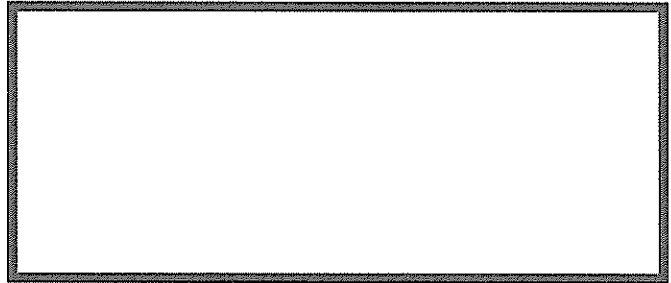
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

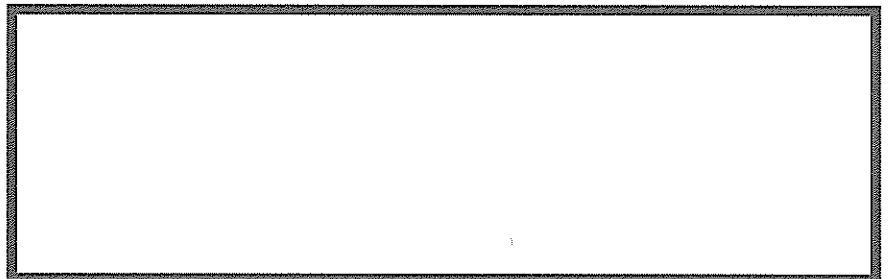
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

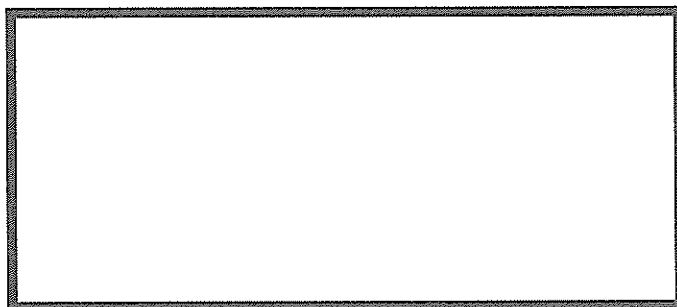
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 6 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

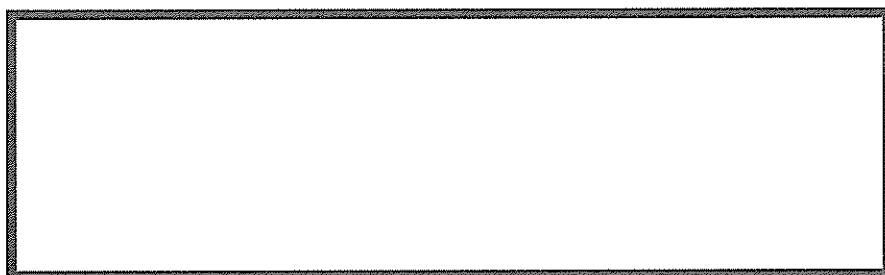
記

○ 原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

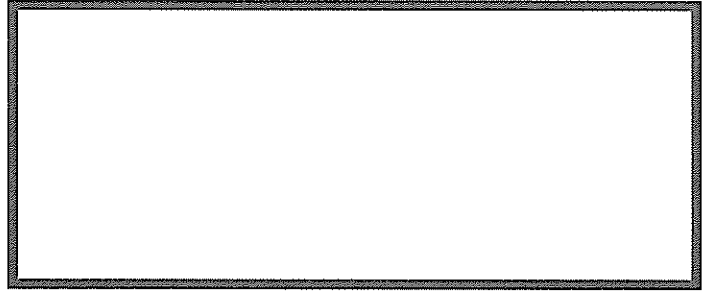
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

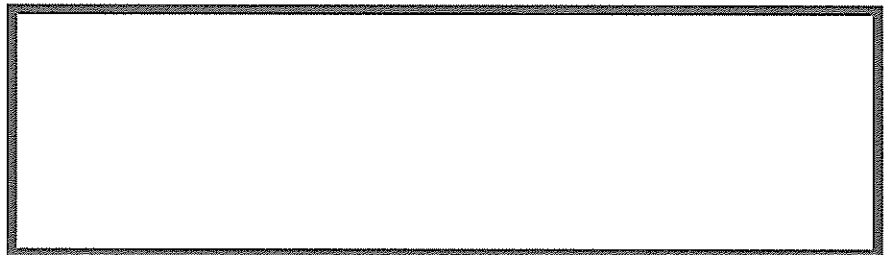
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

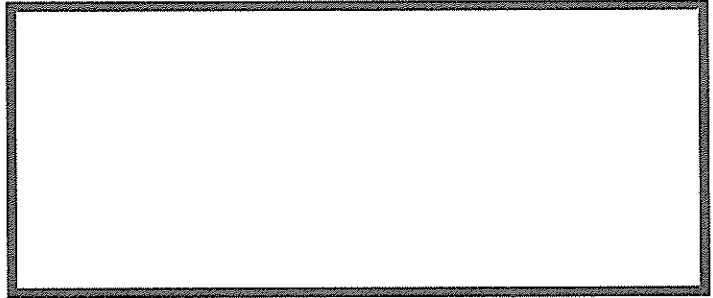
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

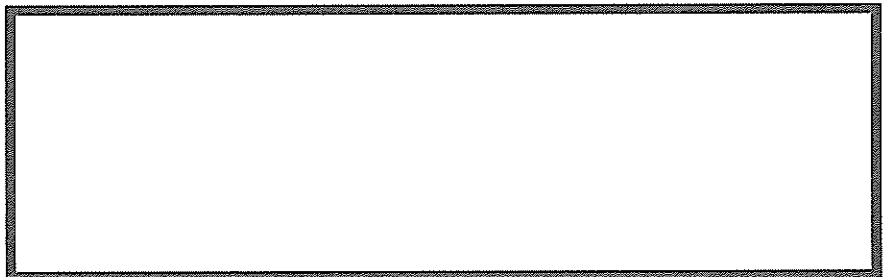
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

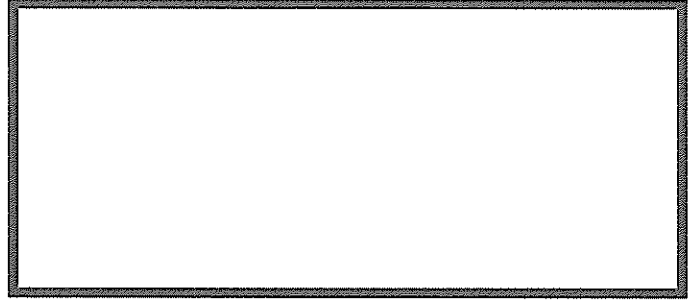
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月6日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

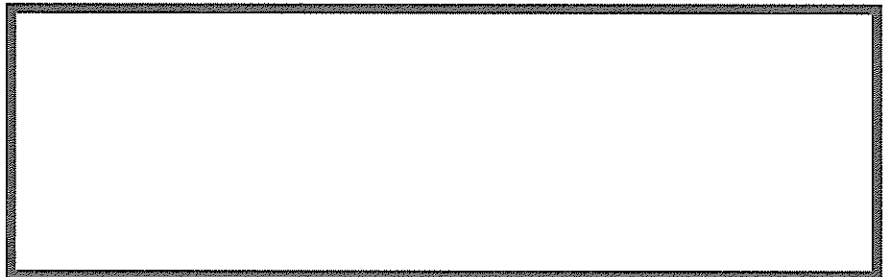
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

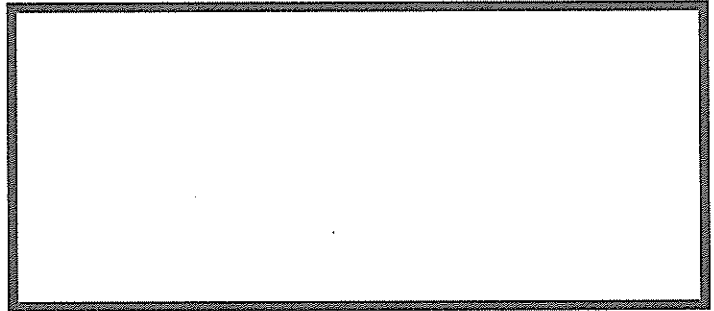
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 6 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

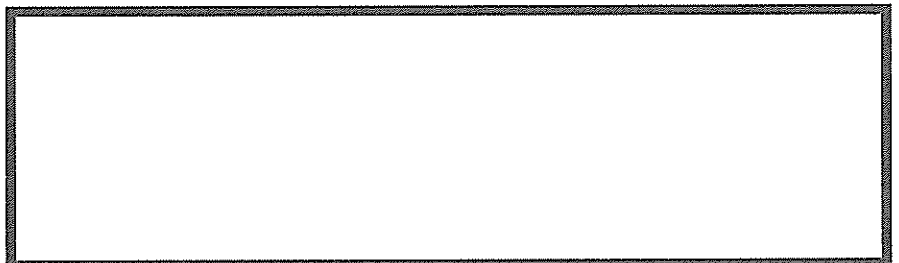
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

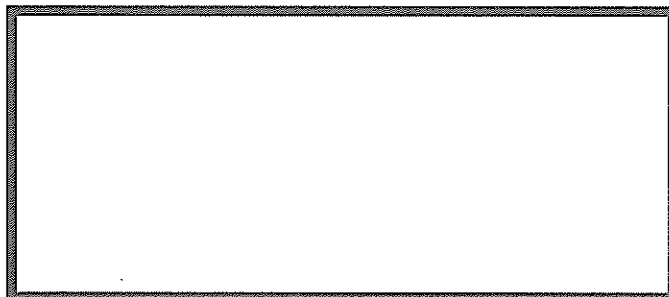
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

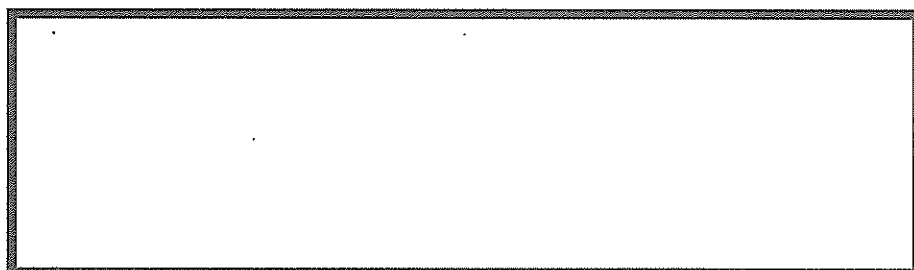
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

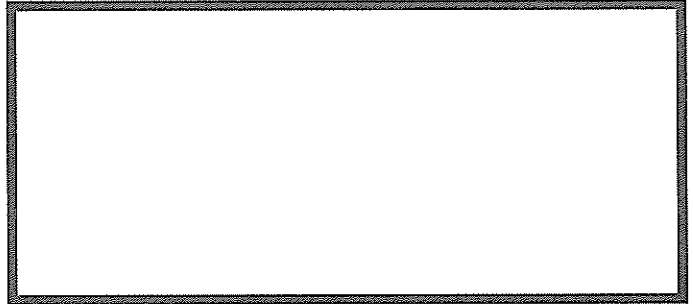
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月6日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

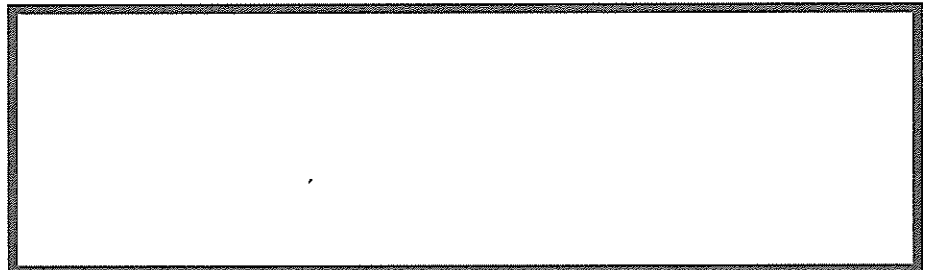
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

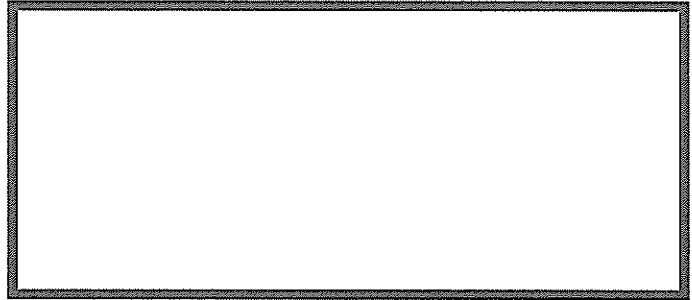
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月8日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

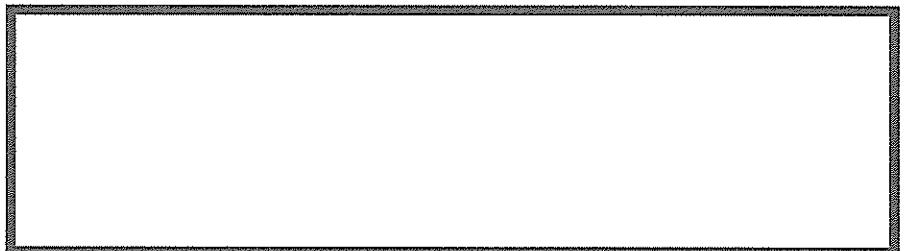
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

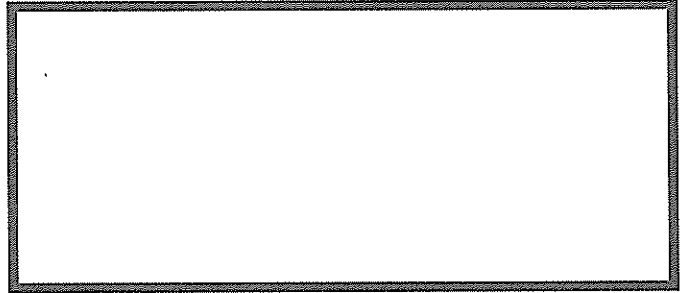
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

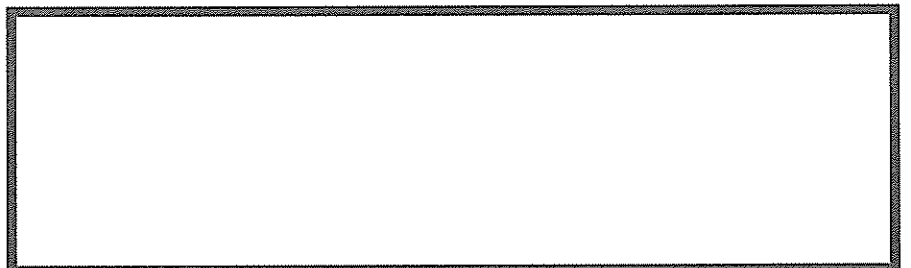
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

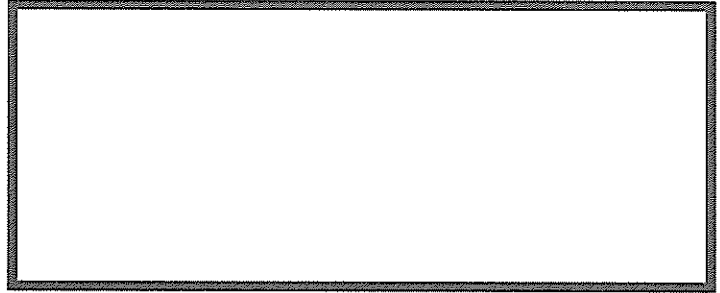
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月⁵日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

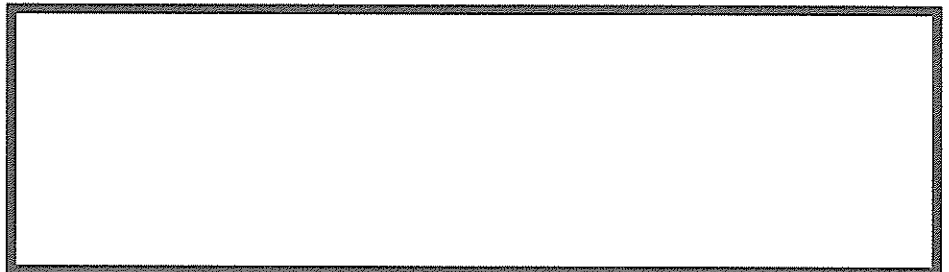
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

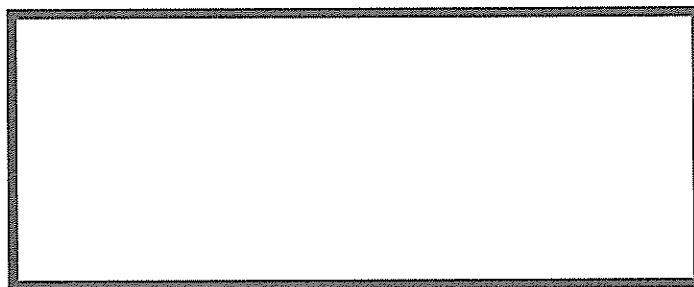
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 7 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

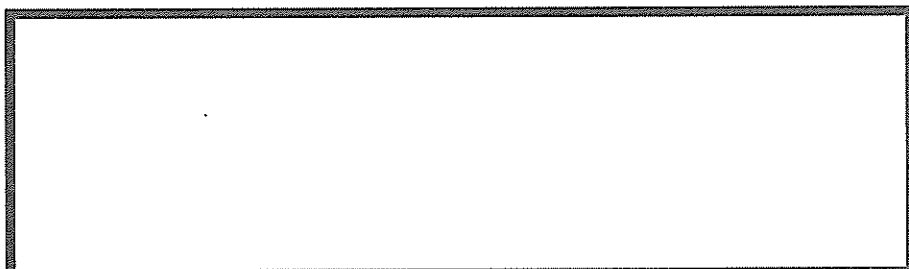
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

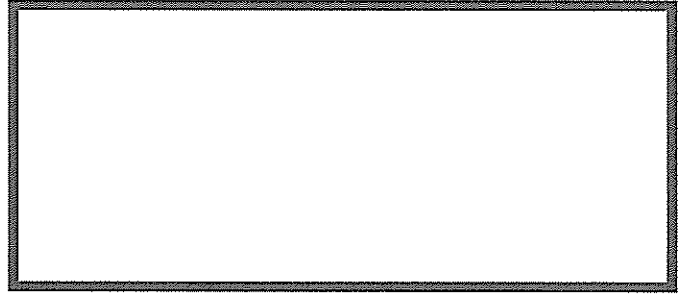
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

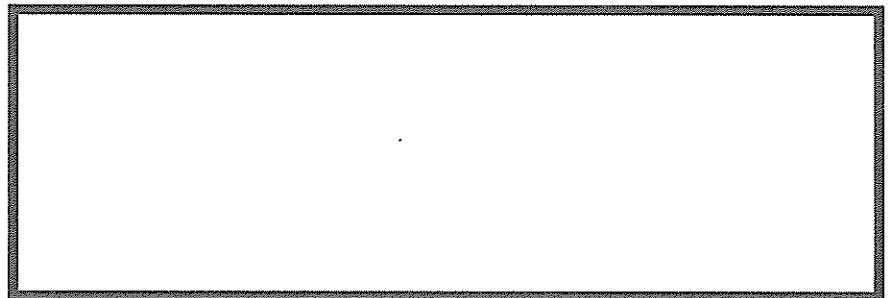
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

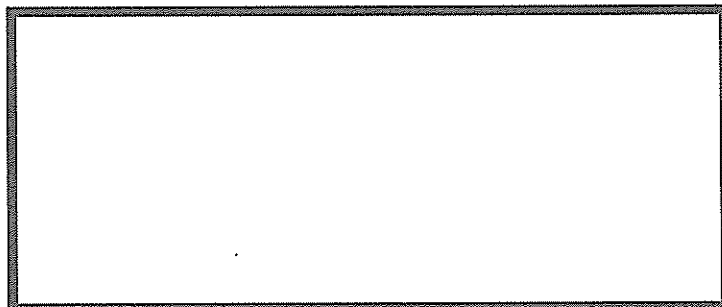
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月6日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

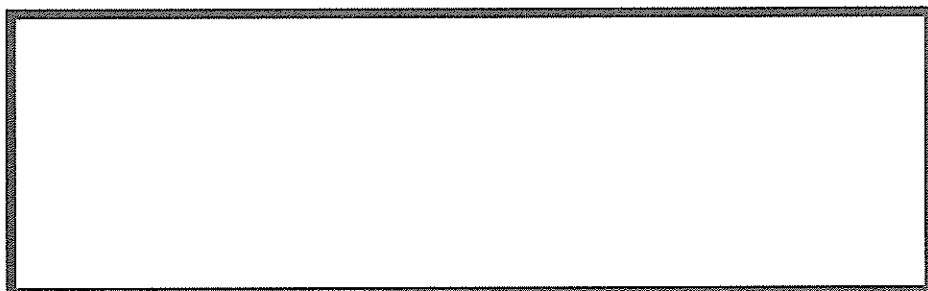
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

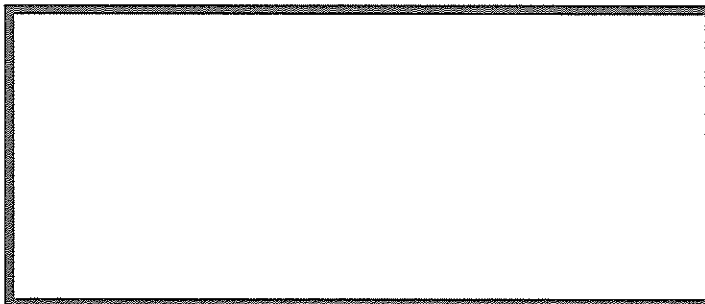
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 4 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

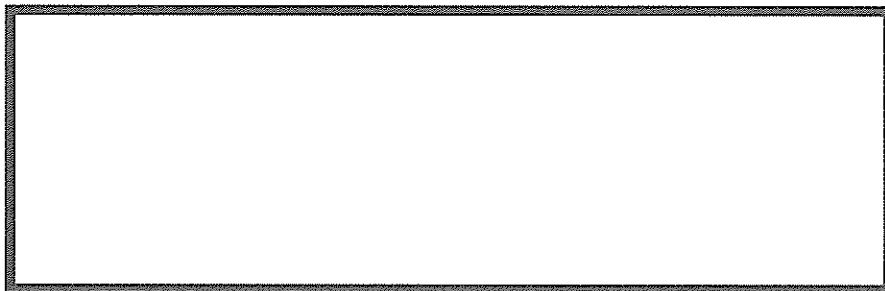
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

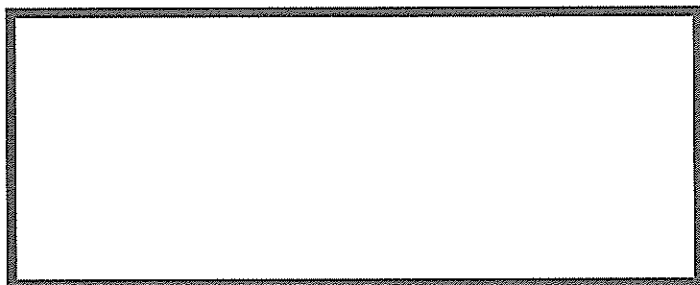
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 8 日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

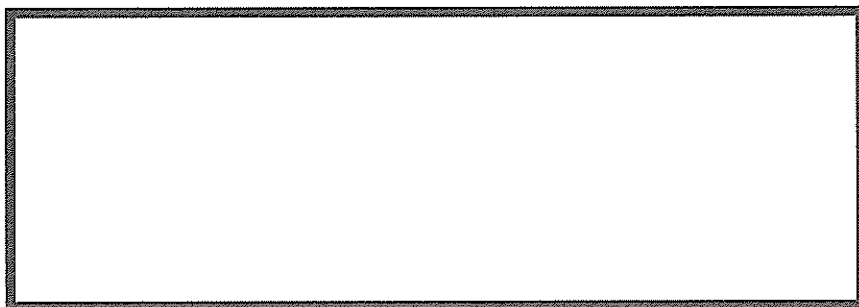
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

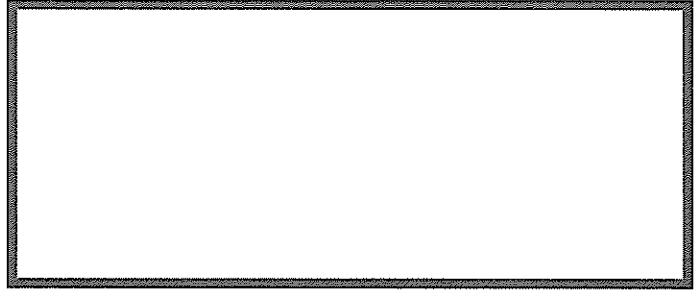
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5 日

審査請求人



総 代 互 選 書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

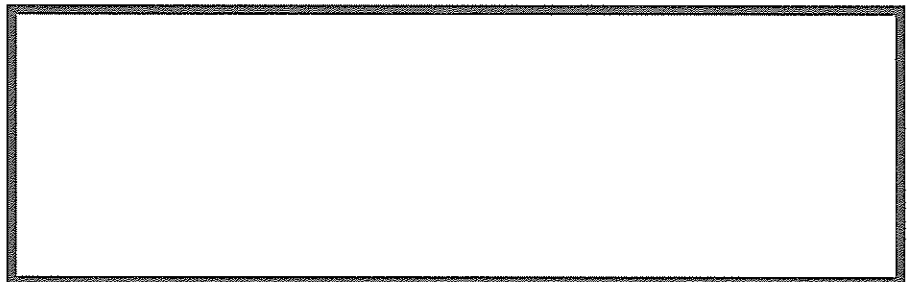
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

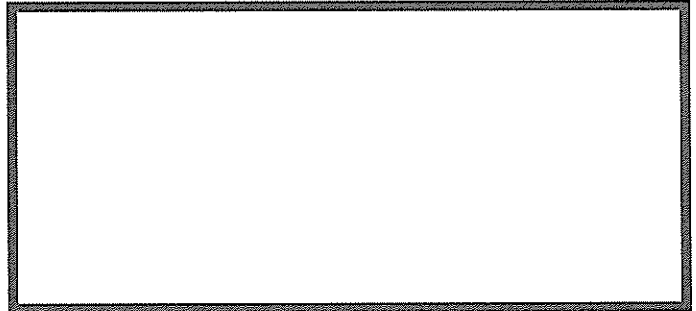
- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月 5日

審査請求人



総代互選書



私は、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

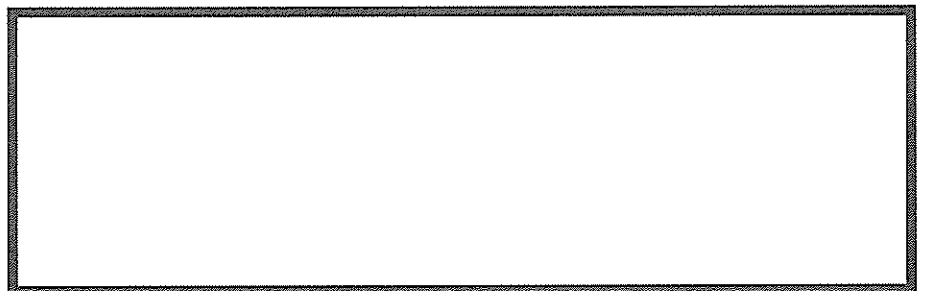
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

平成31年1月5日

審査請求人



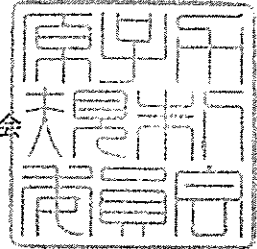
原規規発第 1903058 号

平成 3 1 年 3 月 5 日

審査請求人



原子力規制委員会



審査請求書の補正について

平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日付けで貴殿から提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があり、不適法であるため、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 3 条の規定により、平成 3 1 年 4 月 5 日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正しないときは、行政不服審査法第 2 4 条第 1 項の規定により、貴殿の審査請求を却下することがあるので、御承知おきください。

記

1 総代の資格を証する書面

総代の資格を証する書面が総代本人から提出されていない。

補正書

平成 31 年 3 月 25 日

原子力規制委員会殿



平成 31 年 3 月 5 日付け(原規規発第 1903058 号)をもって補正を命ぜられた事項について、
下記のとおり補正します。

記

- 一 審査請求人の氏名及び住所
別紙 2 「総代互選書」 総代自身の総代互選書

以上

別紙2(補正)

総代互選書 (補正)

(総代本人の総代互選書の追加)



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

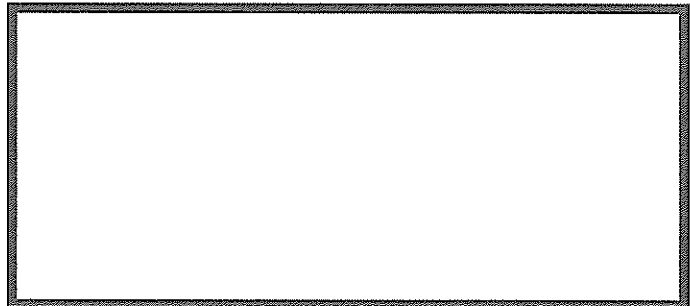
記

原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社に対して行った下記の処分につき原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

- 平成30年9月26日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（原規規発第1809264号）
- 平成30年10月18日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の認可処分（原規規発第1810181号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分（原規規発第1811074号）
- 平成30年11月7日付 日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可処分（原規規発第1811075号）

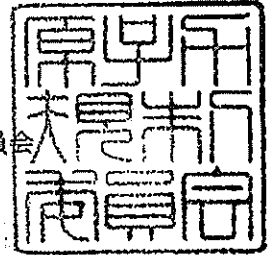
平成31年3月 25 日

審査請求人



弁 明 書

原子力規制委員会



平成 30 年 9 月 26 日付けで原子力規制委員会が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可、同年 10 月 18 日付けで原子力規制委員会が行った同法第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に基づく同発電所の工事計画認可、同年 11 月 7 日付けで原子力規制委員会が行った同法第 43 条の 3 の 3 第 2 項の規定に基づく同発電所の運転期間延長認可及び同年 11 月 7 日付けで原子力規制委員会が行った同法第 43 条の 3 の 2 第 4 第 1 項の規定に基づく同発電所の保安規定変更認可に対し、同年 12 月 25 日付けで審査請求人総代 から提出された審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項において読み替えて適用する第 29 条第 2 項の規定により、下記のとおり弁明する。

記

1 処分の内容

(1) 東海第二発電所の設置変更許可について

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）について（平成 30 年 9 月 26 日原規規発第 1809264 号）に記載のとおり。

(2) 東海第二発電所の工事計画認可について

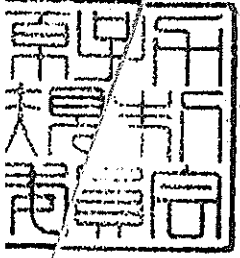
東海第二発電所の工事の計画の認可について（平成 30 年 10 月 18 日原規規発第 1810181 号）に記載のとおり。

(3) 東海第二発電所の運転期間延長認可について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可について（平成 30 年 11 月 7 日原規規発第 1811074 号）に記載のとおり。

(4) 東海第二発電所の保安規定変更認可について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所原子炉施設保安規定の変更の認可について（平成 30 年 11 月 7 日原規規発第 1811075 号）に記載のとおり。



2 処分の理由

(1) 東海第二発電所の設置変更許可について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（平成30年9月26日原子力規制委員会）に記載のとおり。

(2) 東海第二発電所の工事計画認可について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の技術基準規則等への適合性に関する審査結果（平成30年10月18日原規規発第1810181号）に記載のとおり。

(3) 東海第二発電所の運転期間延長認可について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可申請の実用炉規則第114条への適合性に関する審査結果（平成30年11月原子力規制庁）に記載のとおり。

(4) 東海第二発電所の保安規定変更認可について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の保安規定変更認可申請（東海第二発電所の高経年化技術評価等）に関する審査結果（平成30年11月原子力規制庁）に記載のとおり。

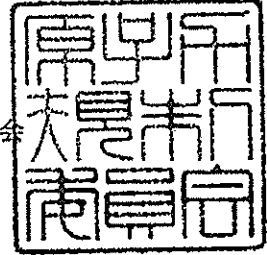
原規規発第 19100118 号

令和元年 10 月 1 日

審査請求人



原子力規制委員会



弁明書の送付及び反論書等の提出について

平成30年9月26日付けで原子力規制委員会が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可、同年10月18日付けで原子力規制委員会が行った同法第43条の3の9第1項の規定に基づく同発電所の工事計画認可、同年11月7日付けで原子力規制委員会が行った同法第43条の3の2第2項の規定に基づく同発電所の運転期間延長認可及び同年11月7日付けで原子力規制委員会が行った同法第43条の3の2第4第1項の規定に基づく同発電所の保安規定変更認可に対し、同年12月25日付けで貴殿らから提出された審査請求について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書(副本)を送付します。

また、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(反論書)を提出する場合及び同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には、令和元年10月29日までに、それぞれ提出してください。

東海第二原子力発電所の設置変更の許可等に対する
審査請求に係る口頭意見陳述会の開催について

令和3年1月18日（月）

原子力規制委員会

東海第二原子力発電所の設置変更の許可、工事の計画の認可、
運転期間延長認可処分及び保安規定の変更の認可に対する審査請求に係る

口頭意見陳述会の開催について

議事録

1. 日時

令和3年1月18日（月）13:30～15:26

2. 場所

原子力規制委員会（東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル9階）B会議室

3. 出席者

原子力規制庁

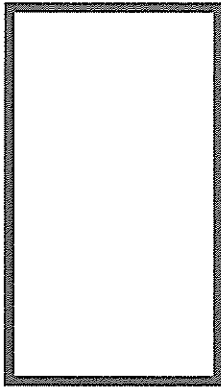
渡邊 桂一	実用炉審査部門	安全規制調整官
田中 基成	調整係長	
宮本 健治	管理官補佐	
塚部 暢之	管理官補佐	
津金 秀樹	主任安全審査官	
角谷 愉貴	安全審査官	
小山田 巧	地震・津波審査部門	安全規制調整官
日南川 裕一	技術参与	
小林 源裕	管理官補佐	
内田 淳一	主任技術研究調査官	
大橋 守人	首席技術研究調査官	
呉 長江	統括技術研究調査官	

審査請求人



審査請求人 総代（意見陳述者）

審査請求人 総代（意見陳述者）



審査請求人 総代（意見陳述者）

共同審査請求人

共同審査請求人

共同審査請求人

共同審査請求人

共同審査請求人

4. 議題

- (1) 口頭意見陳述会の運営に関する説明
- (2) 審査請求人 意見陳述
- (3) 質疑応答

5. 議事録

○渡邊安全規制調整官 それでは、定刻になりましたので、これから口頭意見陳述会を開催いたします。

私は、原子力規制庁の渡邊桂一と申します。本口頭意見陳述の聴取者を務めますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、本口頭意見陳述会の趣旨を申し上げます。

平成30年9月26日に、原子力規制委員会は、日本原子力発電株式会社に対し、原子炉等規制法に基づき、同社の東海第二原子力発電所の設置変更の許可をいたしました。それから、平成30年10月18日には、同発電所の工事計画の認可、平成30年11月7日に、東海第二発電所の運転期間延長の認可、それから、同じ11月7日に、保安規定の変更の認可をいたしました。

これら4件につきまして、審査請求人総代から当委員会に対し、平成30年12月25日に行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求がなされたものでございます。

本口頭意見陳述は、審査請求人総代から同法第9条第3項により読み替えて適用する第31条第1項の規定に基づきまして、口頭意見陳述に関する申立てがあったことを踏まえまして、審査請求人総代に口頭で意見を述べる機会を与えるものでございます。

それでは、まず審査庁である本口頭意見陳述の聴取者を紹介いたします。

私は、原子力規制庁実用炉審査部門安全規制調整官の渡邊桂一と申します。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○田中調整係長 隣に座ります、審査庁の原子力実用炉部門調整係長の田中です。よろしく申し上げます。

○渡邊安全規制調整官 次に、処分庁として本審査請求の原処分に関与した者として出席する職員から、自己紹介をお願いいたします。

○宮本管理官補佐 私は、原子力規制庁実用炉審査部門管理官補佐の宮本健治です。

○塚部管理官補佐 私は、実用炉審査部門管理官補佐の塚部暢之でございます。

○角谷安全審査官 私は、実用炉審査部門安全審査官の角谷愉貴と申します。よろしく申し上げます。

○津金主任安全審査官 私は、核燃料施設審査部門主任安全審査官の津金秀樹です。

○小山田安全規制調整官 私は、地震・津波審査部門安全規制調整官の小山田と申します。

○小林管理官補佐 私は、地震・津波審査部門管理官補佐の小林と申します。

○日南川技術参与 私は、地震・津波審査部門技術参与の日南川裕一です。

○内田主任技術研究調査官 私は、地震・津波研究部門主任技術研究調査官の内田です。

○呉統括技術研究調査官 私は、地震・津波研究部門統括技術研究調査官の呉長江です。よろしく申し上げます。

○大橋首席技術研究調査官 私は、地震・津波研究部門首席技術研究調査官の大橋守人です。よろしく申し上げます。

○渡邊安全規制調整官 ありがとうございます。

それでは、まず私から議事の進行にあたり、出席者の方々に対する御注意を申し上げます。

まず、処分庁への質問を含めて意見の陳述は、議事録を作成する都合上、必ず氏名を述べた後に開始するようにお願いいたします。処分庁への質問を含め、口頭意見陳述は、今回の審査請求に係る事件についてのみ行ってください。意見陳述者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合やその他相当でない場合にはこれを制限する場合もございます。

それから、口頭意見陳述中は、審査請求人総代、すなわち さん以外の方の発言は認めませんので、必ず総代を通じて御発言をお願いいたします。

それから、発言者以外の方は必ずマイクを切っていただくようお願いいたします。

口頭意見陳述中は、意見陳述者以外の発言は認められません。

また、その他、議事進行に支障を来すような場合には、接続拒否等を求めることもあり

得ます。そのような場合には、我々の指示に従っていただくようお願いいたします。

それから、本日の口頭意見陳述においては、録画や生中継については御遠慮いただくようお願いいたします。また、写真撮影についても御遠慮ください。ただし、議事録の内容の確認のために発言を録音していただくことは可能でございます。

それから、今回の口頭意見陳述は、事前に通知させていただいているとおり、1時間半の予定を組んでおります。この会議室は予定が入っておりますので、口頭意見陳述会の終了後は速やかに御退出をお願いいたします。それから、議事の進行上、まず最初に、意見陳述者から意見を陳述していただき、続けて、事前に提出のあった質問について処分庁から回答をお願いいたします。その後、審査請求人総代から処分庁への追加質問がありましたら、時間の許す限りでお願いいたします。

時間内に終了するように御協力をお願いいたします。

再度のお願いですけれども、処分庁への質問を含め、意見の陳述に当たっては、議事録を正確に残すために、必ず氏名を述べた後に開始するようにお願いいたします。これは回答側も同様でございます。

それでは、総代の方、意見の陳述を開始してください。よろしくお願いいたします。

○ 請求人の総代の でございます。聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○渡邊安全規制調整官 はい、大丈夫です。

○ 今日はありがとうございます。渡邊さんはじめ、田中さんには御足労をいただきました。よろしくお願いいたします。

限られた時間なものですから、約30分以内でまずは意見陳述を述べさせていただきたいというふうに思っております。

まず、理由の1、経理的な基礎に係る部分の審査について意見を申し上げます。

炉規法43条の3の6第1項第2号の二つの許可要件のうち、経理的な基礎要件というのは、更田委員長さんが言うように「安全上の十分な投資ができない主体に対して、施設の運用を認めることはできない」ということだというふうに理解をするんです。しかし、日本原電の審査に当たっては、他方で、日本原電のようなケースを制度がそもそも想定していない、申請者以外のところを巻き込んでというのは設置変更許可という仕組みでは限界がある、明確なものが制度の中に埋め込まれていない、設置許可段階で細部を定めていない、などとして、日本原電という申請者の主体そのものに十分な投資能力があるかどうかを審査しないまま「外形的判断」をしたとされました。何ら基準も規定もない状態は、行政手

続法から逸脱しており、法が指示する申請者そのものに経理的基礎があることを審査しないままの意味がよく分からない「外形的判断」で許可したというのは、法の趣旨に反する処分が無効なものと考えます。

続きまして、理由2の意見を申し上げます。技術的能力に係る部分です。

2-1としまして、基準地震動についての意見を申し上げます。日本海溝の沈み込み帯では、マグニチュード9のような巨大地震が起きるとは考えられていませんでした。それまでの時点では起きないと思っていたことが起きた以上、それを教訓にするならば原発は考え得る全ての地震動全体を考慮した地震力に耐えられなければならない、そういうふうにご検討しております。その点で、日本海溝沿いの地震が起きた東北地方太平洋沖地震がしっかりと検証されることが必要だというふうに思っております。

私たちは、予測モデルがパッケージになっているかは別にして、東海第二原発において、少なくとも東北地方太平洋沖地震の震源の中で、最も特徴的な宮城県沖の震源のSMGAを茨城沖に置いた基準地震動が想定されなければならないと考えます。

日本海溝沿いのプレート間地震については、いろいろなモデルが提案されていますが、東海第二原発と女川原発では、諸井ほか(2013)のモデルが採用されています。この諸井ほかのモデルに対して、審査では、整合性が悪い、モデルの設定に問題があるのではないか、短周期レベルを1.4倍してもなお合いが悪いと指摘されました。そして、小さいSMGA面積で非常に大きな応力降下量を考えざるを得ないとか、SMGA内の凸凹、SMGAの応力降下量のパラメータを設定する新しい方法を検討する必要がある等が議論されていました。実際、倉橋さん、入倉さんも従来モデルでは再現できないという不備を補うために、不均質モデル、不均質SMGAモデルを発表して、SMGA内の小さな領域に大きな応力降下量を設定する論文も発表されています。

日本原電は、再現性が悪いのは、地震発生前の先見情報だけで予測できるかどうかやってみたモデルだからだと説明していますが、既往地震の再現性のないモデルを基本震源モデルに採用する点で、基準地震動は信頼性がないと考えます。

また、日本原電の基準地震動の策定では、五つのSMGAの面積も均等に分配して、応力降下量は短周期レベルも同じで、SMGAの不均衡やSMGA内の不均質というのは検討されておられませんし、審査でも検討していません。

宮城沖では、構造物に影響を与えるパルス波も発生しており、海溝型地震のパルス波についても検討されなければならないところ、審査ではその検討はなされた形跡がありません。

ん。

日本原電は、2011年の東北地方太平洋沖地震の宮城沖、とりわけSMGA3の震源は宮城沖の地域性であって、茨城沖であのような地震が発生するとは考えられないとしていますけれども、まだ強震動観測網が整備されて僅か25年ですから、それを起きないと否定できる科学的な根拠が解明されているとは到底思えません。起きないと思っていたことが起きた東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえるならば、少なくとも宮城県沖SMGAの短周期レベル及びSMGA3で発生しているパルス波を伴う震源を東海第二敷地近傍で想定して、基準地震動を策定すべきだと考えております。

要するに、東海第二原発の基準地震動のうち、プレート間地震Ss-22というのは、2011年東北地方太平洋沖地震を再現できない震源モデルをベースに策定している点から、単に不確かさを考慮すればいいということでは済まされない問題だと考えます。地域性があるからという理由だけで、それを否定した東海第二原発の基準地震動の策定は、地震の審査ガイドが指示する発生する可能性のある地震動全体を考慮するというものとは言えず、審査ガイドから見ても適合しておらず、こうした日本原電の想定を追認した適合性審査には他も欠落があり、無効だと考えます。

続けて、のほうから大型船舶の漂流について、よろしくお願ひします。

○ 総代のです。事前質問に加えて意見を述べます。聞こえていますか。

○ 渡邊安全規制調整官 はい、大丈夫です。

○ 南東からの津波流向と北側にある日立港との位置関係から、大型船舶が漂流してこないとしているが、津波流向を単一波源から導いていることは、震災1か月後に出た気象庁の報告からも間違いである。その概要によれば、地震では震央と言うが、津波は津波波源域という概念で津波を考察している。3.11では岩手県沖から茨城県沖まで約550kmにわたると推定されるとあるように、波源域として幅広く取る知見である。そういうことで間違っている。たまたま指向する流向となったとしても、津波の動態を有効に推論できるのは、沖合に何もなく、かつ、海岸線が直線で岸に近い海底が一様なところである日立港の防波堤、沖防波堤、その二つの間隙の存在、出入口となる中央航路の海溝部、1級河川久慈川の水量、特定場所がしゅんせつされた港湾内などの流れに影響を及ぼす様々な要因の存在する港湾部では適用できない。原電の「漂流物評価フロー」の最初のaの確認から間違っている。津波の間違った考察に基づく水粒子の解析も間違っている。

次に、大型船舶が漂流してこないという原電の評価の理由に、緊急避難・係留避泊がマ

ニュアル化され、想定時間に緊急避難できるとしたことを、規制庁はそのまま追認している。原電管理下の東海港の平穏時での貨物船での実訓練をもって、ほかの様々な対応の船舶への推論は無意味である。船舶が発電所の真東の2kmを超え、沖合で避難できる前に操縦不能に陥ることが十分考えられる。岸壁を離れるまでの作業時間は船によって様々であり、津波到着前の引き潮により水深が確保できなくなることも想定していない。記録の残る釜石では28分後の第1波の引き波が1.19mであった。同じく、係留避泊についても事故につながらないと断定できない。係留索が破断した多数の事故例から明らかであり、震災後、係留索のグレードアップに国の指導もない。また、3.11での津波警報は宮城県、茨城県を例とすると、3分後に宮城県で6m、茨城で2m、28分後に宮城県10m、茨城4m、もうそのときに宮古は第1波が到着しております。やっとならぬ44分後に両県とも10m、10mであった。これが津波警報の実態であった。地震後すぐに正しい警報が出るという前提が間違っている。以上のことを規制庁が独自の考察をした形跡がない。おたくの職員、千明氏と、本日欠席の日南川氏の院内説明会の発言内容で明らかである。

一部を紹介する。最初に、「直接所管していないので的確なお答えがここではできない」と言いながら、この後、明確な答えは聞いたことはありません。さらに、軌跡解析では、取水口には来ない結果となっています。緊急避難することを的確に実施することによって漂流物にしないと確認している。接近してくるということは確認されなかったということを試算の中で確認しております。この試算とは原電の行った水粒子の解析のことであろうが、証明にならない。審査書案には、発電所港湾内、東海港ですが、緊急避難する係留避泊となっている。他の港につきましては、港の管理者が規則を定めています。その規則の中でこういうことが決められている。これだけでございます。かつ、令和元年11月の他グループの口頭意見陳述に対する回答においても、原電が確認したと確認しただけで、規制庁として何をもってそうなるのか、いかなる根拠で確認できたかがありません。原電の確認を追認しているにすぎない。審査の正当性に欠けている。さらに、大型船舶の漂流の可能性に対して、原電は「考えがたい」「考えにくい」とか「東海の船舶は漂流物にしない」との決意や、ほかの船舶の緊急避難・係留避泊に対しては「十分期待できる」などと、およそ工学的な評価から程遠い願望を述べているにすぎない。それを規制庁も認めているわけです。

以上より、審査し直さなければならない。先月の大阪地裁判決の言葉を借りれば、審査すべき点を審査してない。これを違法であるとして指弾されているだろう。要するに、だ

ろう運転ではなく、かもしれない運転を求めなくてはならない。

以上、あとは事前の質問書は出しているとおりでございます。

以上。

○ [] 続けて、請求の理由の2-3を総代の [] のほうから意見陳述いたします。

火山事象についてです。火山事象と安全機能の維持について意見を申し上げます。

第一に、審査の手續についてですけれども、2017年8月の審査会合で、山形対策監より、「非常用ディーゼル発電機の吸気フィルターの閉塞については、多分審査中に基準が変わると思いますので準備はしっかりとしておいていただいて改めてお伺いしたい」、日本原電も「承知しておりますので改めて御説明させていただきます」としていただいわけですけれども、2017年12月の火山ガイドが改訂された後の審査会合では、このことについて審査されることのないまま、すなわち改訂「火山ガイド」の濃度評価基準を要求しないまま許可処分を出しており、審査過程における過誤だと考えております。

第二に、工事計画申請で初めて明らかになった気中濃度が $3.5\text{g}/\text{m}^3$ の想定というのは過小評価であり、これを基にした非常用ディーゼル発電機のフィルター目詰まり時間と交換時間は機能維持の審査における過誤と考えております。日本原電は、これを超えるような場合は非常用ディーゼル発電機が機能喪失しても構わないんだ、それには期待しないとしているわけですけれども、それはガイド違反でもあります。想定される赤城山の噴火規模の過小評価については追加質問でさせていただきます。

続いて、 [] のほうから東海再処理施設について、よろしく申し上げます。

[]

○ [] 総代の [] です。

東海第二原発について、陳述いたします。

規制法をはじめ、法律の要求しているところは、東海第二原発の安全にとって、東海再処理施設からの影響はないということが許可の大事な条件になっているというふうに思いますけれども、そのことについて審査をしなかったというふうに思われます。そのことは法律違反であり、審査の欠落に当たるとは思いますが、審査されていなかったのではないかと理由は、国民に示された審査書案には、審査の痕跡が何もありません。

それから、「近接の原子力施設からの影響に係る審査について」という文書が出されますが、これが新規制基準の一つであるとするならば、まさに遅れた証文であって、役に立たない証文だと思います。仮にそれによって東海再処理施設の審査の対象にしなかったと

いうならば、いつ、どこで、誰が参加した会議でそのことを決めたのか、議事録とともに示されているのでなければ信用することはできないと思います。

さらに、仮に工学的判断の要素が、工学的判断という、その要素の中にある廃止中であるということを行っていますけど、廃止中であると言うなら、廃止中だから影響はないと言うなら、ガラス固化作業の変更を許し、その遅れに立ちを隠さない規制委員会の皆様の危険意識に矛盾することではないかと思えます。

また、2.8kmの距離があるから影響はない、あるいは東海第二原発の従来事故対策があるから影響はないという理由については、東海再処理からの放射能放出を前提としているということを示すだけであって、それだけでは東海第二原発に影響がないという根拠にはならない。その根拠を示さなければ、工学的判断は無意味な御託宣ではないかというふうに思わざるを得ません。

そして、最後に、規制委員会の高放射性廃液に対する危険意識の核になるものは、高レベル、高放射性廃液の蒸発乾固、爆発であり、爆発しても東海第二の安全にとっては影響がないということを立証しなければならぬのではないかと思います。そのような立証がない審査は無効であって、許可を取り消して再審査すべきではないかというふうに考えます。

以上です。

○ 続きまして、請求理由の2-5です。重大事故対策について意見を申し上げます。総代の でございます。失礼しました。

東京電力福島第一原発事故後、強行に作られた規制委員会と新規制基準は、重大事故対策が特に重視されていたはずですが。規則37条の前提になっている趣旨というのは、不確かさが大きい自然事象や発生確率が低くても発生した場合の影響が大きい場合は、それを事故シーケンスとして想定するということだと理解をしております。しかしながら、東海第二原発において日本原電は、必ず想定すべき事故シーケンスに加えて、個別プラントでのPRAを実施して、有意な頻度または影響がある事故シーケンスを抽出してはいるわけですが、抽出した事故シーケンスをことごとく「頻度が低い」「発生確率が低い」「全炉心損傷頻度に占める割合が低い」、そういう理由で追加事故シーケンスから除外をしております。これは発生確率が低くても発生した場合の影響が大きい場合を除外してしまっており、37条からの逸脱だと考えております。それを容認している審査は無効と考えます。

総代の から、続けて理由の3、運転期間延長申請並びに保安規定申請の審査につい

て意見を申し上げます。

理由の3-1、老朽化についてでございます。既に既設の敷設している非難燃ケーブルの全てのケーブルの難燃化が非常に困難であることから、火災防護上の脆弱性があつたり、福島第一と同様に安全設備が地下に集中して配置されていることなどから、津波などによる炉心損傷確率が高いこと、こういうことは設計の古さによるものと考えられています。運転期間延長申請に当たっては、設計と構造の脆弱性の根本的な変更なしに技術的な取り繕いで機能維持を図ろうとするのは限界があると考えております。法で原則40年と定められたものをさらに運転期間延長を許可するには、このような取り繕いの対策ではなくて、設計と構造の古さについて、きちんと評価されなければならないと考えております。

東海第二では、東北地方太平洋沖地震の際も、非常用ディーゼル3台のうち1台のダウンで格納容器ドライウェル上部が141℃に上昇しても、この程度で通常の機能が維持できないことを示していて、これは多重防護、多重性ということが機能していないことを示しておりました。この点について、加えて日本原電はそのような温度上昇は認識していないなどと嘘をつく、このような日本原電もいがかかと思えます。また、スクラムすると保護系母線が遮断される構造になっていて、広帯域の水位が計れなくなったわけです。水位の計測を回復させるのには手動で接続し直さなければならない。というのも、これらは皆、構造上の設計の問題だと認識しています。日本原電は広帯域が計れなくなつて、他の水位計からの計測から計算できるから問題ないんだと、こういうふうな姿勢を示しておりますけれども、運転期間延長審査においては、このような設計の古さとか構造に起因する多重性・分散性について十分検討されているとは言えず、審査には不服でございます。

続けて、理由の3-2、保安能力についてです。審査では、保安能力について、プラントでの過去のトラブル実績について検証・審査されていない点で納得できません。東海第二原発は運開後の年平均トラブル件数が他のプラントと比して最も高く、また、日本原電という会社から見ても、法令上のトラブル件数が他の同業他社に対して断トツに高い状況です。これは会社としての保安能力に構造的な欠陥があることを示唆しています。日本原電は、「良好な安全運転の実績を積み重ねている」「今後も不断の保全活動を実施するから大丈夫だ」と言いますが、トラブル件数が同業他社並みにならないのは、会社の体質としての原因があると考えられます。保安実績並びに劣化管理能力に対して、体系的な審査基準が不備であり、保安管理能力を十分担保する審査になっていない点で極めて不十分と考えております。

最後に、理由3-3として、脆化管理、機能評価について意見を申し上げます。圧力容器の照射劣化を監視する試験片が東海第二では既になくなっており、再生試験片を投入する状態です。しかも溶接部の試験片は再生できないので、投入していない状態、このような状態での延長認可は容認できません。加えて、日本原電の監視試験結果の関連温度というのは奇妙な推移を示しており、試験の信頼性の欠けると考えます。初期値についても、母材も熱影響部も溶接部も一様に-25℃というのは非常に怪しい数値です。JEAC4201-2007の脆化試験の経験式については、規制委員会の電気協会に見直しを求めている状況の中で、まだ圧力容器の照射劣化について、科学的な十分な評価方法が確立していない、このような状況の中で、原則40年を超えて運転を許可することには異議がございます。

以上、最初に提出いたしました請求の理由書の要旨だけ、今日は時間が短いものですから要旨を申し述べました。

以上でございます。

○渡邊安全規制調整官 総代の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、続けまして、事前に提出いただいた質問についての回答に移りたいと思います。かなり大部になりますので、できるだけコンパクトに回答いただければと思うんですけども、その前に、この頂いた質問の中で、請求理由1の経理的基礎に関する質問で、Qの6、「会社の将来性が危ぶまれる時には規制委員会自身が出る」との委員長発言もあったが、規制当局に具体的に何ができるか教えていただきたいというのがありました。それから、請求理由2-4、東海再処理についての御質問なんですけど、Qの6、2018年の東海再処理の廃止計画では内容に変更があったんだけど、それはその評価の変更を規制委員会が認めたのか、認めたんだったらその理由を示せというふうな趣旨の質問がありましたけれども、ちょっとこの二つに関しては、今回の許可とか工認とか、審査請求いただいたもの、そのものに関する御質問ではないので、こちらについては質問の対象外とさせていただきたいと思います。それ以外の経理的基礎とか、あと、東海再処理の今回の許可に対する影響とか、そういったところについては処分庁のほうから質問回答させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、じゃあ、回答に移りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○宮本管理官補佐 原子力規制庁の宮本です。

それでは、事前に頂いた事前質問に沿って回答いたします。質問については少し割愛しながら述べさせていただければと考えます。

まず初めに、請求理由1、経理的基礎に係る事前質問として、はじめに、原子炉等規制法が要求する経理的基礎要件について国民のパブリックコメントを求めない理由を述べられたい。

回答です。パブリックコメントを実施している趣旨は、今回行った東海第二を含め新規制基準に係る審査が、これまでの規制基準を抜本的に改正した新規制基準に基づくものであることから、基本的な判断となる設置変更許可に係る審査結果を取りまとめた審査書(案)に対し、科学的・技術的意見を広く募集することとしたものです。

御指摘の「経理的基礎」については、基準の変更等はなく、パブリックコメントにかかる必要はないと考えております。

次の質問です。規制委員長は「日本原電のようなケースは制度がそもそも想定していなかった」「明確なものが制度に埋め込まれていない」としている。

この「制度」とは炉規法の条文のどの点か。炉規法第43条3の3の6第1項第2号は申請者(その者)の資格要件と考えられるが、申請できる要件を定めた施行規則、基準、細則、審査ガイドなどを策定・施行していなかったことか、具体的に示されたい。

回答です。経理的基礎の要件については、具体的な審査ガイド等は存在していないが、原子炉等規制法第43条の3の8第2項の規定において準用する同法第43条の3の6第1項第2号により、設置変更許可の基準の一つとして規定されている「その者に発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があること」を確認するための審査を行っております。

審査においては、申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から判断しております。

次の質問です。「申請者以外のところを巻き込んでというのは設置変更許可という仕組みでは限界」とされたが、今回の処分では、その限界を超えた特例の処分という理解でよいか。

回答です。御指摘の「特例の処分」の趣旨は明らかではありませんが、本審査は、申請者である日本原電に対して、申請内容に係る工事に必要な資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認したものです。

次の質問です。他方で「外形的判断」をしたということではあるが、その法的意味合いについて説明いただきたい。また、外形でなく実質的な判断というのはいかになるものか説明していただきたい。

回答です。法第43条の3の6の許可の基準に照らして、経理的基礎があることは、申請者

における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から判断しております。

次の質問です。「日本原電という社の将来の安定性は、規制当局の持つ役割はあるが」という委員長の発言があるが、今回の許可処分を下したことが社の将来の安定性に及ぼす影響について考慮したか、しなかったか。

回答です。審査においては、申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から判断しております。

次の質問です。工事費用を超えた場合は、再度の変更許可申請を要するのか。

回答です。個別の仮定の状況についてお答えすることは困難だが、法律においては、工事費用のみが変更になった場合、設置変更許可の申請は要していない。

次の質問については担当が代わります。

○内田主任技術研究調査官 地震・津波研究部門の内田です。

まず、請求理由2-1、基準地震動に係る事前質問ということで、東海第二原発の基準地震動について口頭意見陳述するにあたって、地震動評価と基本震源モデルの策定に係る点について事前質問するというものでございました。

問いの1、原子力発電所の耐震設計上の強震動評価においては、構造物に対して影響を及ぼす地震動の性質という工学的観点からの評価が重要である点は論をまたない。

規制基準は「敷地で発生する可能性のある地震動全体を考慮した地震動であること」「いかなる地震動に対しても十分に耐えることができるものでなければならない」ことを要求しているが、1995年兵庫県南部地震並びに2011年東北地方太平洋沖地震でも観測された構造物に対して工学上脅威となるパルス波は、この「いかなる地震動に対しても」の対象に含まれていると考えられるが、それでよいかというものです。

回答です。基準地震動の策定においては、原子力発電所の供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震、すなわち原子力サイトにおいて発生することが合理的に予測される最大級の地震を想定して、各種の不確かさを十分考慮することにより解放基盤表面における地震動を評価する必要があります。したがって、基準地震動は、当該原子力サイトにおいて発生することが予測される地震動を包含して策定しています。

なお、基準地震動に関する規則解釈・ガイド類はいわゆる性能規定をしておりまして、パルス波等の具体的な地震波については言及しておりません。断層、すなわち震源断層との位置関係から、各原子力サイトにおいて評価される基準地震動の地震動特性は様々であ

るという背景もあり、2011年東北地方太平洋沖地震で観測されたパルスの起因や再現性を含め、断層モデル法による強震動予測に関する今後の研究動向に注視しているというところでございます。

続きまして、問いの2です。1994年ノースリッジで観測され、翌1995年兵庫県南部地震へと続きますが、一瞬で構造物をなぎ倒したパルス波の地震波は「キラーパルス」として有名になったが、海溝型の地震においても古くは1968年十勝沖地震の観測記録以来、2011年東北地方太平洋沖地震でも観測されている。建築の分野では既に「最新の知見」ではなくなって普通の教科書にも載るようになっており、一般の木造住宅の設計でさえ考慮されるようになっている。

こうした教訓から、規制委員会では原発の耐震設計上考慮すべき地震動の特定についてどのような調査・研究がなされていて、要求・基準に取り込もうと努力されているか教えていただきたいというものです。

回答です。原子力規制庁における地震動、つまり基準地震動評価に関する安全研究として、これまで、近年国内で起きた内陸地殻内地震並びに海外で起きたプレート間地震及び海洋プレート内地震に係る地震動解析を行いまして、震源断層パラメータの不確かさや震源断層パラメータの既往の経験式との整合性等に関する知見を蓄積してまいりました。今後、平成28年熊本地震を踏まえて、震源近傍の地震動評価の高度化を図るため、断層浅部破壊を考慮した特性化震源モデルの設定手法を検討するとともに、国内外の地震に対して、断層モデルを用いた手法、断層モデル法ですけれども、こちらに基づいて検証解析等を行い、震源近傍の地震動評価に係る知見を拡充します。あわせて、震源断層パラメータの不確かさの組合せを合理的に考慮するため、物理的モデル等に基づいた震源断層パラメータ同士の相関性に関する知見を蓄積してまいります。

また、これまで「震源を特定せず策定する地震動」の標準応答スペクトルを策定しましたが、今後は、震源近傍の多数の地震動記録について、統計処理を用いた解放基盤面上の波形解析の精度向上、そして、新たな地震動記録の収集・分析による標準応答スペクトルへの影響確認を継続的に実施していきます。

地震動評価に係る安全研究成果については、新たに得られた知見を取りまとめるとともに、規制基準・ガイド類等の策定や見直し、あるいは個々の審査等に活用してまいります。

続きまして、問いの3です。基準地震動策定においては、原発の構造物の共振現象に対する弾性応答の耐震性を確認するために加速度応答スペクトルが策定されるが、構造物を

一瞬で塑性化される速度も加速度も大きいパルス波について、現時点の審査でどのように考慮されているか、それとも今後発生する内陸地殻内地震やプレート間地震においてパルス波は発生することはないと考えているのか。それとも原発にはその特性上パルス波は構造物に影響しないので無視してよいと考えているか、教えていただきたいというものでございます。

回答です。断層の破壊伝播に起因するパルス波の考え方に関して、現行の断層モデルを用いた手法、「レシピ」ですけれども、こちらで十分に評価できると考えています。これに関しては、問いの12でも改めて回答いたします。

施設側の立場としましては、パルス波を考慮するかのいかにかわらず、策定された基準地震動に対して評価を行うこととしております。

なお、あくまでも一般論でありますけれども、原子炉建屋等の耐震Sクラスの建物・構築物は、一般建築物とは異なり耐力の余裕が大きく、パルス波による塑性化の可能性は小さいと考えられます。

また、パルス波と建物・建築物の固有周期も大きく離れているということから、建物・構築物内での応答の増幅も小さく、設備への影響は小さいと考えられます。

そして、次の質問です。次に、「強震動予測レシピ」について伺うといたしまして、問いの4です。例えば、2011年東北地方太平洋沖地震の倉橋・入倉(2013)の震源モデルのSMGA3ないしはSMGA1が、この場所で発生するというのは、強震動予測レシピであらかじめ予測・想定できるものか教えていただきたいというものでございます。

回答です。強震動予測レシピは、過去の地震の観測記録の再現解析により検証された標準的な地震動評価手法であり、将来の個々の地震において、それぞれ異なる震源破壊モデルを予測・想定するものではありません。

新規制基準では、レシピを基に特性化震源モデルを設定して地震動評価を行う際に、強く固着されている領域(SMGA)における応力降下量等の不確かさの考慮を求めており、それらの不確かさによる影響が地震動評価に反映されています。

問いの5です。東北地方太平洋沖地震では宮城沖においては二つのウェーブ・パケット……。

○渡邊安全規制調整官 すみません。全部読む必要はないので。

○内田主任技術研究調査官 分かりました、はい。

○渡邊安全規制調整官 ここは後ろのほうが多分問いかと思しますので、要点だけまとめ

ていただければ、すみません。

○内田主任技術研究調査官 分かりました、はい。

問いの5ですが、SMGAの破壊に関してですけれども、さらに強震動生成域が幾つあって、どこが先に割れてどういう伝播をするかということは、予測レシピで予測できるものかというものでございますが、回答ですけれども、強震動予測レシピは、過去の地震の観測記録の再現解析により検証された標準的な地震動予測手法でございます。将来の個々の地震においてそれぞれ異なる震源破壊モデルを予測するものではありません。新規基準では、レシピを基に特性化震源モデルを設定して地震動評価を行う際に、設定された特性化震源モデルにおいて、破壊開始点の不確かさの考慮を求めています。ある評価地点において、各SMGAに複数の破壊開始点を設定し様々な破壊パターンを考慮することにより、破壊伝播効果、いわゆる「破壊指向性」ですけれども、そちらの影響が保守的に反映されているものです。

問いの6です。強震動予測レシピで策定した震源モデルにおいてSMGAの位置、数についての「不確かさ」とは具体的に何を指しているのか教えていただきたいというものです。

回答です。過去の地震の地震動解析から、震源領域は、強く固着されている領域(SMGA)と固着していない領域とに分けることができるが、将来の地震を想定した場合、強震動データが十分に蓄積されていないため、SMGAを事前に特定することが困難です。ここでの不確かさの考慮は、SMGAを敷地に近い場所に設定したり、震源断層の大きさに応じて複数のSMGAを考慮したり、保守性を確保するということを指しています。

問いの7です。強震動予測レシピで策定した震源モデルにおいて短周期のレベルにも「不確かさ」があるとされる。なぜ確かなレベルを予測できないのか教えていただきたい。また、短周期レベルの「保守性の確保」の方法は標準パッケージになっているのか教えていただきたいというものです。

回答です。「強震動予測レシピ」に基づく地震動評価を行う際には、過去の地震観測記録の分析から得られた短周期レベルと地震規模との経験式を用いて、短周期レベルを設定することが多いが、あくまで過去の地震記録の解析を基とする以上、そこには自然現象のゆらぎや計測技術の不確実性が当然に内包されています。

レシピは、短周期レベルの不確かさの考慮において標準パッケージを提示してはいたませんが、基準地震動策定における地震動評価を行う際、例えば、中越沖地震の知見反映とし

て、短周期レベルの不確かさ（短周期レベル1.5倍）のケース、こちらを考慮することとしてございます。

問いの8です。SMGAの位置と数とか短周期レベルに不確かさがあるから「不確かさの考慮」を要求されているが、「考慮の科学的・技術的標準手法」を教えてくださいというものです。

回答です。SMGA位置、それから短周期レベルの不確かさを考慮することにより、地震動評価結果の保守性が確保されています。例えば、SMGAの位置に関しては、敷地の地震動評価への寄与が最も大きいと考えられる場所に移動させるとともに、震源が近い場合には、SMGAの形や配列による影響の有無が確認されています。また、短周期レベルは、SMGAの大きさと応力降下量に比例しており、中越沖地震で明らかになったSMGAの応力降下量に関する知見も反映されます。

問いの9です。このような不確かさがあるのは自然現象の偶然性なのか、それとも我々の理解・認識の問題なのかお答えいただきたいというものです。

回答です。不確かさの要因は、採用モデルに依存していますが、一般的に、偶然的な不確かさと認識論的不確かさに分類できます。断層モデルを用いた地震動評価手法のうち、例えば短周期レベル、SMGAの面積や応力降下量のようなパラメータは、基本的に過去の地震の分析結果に基づき設定可能なんですけども、現時点の知識または得られた観測データの制限から、設定値には不確かさが含まれていることが考えられます。このように知識やデータの制限による不確かさ要因は、通常、認識論的不確かさに該当するとされています。一方、過去の地震の分析結果から、事前に設定することが困難な地震破壊開始点または内陸地殻内地震のSMGAの水平方向の位置は、偶然的な不確かさに該当するとされています。また、海溝型地震の場合、例えば、日本海溝付近で起きたプレート間地震では、複数の過去の地震による地震動解析から、地震動の再現性が良いSMGAモデルが得られていますが、確定的にSMGAを特定するという事は困難です。

○小山田安全規制調整官 地震・津波審査部門の小山田です。

続いて、Qの10に対してお答えします。規制委員会はパブコメ回答でモデルを予測問題に適用する場合には、こうした「位置」が定まることが予測パッケージの必須事項とされている。位置設定の「方法の確かさのレベル」があるように見受けられるが、それを計る科学的・技術的方法についてということでございます。

回答ですが、パブリックコメントへの回答のとおり、SPGAモデルの適用も含め、地震動

の計算方法の高度化につきましては、まずは地震調査研究推進本部のような場で議論されるものでございまして、そこでの検討結果も含め、新たな知見が得られれば、発電所の規制にどのように取り入れるかについて、委員会として適切に判断してまいります。

この御指摘の「位置設定の『方法の確かさのレベル』」でございますけれども、強震動生成域またはアスペリティとなる可能性のある場所の推定という観点で回答させていただきます。

プレート間地震につきましては、地震時に得られました観測データ、具体的には地震動や地殻変動などの地震時の揺れや相対的変移量のデータ、または津波水位観測の津波データ、こうしたものから解析によって得られるすべり量分布やその時空間分布から、強震動生成域またはアスペリティを推定できます。また、地震が発生していない時期には、宇宙観測技術、例えば全球測位衛星システムなどによって得られる平常時の位置の変化をもとに、プレート運動により仮定されるプレート境界のすべり挙動との差を推定することで、プレート境界が密着している固着域、それと、ある程度すべっている定常すべり域、これを推定することができます。

こうした強震動生成域またはアスペリティとなる固着域の場所の推定は確定的なものではなく、推定のための解析に用いるデータの質と量により、その精度がある程度見積もられております。これらの推定精度につきましては、主に陸域における観測データからの解析に基づくものでございますので、アスペリティ自体にそれなりの大きさがないと検出は不可能であるということから、陸から離れれば離れるほど精度が落ちるということが示されてございまして、数10～数100kmの幅があるとされてございます。

続いて、Qの11でございます。2011年東北地方太平洋沖地震で、女川原発で観測された地震波の第2波の先頭にパルス状の地震波が観測されていることは確認されているのかということでございます。

回答でございます。女川原子力発電所において、2011年東北地方太平洋沖地震の第2波の先頭に周期1～2秒程度のパルス状の地震波が観測されていることは承知してございます。

近年、2011年東北地方太平洋沖地震を含めたプレート間地震の地震動分析結果によりまして、強震動生成域内の応力降下量の不均質性、これはアスペリティの階層構造ですけども、これを考慮することによりまして、大加速度を伴う衝撃的なパルス波を再現できる可能性が示されておりました、断層モデル法による強震動観測に関する今後の研究動向に注視しているところでございます。

○ すみません。時間がないので、質問は読まなくて結構でございますので。

○ 田中調整係長 ある程度読まないで、議事録に残らなくて、どのような質問だったかというのが残らなくなってしまうのですけれども、端折って読むようにします。

○ お願いいたします。

○ 内田主任技術研究調査官 続きまして、地震・津波研究部門からです。問いの12番です。標準的な強震動予測レシピにおいて、断層面上で発生するパルス波が再現または予測できないのであれば、なぜか。それから、レシピで予測できている実績があるものを御提示願いたいということです。

回答です。破壊が伝播する方向の前方に位置する観測点でパルス波が発生しやすいこと、いわゆる「破壊指向性」は、平成7年兵庫県南部地震から、地震動評価に反映されている知見であり、強震動予測手法レシピの提案の契機であるとも言えます。断層モデル法による地震動解析は、例えば、平成28年熊本地震によるパルス波が再現されているとの研究事例があります。

問いの13です。2011年東北地方太平洋沖地震のような巨大プレート間地震に強震動予測レシピを適用すると、巨大な断層総面積となりますが、この物理的意味、それから、強震動生成にとっての工学的意味について、分かるように説明いただきたいというものでございます。

回答です。レシピには、プレート間地震による地震動評価手順がまとめられています。レシピによると、断層面積から地震規模を推定する式が複数ありますが、例えば、円形クラックモデルの式を用いた場合、地震モーメントは断層面積の1.5乗に比例しているため、面積が大きいほど、地震モーメントが増すということが分かります。一方、2011年東北地方太平洋沖地震を含めたプレート間地震に対する地震動分析結果から、SMGA・アスペリティはやや深い震源領域に特定されまして、従来のSMGAモデルが説明可能であることも明らかになっています。これは、地震モーメントが大きくなるにつれ、長周期地震動が大きくなる一方、原子力施設の耐震設計では、工学上重要である周期帯は0.1秒前後の短周期側であるため、レシピに従ってSMGAモデルを適切に設定すれば、地震動の過小評価を避けられることを示唆しています。

問いの14です。パブコメ回答にある科学的・技術的「熟度」は具体的にどのようなものなのか。科学的・技術的要件のことを言うのか教えていただきたいというものでございます。

回答です。科学的・技術的「熟度」に至る新たな地震動評価手法としては、レシピのようにモデル設定が手順化されるとともに、結果の妥当性の検証手法が定められている必要があります。新規制基準では、基準地震動又は基準津波を策定する際に、「最新の科学的・技術的知見を踏まえること」を求めており、地震本部の評価結果を反映できる仕組みになっています。なお、今回のような二つの評価手法に関して、例えば、レシピでは過去の地震で検証されており、地震本部が推薦している信頼性のある手法です。一方、SPGAモデルは、SPGAの面積や位置等の設定手法を提示しておらず、実用段階に至っていません。東北地方太平洋沖地震のようなプレート間巨大地震の場合、観測点は震源から遠く離れているため、SPGA論文ではほぼ点震源でパルス波を説明できることが示されたが、点震源に近いモデルの設定根拠がなく、特にSPGAの物理的な解釈が困難です。

○小山田安全規制調整官 地震・津波審査部門でございます。

続いて、Qの15からでございます、レシピの適用性についてでございます。

「申請者は、基本震源モデル設定に当たって、プレート間地震へのレシピの適用性は、『諸井ほか（2013）』で確認され」としておりまして、御質問は、この諸井ほかにつきましては、東海第二、女川の両審査会合で議論されて、その審査会合中では、この諸井ほか（2013）に関して、例えば、標準レシピを使って再現したときの女川の0.5秒付近で観測記録との整合性が悪いですとか、等々のやり取りについて御質問されておりまして、最後のほうに、実際に結果として、SMGAの位置の移動及び短周期レベルの1.4倍、及びその重量を考慮させる結果となったが、規制委員会としてこのような再現性のない「諸井ほか（2013）」をベースにしたレシピでプレート間地震の基本震源モデルを策定したことについての見解ということでございます。

回答でございます。まず、御指摘いただいたうち、前半のほうで示されております議論につきましては、東海第二発電所における地震動評価ではなく、女川原子力発電所（2号炉）における地震動評価において、同発電所の地震動評価を考える上での議論でございます。したがって、本審査請求に対しては回答するものではないと考えております。

一方で、東海第二について回答する上で、二つの観点、〈基本震源モデルの策定〉とそれから、不確かさの考慮、二つの観点が混在しているため、それを分けて御回答いたします。

まず、震源モデルの策定につきましては、諸井ほか（2013）による検証に基づきまして、プレート間地震における検討用地震である2011年東北地方太平洋沖型地震の震源モデルを

策定するに当たっては、震源断層を特定した地震の強震動予測手法（「レシピ」）に基づく設定は適切であると判断してございます。その理由としては、東海第二発電所における2011年東北地方太平洋沖地震による地震動の加速度レベルをおおむね再現できており、かつ、その加速度は敷地に最も近い強震動生成域が支配的であることによります。なお、個々のパラメータの設定に当たりまして、与条件となります断層面積、強震動生成域の面積比等について検証を求めて、審査の過程で確認しております。

もう一点の「不確かさの考慮」についてでございますけれども、御指摘にございます、「不確かさの考慮」に関しましては、新規制基準における地震動評価において求めているものでございまして、諸井ほか（2013）による検証に基づき、レシピを採用するか否かの論点とは切り離されるべきものと考えます。また、必要となる不確かさの考慮につきましては、地震のタイプによって大きく異なるものではないと考えます。

続いて、Q16でございます。規制庁側から特に強調されたことといたしまして、「3.11のときに観測記録が当時の基準地震動を上回ったということを見ると、観測波が厳しい周期帯があるということから、プレート間地震の地震動評価の段階で不確かさを考えておくべき」ということでした。「それしなくて、残念ながら」とありますが、「女川で観測されたパルス波についての言及はなかった」ということでございます。

原電の審査では、こういったことは厳しく指摘されているのですけれども、兵庫県南部地震に続いてプレート間地震の東北地方太平洋沖地震でもパルス波が観測された事実、それが審査官の言う「基準地震動を超えた事実」の要素となっている以上、その構造物への影響を考慮することが、「3.11を教訓とする」委員会の責務だということでございます。

それに対する御回答でございますが、原子力発電所に求める基準地震動は、特定の周期に着目したパルス波としてではなく、広範囲の周期帯において十分な地震力をもつ地震動を策定すべきものと考えでございます。

御指摘のパルス波が、どの周期に着目されているかは明らかではございませんが、周期1～5秒程度であるとすると、東海第二発電所の基準地震動のうち、基準地震動Ss-D1による1～5秒程度の周期における速度応答値は、水平動で115cm/s、鉛直動で約77cm/sと大きな応答値となっていることを確認してございます。

○宮本管理官補佐 原子力規制庁の宮本です。

請求理由2-2の津波大型船舶の漂流に係る事前質問に対する回答です。少し質問を割愛しながら進めていきたいと思っております。

質問1です。申請者が、日立港・常陸那珂港に停泊中又は付近を航行中の大型船舶が「発電所に漂流してこない」とする、直接的理由は、「緊急避難・係留避泊されるから」であって、「流速及び流向の経時変化を踏まえて」ではない。規制委員会についてはまずこれを確認できるのか、です。

回答です。基準津波に伴う漂流物については、審査において、茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区に停泊中又は付近を航行中の大型船舶についても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。

次の質問です。敷地外で別添資料17「流速及び流向の経時変化を踏まえて」「漂流物としない」と評価しているのは建物類と設備類等で、船舶については別添資料17の「流向」を援用していない。

規制委員会は、申請者は敷地外の船舶の津波漂流の軌跡については別添資料17の「流向」を直接用いていないことを確認できるのか、です。

回答です。御質問に関して、添付資料17は、津波の流速及び流向の経時変化を踏まえた漂流物の津波防護施設等及び取水口への到達可能性評価であります。津波流況の考察に基づき、船舶を含む漂流物についても津波防護施設等及び取水口への到達可能性評価を行っていることを確認しております。

次の質問です。規制委員会が茨城港の大型船舶は漂流してこないと判断したのは「緊急避難・係留避泊するから」という申請者の理由でよろしいかということ。

回答です。御質問に関して、茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区に寄港する船舶については、津波警報発令後、速やかに退避することになっており、仮に退避途中で故障等が発生し漂流しても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。

次の質問です。申請者の茨城港における貨物船・タンカーについての認識についてということで、規制委員会として、敷地周辺5km圏内にある「重要港湾」の船舶についての見解を述べられたし、ということ。

回答です。御指摘の「重要港湾」の趣旨が明らかではありませんが、茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区に停泊中又は付近を航行中の大型船舶についても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。

次の質問です。大型船舶は「荷役・作業を中止し、緊急避難又は係留避泊を実施」できるのか、ということ。

規制委員会は「日立港・常陸那珂港に寄港する船舶は津波発生時には荷役・作業を中止し、緊急避難又は係留避泊を実施できる」とする申請者の説明に対してどのような審査を行ったのか説明されたし、ということ。

回答です。御質問に関して、審査においては、緊急避難又は係留避泊だけでなく、仮に、係留避泊時に津波の襲来を受けて漂流した場合を想定しても、基準津波は東方から襲来するため係留避泊位置近傍の陸域に漂流することから、発電所には向かってこないことを確認しております。

次の質問です。大型船舶の緊急避難・係留避泊について、少し割愛させていただいて、津波警報発生後、係留避泊を判断した大型船舶について津波波圧が係留索の耐力を上回らないことを規制委員会はどのように確認されているのか説明されたし。

緊急避難の場合、基準津波の到達時間は地震発生後、約37分とされています。要は37分間の間で、ここを通過・脱出できるかを規制委員会はどのように確認しているのか説明されたしということ。

回答です。御質問に関して、審査においては、大型船舶は係留避泊だけでなく、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると、東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。また、緊急避難だけでなく、仮に退避途中で故障等が発生し漂流しても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると、東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。

次の質問です。津波の「流向」の確かさについてということ、規制委員会はどのような津波が起きても、常にこのような特定された流速及び流向になると考えているのか、答えられたしということ。

回答です。御質問に関して、審査においては、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とすることを確認しております。また、申請者において、基準津波以外の津波についても流速及び流向の経時変化を確認されております。

次の質問です。津波波源が福島・三陸沖寄りで発生し、「流向」が北東から南西に向かって襲来することは絶対考えられないと言えるか答えられたし、ということ。

回答です。検討にあたっては、プレート間地震である東北地方太平洋沖型の津波波源、茨城県沖から房総沖に想定する津波波源、海洋プレート内地震である三陸北部から房総沖

の海溝寄りに想定する正断層型の津波波源、海域の活断層による地殻内地震である敷地前面海域の活断層に想定する津波波源などの津波評価を行っております。

規制委員会は、津波評価の内容について審査した結果、本申請による基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、策定されていることを確認し、解釈別記3の規定に適合しており、妥当であると判断しております。

御質問に関して、審査においては、基準津波に対して安全機能が損なわれる恐れがない設計とすることを確認しており、また、申請者において、基準津波以外の津波についても流速及び流向の経時変化を確認されております。

次の質問です。少し例を挙げられての質問になります。①として、17.1mの津波が襲来したとき、LNG船が係留索で波圧に耐えられることを規制委員会はどのように確認しているのか。またLNG加圧タンクが浮力で浮上しないことをどのように確認しているのか。

回答です。御質問に関して、審査においては、大型船舶は係留避泊だけでなく、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。

また、緊急避難だけでなく、仮に退避途中で故障等が発生し漂流しても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると、東海第二¹発電所に漂流してこないことを確認しております。

タンクについては、地震又は津波の波力により損壊若しくは滑動し、漂流する可能性があるが、漂流物となったとしても、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とならないことを確認しております。

次の質問です。日立港に係る質問になりますが、少し割愛させていただいて、東海第二発電所前の東海港及び南防波堤は4～6mと推定されるが、それをも乗り越えることは確認するのかという御質問です。

御質問に関して、茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区に停泊中又は付近を航行中の大型船舶についても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると、東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。

次の質問です。LNG船、あるいはLNGタンクは漂流を始めても、「流速」「流向」から発電所津波防護施設等へは向かわないと判断するのか。

繰り返しになりますが、回答です。御質問に関して、審査においては、大型船舶は係留避泊だけでなく、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると、東海第二発電

所に漂流してこないことを確認しております。

また、緊急避難だけでなく、仮に退避途中で故障等が発生し漂流しても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると、東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。

タンクについては、地震又は津波の波力により損壊もしくは滑動し、漂流する可能性があるが、漂流物となったとしても、設置位置及び流況を考慮すると津波防護施設等の健全性、非常用海水ポンプの取水性に影響を与える漂流物とはならないことを確認しております。

次の質問です。北東からの津波あるいは沿岸に沿って南下する流向で、漂流物が敷地に向かうことはないかと断言できるのか。

回答です。御質問に関して、審査においては、基準津波に対して安全機能が損なわれる恐れがない設計とすることを確認しております。茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区に停泊中又は付近を航行中の大型船舶についても、基準津波襲来時の時の流速及び流向の経時変化を踏まえると、東海第二発電所に漂流してこないことを確認しています。また、申請者においても、基準津波以外の津波についても流速及び流向の経時変化を確認されております。

次の質問です。少し端折って、必ずしも「流向」に沿って漂流する等は考えられないが、それでも規制委員会は申請者のように水粒子の流向通りに漂流していくと考えているのか。という御質問に対して。

回答です。御質問に関して、審査においては、基準津波の遡上解析結果による流速及び流向の経時変化を踏まえると、東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。

次の質問です。基準津波の波源に基づく津波からシミュレーションされる波速、流向は、ひとつのシミュレーションでしかないことを認めるのか。という御質問に対して。

規制委員会は、津波評価の内容について審査した結果、本申請による基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、策定されていることを確認し、解釈別記3の規定に適合しており、妥当であると判断しております。

御質問に関して、審査においては、基準津波に対して安全機能が損なわれる恐れがない設計とすることを確認しております。

また、申請者において、基準津波以外の津波についても流速及び流向の経時変化を確認されております。

次、請求理由2-3の火山灰濃度に係る事前質問です。

一つ目の質問として、2017年12月の改訂「火山ガイド」を審査に適用しなかった理由を述べられたし、ということ。

回答です。火山影響発生時の体制の整備等については、平成29年11月29日の実用炉規則等の改正により、新たな対策を要求しております。今後、保安規定変更に係る審査において、算出した気中降下火砕物濃度の妥当性及び具体的な着脱式フィルタの運用方法、体制等を確認することとしており、気中降下火砕物への対策については、運転開始までに対策が適切に実施されることを確認するものです。

次の質問です。これはバックフィットの対象かということ、回答です。先ほど回答しましたけれども、現在、保安規定変更の審査中であり、申請内容で不足があれば、体制の整備を求めていくことになります。

次の質問です。申請者は「最適な構造を検討して保安規定認可までに対応を図る」としたが、いつの審査会合でその対応が審査されたのか教えて頂きたいということ。

回答です。日本原電から、当該内容に係る保安規定変更申請や補正がなされておらず、まだ審査は行っておりません。

次の質問です。火山灰の気中濃度に関してですが、規制委員会は申請者の気中濃度の計算について、いつどのような審査を行ったか示されたいということ、先に回答したとおり、算出した気中降下火砕物濃度の妥当性については、今後の保安規定変更に係る審査において確認する予定です。

次です。請求理由2-4、東海再処理施設に係る事前質問です。

質問です。東海再処理施設の影響は審査の対象としない、と判断した明確な証拠を示していただきたい、ということ。

回答です。東海再処理施設は廃止措置中であること、東海第二とは一定の距離を有していること等に加え、東海第二において想定している重大事故等への対策を踏まえれば、東海再処理施設の事故により、東海第二が受ける影響は、十分小さいと工学的に判断しております。

工学的な判断によって、考慮の対象とする周辺原子力施設としなかったため、審査会合の議事録や資料等に記載はありません。

次です。「審査の対象としない」として判断について、に御質問だと思えますけれども、規制委員会の会合等で委員長や委員の発言繰り返し自ら確認していることであるが、「影響

が十分小さい」という理由に、「廃止措置中」をと挙げるのは天に向かって唾する行為である。これを認めるのかという御質問ですが。

回答です。工学的判断は、「廃止措置中であること」等の個別の事実関係の一つだけをもって、それぞれ「影響はない」や「危険は少ない」といった判断を行ったものではなく、それらの事実に加え、東海第二において想定している重大事故等への対策を踏まえ、東海第二が受ける影響は十分小さいと判断したものです。

次の質問です。「影響が十分小さい」とした理由の確認として、数値を含む検討結果を明らかにされたい。ということですが。

先ほど回答したとおりに、工学的判断については、「廃止措置中であること」等の個別の事実関係一つだけをもって、それぞれ「影響はない」や「危険は少ない」といった判断を行ったものではなく、それらの事実に加え、東海第二において想定している重大事故等への対策を踏まえ、東海第二が受ける影響は十分小さいと判断したものです。

次の質問です。東海第二原発の審査書（案）には、「周辺原子力施設」のことも「東海再処理施設」のことも触れられていないと。パブコメを経て、パブコメの回答書で初めて触れられ、すなわち、審査書（案）完成までの審査期間中には「周辺原子力施設」のことも「東海再処理施設」のことも、原子力規制委員会も原子力規制庁も念頭になかった。この事実を認めるのか、ということについて。

回答です。周辺の原子力施設の事故により東海第二が受ける影響は、十分小さいと工学的に判断し、これらの施設は、影響を考慮する施設の対象から外したため、審査会合においても議論しておらず、審査書に記載ありません。

次の質問です。東海第二原発の許認可処分を行った時点での東海再処理施設廃止計画は、その後、補正を繰り返している。東海第二原発の許認可処分を行った時点での東海再処理施設の影響判断と補正が繰り返された現時点での影響判断は状況が違ってきている。改めて、影響の再審査をする用意はあるか、ということ。

回答です。御指摘の「影響判断の状況が違ってきている」の御趣旨が明らかではありませんが、東海再処理施設は廃止措置中であること、東海第二とは一定の距離を有していること等に加え、東海第二において想定している重大事故等への対策を踏まえれば、東海再処理の事故により東海第二が受ける影響は、十分小さいと工学的に判断したものです。

○塚部管理官補佐 原子力規制庁の塚部です。聞こえますか。

請求3-1、ケーブルに係る事前の質問について、お答えさせていただきます。

質問ですが、2018年5月2日に開催された外部で開催されました集会において、ケーブルシースの硬化でありますとか、施設時にありました、ケーブルの損傷事例等について、最終的にどういう確認を行ったかというものが御質問でございます。

回答でございますが、ケーブルについては、運転期間延長の審査基準において点検検査結果による健全性評価の結果、評価対象の電気・計装設備に有意な絶縁低下が生じないこと。

環境認定試験による健全性評価の結果、設計基準事故環境下、及び重大事故環境下において、機能が要求される電気・計装設備に有意な絶縁低下が生じないこととすることを求めておりまして、審査におきましては、事業者が行いました点検検査の結果による健全性評価、環境認定試験による健全性評価の結果の確認を行っております。

御質問のありましたケーブルのシースの硬化に関しましては、事業者の劣化状況評価書におきまして、こちら有機物でございまして、熱、放射線等による硬化が発生する可能性があると記載されておりますが、シースについては主に外的な力からケーブルを保護するためのものでありまして、ケーブルに要求される絶縁機能の確保に対するシースの役割は小さいため、評価上着目する事象としては抽出されていないことを確認しております。

また、御質問のありました建設時のケーブルの損傷事例につきましては、事業者に事実関係を確認いたしまして、事業者からメーカーのほうにも確認いたしまして、絶縁体が損傷したものについて、新品への取替えや補修等を行うことにより、対応を行っていること、運転の保守活動においても健全性を確認しているという確認を確認しております。

最後に、なお、運転期間延長認可申請の審査に当たっては、延べ4回、現地確認、現地調査を行っておりまして、ケーブルにつきましても、現場での敷設状況でありますとか、保守管理の実施状況等について確認を行っております。

以上です。

○渡邊安全規制調整官 以上で事前に提出のあった質問への回答は終了ということですのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後に総代の方から、処分庁への追加質問などありましたら、お願いいたします。

○ 総代の でございます。

もう時間が僅かしかないので、絞り込みますけれども、3点だけよろしいでしょうか。

1点目に地震動について、地盤モデルの減衰定数について、ちょっとお伺いいたします。

東海第二では地盤モデルを作っておりまして、地下15mまでの減衰定数24%、370m地下までは7%としています。さらに留萌地震の想定のおきにはこの7%をさらに拡張して、679mまで、7%だというふうにしています。こういう24%とか、7%という減衰定数というのは、地盤のひずみが非常に大きい、非線形応答レベルの話に見受けられるのですが、これは規制委員会としては正しいものとして確認されているかどうか。

併せて、解放基盤面での剥ぎ取り波解析するとき、反射波のFnを除去するときには、どの地盤定数を使っているのか。それをお答えいただきたい。

2点目です。絞りますけれども、火山規模についてですけれども、赤城山の噴火の想定規模を、日本原電は総噴出量5km³で、火山爆発指数、VEIは5だとしています。他方、町田洋さんらの新編火山灰アトラスを見てみましたところ、VEIは6だと評価されていたものですから、にお聞きしましたら、赤城山総噴出量は25km³というのが学会の定説だというふうにおっしゃっています。したがって、爆発指数はVEI6だということになっているのですが、日本原電の総噴出量の評価が、学会の5分の1の規模とされていることは、規制委員会は確認済みなのかどうか、これがよしとしたのがどうかと。

3点目についてです。保守管理能力について、日本原電は2007年からこれまでの間に、消防車が38回も出動しています。このうち非常用ディーゼルでは、昨年6月に定期試験終了した後で、2Dの燃料ポンプ入り口配管から燃料が漏えいして、消防を呼んでいるんですが、その後、4か月後に、今度は2Cの燃料ポンプ、出口配管から燃料漏えいで消防を呼んでいます。何かの火が引火したら火災になりかねないわけですが、これは報告義務がないとして、原因が公表されずに、NUCIAへの登録もされておられません。

これらの事象というのは、非常用ディーゼル発電機がもう老朽化している証左だと思うんですが、日本原電は、6月に2Dで発生したとき、2Cも点検した。ところが、点検した場所でないところで漏れてしまった。点検方法の改善を考えているということですが、このような配管とか、部品の経年劣化の状況というのが、点検によって事前に防止できるという段階を、状況を超えるようなものであって、保安規定で定期点検をすれば問題なしというようなレベルではないと考えております。規制委員会は、こうした実態を把握されているのか、三つに絞って私のほうからは質問です。

○渡邊安全規制調整官 ありがとうございます。

じゃあ回答を、もしできるころがあれば、まずどうぞ。

○小林管理官補佐 地震・津波審査部門の小林と申します。

一つ目の地盤モデルの減衰定数の件です。先ほど24%を浅いところとして、そして7%を深いところに行っているということですが、まず、これはいわゆる観測のスペクトル比を複数設定、要は解析をして、その平均値を、いわゆる地盤同定解析に基づいて、観測のスペクトル比に合うように、地盤モデルを同定した結果でございます。それで、先ほど御指摘いただいた24%というのは、これは実際は23.6%で、実はこれは減衰定数のいわゆる周波数依存のモデルを使っております、ここの1Hz、1秒のところの値が23.6%になっています。もともとは周波数のべき乗、 α ですけれど、これは-0.75ということで、大体通常の値なのですが、いわゆる周波数依存となっておりまして、これは周波数が高くなると、減衰定数が小さくなるというものでございます。

最終的に、御質問の等価線形解析による履歴減衰ではないかということですが、これはそういった等価線形モデルではなくて、いわゆる線形モデルでの地盤同定解析を行ったの、1Hzの値ということでございます。

以上でございます。

○ すみません。反射波のほうの剥ぎ取り波のところ。

○ 小林管理官補佐 すみません。基本的には、まず地中の記録というのは、上昇波と下降波のE+F波というのがあるんですけど、基本的に剥ぎ取りをしておりますので、要はフリーサーフェス、自由表面を出していますので、基本的には2E波ですね、それをもって、いわゆる剥ぎ取り波というふうに定義しております。

実は、御質問の趣旨がよく分からなかったのですが、もし回答が間違っていて、センスが違っていれば、御指摘いただければと思っています。

○ 剥ぎ取り波は、2%以下ということですか。

○ 小林管理官補佐 そういう意味では剥ぎ取り波について、いま一度御質問を頂戴できればと思っているんですが、どういった趣旨で、ですね。

○ これは基準地震動の策定の基本ですので、ちょっといろいろ再現しようとしたんですけども、この剥ぎ取り波を作るときのFnの反射波のほうの減衰定数がちょっと分からなかった。いろんな書類を見ても出てこなかったものですから、確認でした。

また、ちょっと2%以下だという書類があったら、御提出願います。

○ 小林管理官補佐 そういう意味では、剥ぎ取り波というのは、ここで、通常の審査では、もともとは地盤を解放した形で、トップの表層が解放基盤面として、諸種の地震動評価、断層モデル波とかやっておりますので、今おっしゃられている剥ぎ取り波というのは、何の

波形、要は観測波形ですかね。その観測波形の剥ぎ取り波であれば、地盤モデルで、先ほど言った複数の観測スペクトル比をアベレージして、それに基づいた地盤同定解析に基づいて、地盤が設定されるわけですけど、その減衰定数に基づいた剥ぎ取り解析をしています。剥ぎ取り波は、いわゆる2E波ですよ。E+Fではなくて、地表を解放したということと解析いたしていますが、ちょっとそのあたり、趣旨が分からないのですが、剥ぎ取り波は何の剥ぎ取り波をおっしゃっていますでしょうか。

○ 解放基盤面での基準地震動を策定する際の E_n+F_n から F_n を取り除く際の減衰定数は、具体的にそれぞれの整数において、どの定数を使われているのかを示していただきたいということです。

○ 小林管理官補佐 それはあれでしょうか、基準地震動が策定されて、もしかしたらそれは地盤-建屋の応答解析をするときに、一度引き戻しとか、そういうふうな形をやろうとしたときに、どうなのかということでしょうか。

○ いえ、違います。基準地震動の策定のときの。

○ 小林管理官補佐 そうしましたら、先ほどお伝えしましたとおり、もともとモデルは、解放基盤面の要はGLマイナス、これは380mですか。すみません、私、詳細な数値はあれですけど。解放基盤面において、剥ぎ取っていますので、剥ぎ取りというか、ごめんなさい、そこでモデルを作っていますので、得られた基準地震動というのは、基本的には解放基盤面における2E波です。ですので、剥ぎ取りとか、そういった概念は用いていません。

○ ではいいです。 E_n を算出する際に、反射波の F_n のほうは、どういう減衰定数で算定しているのかという意味です。

○ 小林管理官補佐 すみません。ちょっと多分議論がかみ合っていないと思いますので、どうしましょう。

○ 時間が、もう3時過ぎましたので、別途、2番目、火山灰の噴出量について。

○ 小山田安全規制調整官 地震・津波審査部門の小山田です。

火山灰の規模につきましては、手元に資料がございませんので、また別途対応させていただきます。

○ 塚部管理官補佐 最後に非常用DGの関係で御質問がありましたので、規制庁塚部から回答させていただきます。

劣化状況評価の対象といたしましては、非常用ディーゼル発電機も対象に入っておりまして、それぞれの部材等について想定される劣化事象を考えまして、追加の保全等が必要

かということを確認しております。その上で規制庁、規制委員会として、その評価を確認しております。

今言われたような、日常的な保全で本来担保すべきというところは、こちらの中でやる話でありまして、例えば是正活動でありますとか、保安規定に基づくそういう活動で見られるものだと認識しております。

・ 以上です。

○ ございますでしょうか。

○ 1点だけですけれども、何度も何度も流向と流速と経時変化というこの3点セットが出てきますが、経時変化というのはシミュレーションのことかと思いますが、これのこういうインプット、項目を含めて、相当の数のシミュレーションが出るとは思いますが、その数式も含めて、開示を要求したいと思いますが、どうでございましょうか。

○渡邊安全規制調整官 ちょっと質問というか、今のは御質問というか、御要望ということですかね。

○ どのような項目を、何通りの項目で、何通りのようなシミュレーションを行っているかを質問します。

○日南川技術参与 地震・津波審査部門の技術参与の日南川です。

今、何通りのシミュレーションをしたかというふうな御質問だというふうに思います。私どもが審査をしたのは、基準津波に対して、サイトに影響を与えるか与えないかというふうなところを念頭に審査をしております。

津波の流向が発電所に向かっているときに、漂流物が東海第二発電所に接近すると考えています。流向が、東海第二発電所に向かっている最大の流速と継続時間から漂流物の移動量を算出しておりまして、移動量、津波の流速にあっては時々刻々変化をしておりますが、保守的に最大流速が継続しているものというふうなことで移動量を算出して、漂流物の選定に当たっているというふうなところでございます。

以上でございます。

○ 質問の答えになっていないと思うのですが、インプットする項目は何種類で、常陸那珂港の港に勘案して、どういった項目でシミュレーションをしているのかの確認です。

○日南川技術参与 原子力規制庁の日南川です。

その辺は以前、事前質問の中でお答えをしたように、流速と継続時間を算出しまして、

設定をしているというふうなことでございます。

以上です。

○ 港の形状、その他は入っていないということでございますか。

○日南川技術参与 原子力規制庁の日南川です。

事前質問の中にもありましたように、津波の漂流範囲については5kmというふうなところで、私ども算出をしまして、事前質問の中にも、そういうふうなことが記載をされておりました。5kmの範囲については、様々な調査を行っているというふうなことでございます。

以上です。

○ それは5kmという範囲を示しているだけであって、津波の乱流、1級河川の水量、その他は入っていないということよろしいでございますね。

○日南川技術参与 原子力規制庁の日南川です。

沖に防波堤あたりが設置をされたり、今後計画をされていることもあります。その辺を含めて判断をしているというふうなことでございます。

以上です。

○ これからの計画というんじゃなくて、もう既にある日立港の堤防、沖堤防、その他いろいろな項目を考慮しているのかどうかということですね。

○日南川技術参与 原子力規制庁の日南川です。

今お話ししたように、そのような堤防は考慮しているというふうなことでございます。

以上です。

○ シミュレーションの項目も含めて、開示をすることを要求します。

以上です。

○日南川技術参与 原子力規制庁の日南川です。

審査資料については開示をしていますので、それを御覧にいただければというふうに考えております。

以上です。

○ それは、シミュレーションの結果だけは出ております。分かっております。原電もそれを出しております。シミュレーションの式、インプットの項目を含めて、どの程度の、何通りのシミュレーションかを開示していただきたい。

以上です。

○渡邊安全規制調整官 今、御質問というか、文書開示請求みたいな話になってくると思うんですけど。すみません。審査庁の渡邊ですけれども、それはちょっと今回の口頭意見陳述の質問の趣旨から若干外れると思いますので、もしそのような文書の開示について必要があれば、原子力規制庁のほうに、別途開示請求をかけていただくということもあろうかと思えますけれども、少なくとも私が認識しているのは、事業者から審査において受け取った資料というのは、多分これほぼ、企業秘密とかになっているような部分を除いては、全部公開をされておると思いますので、ちょっと資料の中のどのあたりにそういうことが書いてあるのかというのは、ちょっとすみません、私も資料を見ていないので、よく分からないところありますけれども、もしそれで何か不足しているようなものがあれば、別途文書の開示請求などをかけていただくというのはあるかもしれないんですけども、基本的には、今ホームページなどで出しているものというのが、審査資料の全部だというふうに認識をしております。よろしいですかね。

○ よろしいですか。

○渡邊安全規制調整官 もし1問でも何かあればですけども、もしなければ。

○ 大丈夫でしょうか。

それでは、時間がもう過ぎちゃっていますので。

○渡邊安全規制調整官 からいただいた質問二つですけども、三つあって、一応最後は塚部から御回答させていただいたと思うんですけども、一つ目の地盤関係の話ですね。ちょっと趣旨がいまいち伝わっていなかったところもあったと思うので、お互いにですね。そこについてと、あと火山については、一度こちらのほうにメールか何かで趣旨を書いて送っていただけますか、この2問だけなのですけども。

○ 了解いたしました。

○渡邊安全規制調整官 それについて、こちらのほうからメール等の方法によって、御回答させていただければと思いますので。

○ 分かりました。

○渡邊安全規制調整官 はい。では、窓口の田中のほうにメールで送っていただければと思います。

○ 田中さんでよろしいですね。

○渡邊安全規制調整官 はい。

- [] すみません。私の音声が消えてしまったようなのですけれども。
- 渡邊安全規制調整官 [] ですか。
- [] 総代の [] ですが、こちらボタンを押すのを忘れて、声が出なかったようなんですけれども、ちょっと質問していいですか、もう終わりですか。
- 渡邊安全規制調整官 では、1問だけお願いします。
- [] 1問だけ、簡単です。2018年の6月に東海再処理施設の廃止計画が認可されたわけですよね。それでその認可を踏まえて、9月に東海の許可が下りたということになります。その認可計画書の中に、ガラス固化施設のことは、日程が書いてありまして、いつまでにガラス固化を終えるのだということも、予定の中に入っていたと思うんです。しかし、それが東海第二原発の許可が下りた後に、実際に再処理施設はなかなか動かない、ガラス固化施設は動かないということで、どうも日程が狂ってきているようです。ですから、そのことを先ほど、状況が違ってきている、だから改めて検討する必要があるのではないかというふうに言ったのです。それはどうですか。
- 渡邊安全規制調整官 先ほどの問いの5番ということですよ。
- [] と関連しましてね、時期が単に、ガラス固化施設の計画が狂っているのではないかと。狂った以上は改めて検討すべきじゃないかという。
- 渡邊安全規制調整官 東海第二への影響について検討をすべきじゃないかと、そういう御質問ですよ。
- [] そうです。
- 渡邊安全規制調整官 では、もし回答できるなら、お願いします。
- 角谷安全審査官 原子力規制庁実用炉審査部門の角谷と申します。

東海再処理の影響というところは、先ほど回答を差し上げたとおりに、東海再処理施設が廃止措置中であることとか、東海第二とは一定の距離を有していること等に加えて、東海第二を想定している重大事故等への対策を踏まえれば、東海再処理の事故によって東海第二が受ける影響は十分小さいと、工学的に判断をしております。

一方で、平成30年の11月28日の規制委員会で議論をされた紙があるんですけれども、これは近接の原子力施設からの影響に係る審査についてという紙で、これは9月12日の日に、初めて規制委員会にかけられて、その後、3回議論されて、了承された紙になっております。

この中で、最後、この紙の4番目のところに、周辺原子力施設の状態等に変化がある場

合の対応ということで、申請施設の許認可処分がなされた後に、周辺原子力施設が許認可処分を受けるなどした場合、申請施設の設置者が自発的に周辺原子力施設からの影響を考慮し、追加の対応等に関し、所要の手段を取ることを基本とするが、原子力規制委員会は、必要に応じて申請施設の設置者に対してこれらの検討を求める。この際、手続の期限については個別に検討する。上記にかかわらず申請施設の審査の際、周辺原子力施設からの影響を考慮することが適当と考えられる場合には、原子力規制委員会は当該審査において、当該施設からの影響を考慮する。周辺原子力施設からの影響を考慮する際に必要な情報の入手に関して、対象となる周辺原子力施設設置者から協力を得られるよう、原子力規制委員会は必要な指導等を行うということで、その後の対応についても、この紙に定められていますので、この記載を御確認いただければと思います。

回答は以上です。

○ つまり、認可されたということの意義とか、許可されたということの意義というのは、あまり大したことないということですか。これから先のことで検討していくんだということになっちゃいますね。そう受け取らざるを得ないんですけど。

○角谷安全審査官 当然、許可の時点として、判断はしっかりしております。

原子力規制庁の角谷ですけれども。

それは様々バックフィットとかあるのと一緒で、新しい知見が確認されれば、それはまたさかのぼって、それに適用させるということは、これらに限らず、不断の安全性の追求というのは、これからもなされていくということでございます。

○ そうであれば、もしガラス固化がうまくいかないということになったら、そのことを理由に東海第二原発が動いていたとしても、運転をやめろという命令を出すことができるということですか。

○角谷安全審査官 原子力規制庁の角谷と申します。

少し仮定の話に、今ここで、もしこういうことが起きたら、このような対応を原子力規制委員会が取りますということについては、御回答を差し控えさせていただきたいと思えます。

○渡邊安全規制調整官 よろしいでしょうか。

ちょっと長丁場でしたけれども、これで本件審査請求に関する口頭意見陳述会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 渡邊さん、渡邊さん、すみません。今後のこの審査会合の日程について、ちょ

っと御確認いただきたいんですけども、証拠書類等の提出期限というので、今日、証拠書類を出してくださいということは特になかったと思うんですが、私どもの最後の質問の2点については、田中さんのほうにメールを差し上げると。それと併せて、津波のシミュレーションについては文書開示請求するかどうか、こちらで相談させていただきます。

○渡邊安全規制調整官 これは審査請求とは多分切り離されるということになるかとは思いますが。

○ そうなんですか。

○渡邊安全規制調整官 はい。

○田中調整係長 今後の日程ということですけども、先ほどの2点、御質問がありました件については、文書を送っていただいて、それに回答をするという形になります。証拠提出とかありましたけれども、弁明書をお送りさせていただいた時点で、そのような提出の期限は、もう過ぎているということをお認識しておりますので、そちらからの提出いただくというのは、今回の質問の2点のみと思っております。

手続等については、この意見陳述が終わった後に、審査庁にて裁決書を取りまとめいただきまして、規制庁内で決裁をします。それはちょっと時間がかかると思いますが、少々お待ちくださいということです。

以上です。

○ はい、御苦労さまでした。ありがとうございました。

○渡邊安全規制調整官 どうもありがとうございました。

審査請求人

総代
総代
総代



令和3年2月4日

「東海第二原子力発電所の設置変更の許可等に対する審査請求に係る
口頭意見陳述会」における質問に対する回答について

令和3年1月18日に開催した東海第二原子力発電所の設置変更の許可等に対する審査請求に係る口頭意見陳述会における御質問について、下記のとおり御回答します。

1.

東海第二の地盤モデルの減衰定数について。

日本原電が策定した東海第二発電所の「地盤モデル」では-15mまでの減衰定数は23.6%、-15~370m（解放基盤面の深さ）までの減衰定数を7%としています。さらに震源を特定せず策定する地震動において留萌地震を東海第二発電所に適用する際に使う減衰定数は新たに「留萌モデル」（留萌地震評価用の地盤モデル）を作って、減衰定数は更に深い-679mまで7%としています。

この23.6%とか7%という減衰定数について、

- ・ 「通常、線形では1~2%程度かと認識しており、この地盤モデルの定数はとても大きな値と思いますが、審査ではこれを適切なものと確認されているのですか」
- ・ 「この（非線形時の）減衰定数の値は大きくありませんか」
- ・ 「元の地盤モデルでは解放基盤面以深は減衰定数2%であったのが、震源を特定せず策定する基準地震動の留萌地震を東海第二に適用するときには解放基盤面以深の減衰定数を7%に変更しているのは解放基盤波を小さくしてしまうので如何なものですか？」

回答

東海第二発電所の地震動評価の際に用いる地盤モデルは、各種の調査・解析結果を踏まえて、解放基盤表面以浅とそれ以深の二つの地盤モデルに分けて設定されています。具体的に、解放基盤表面以浅（E. L. 8m~E. L. -370m）は地盤同定解析結果を基に、解放基盤表面以深（E. L. -370m~E. L. -1002m）は1000mポリー

ング調査結果を基にそれぞれの地盤物性値が設定され、地震基盤から地表までの地盤モデルが構築されています(図1)。ここに、解放基盤表面以深の地盤モデルの減衰定数については、解放基盤表面から地震基盤までは信岡ほか(2012)、地震基盤以深(E.L.-677m以深)については佐藤ほか(1994)に基づき設定されています。なお、断層モデルを用いた手法による地震動評価では、想定する地震の震源域で発生した同じ地震発生様式の地震の敷地での観測記録で、震源特性、伝播経路特性及び敷地地盤の振動特性を適切に反映した記録を要素地震として適切なものと評価した上で、経験的グリーン関数法により評価されており、地震動評価の際には解放基盤表面以深の地盤モデルは使用されておりません。

- ①解放基盤表面以浅の地盤モデルは、地盤同定解析結果を基に設定した。
- ②解放基盤表面以深の地盤モデルは、1000mボーリングの調査結果を基に設定した。
- ③なお、解放基盤表面以深の最上層のS波速度、P波速度及び密度については、地盤モデルにおける物性値の連続性を考慮し、解放基盤表面以浅の地盤モデルにおける最下層の数値とした。
- ④減衰定数については、解放基盤表面から地震基盤までは信岡ほか(2012)、地震基盤以深については佐藤ほか(1994)に基づき設定した。

▽解放基盤表面(E.L.-370m)

▽地震基盤(E.L.-677m)

設定した地盤モデル

※ E.L. (m)	層厚 (m)	S波速度 (m/s)	P波速度 (m/s)	密度 (g/cm ³)	減衰定数	
					水平	鉛直
① 8.0 5.5 1.0 -7.0 -15.0	2.5	130	280	1.71	0.236f ^{-0.752}	0.203f ^{-0.21}
	4.5	151	403			
	8.0	308	1589			
	8.0	478	1509			
	91.0	477	1753			
-106.0 -168.0 -260.0 -368.0	62.0	557	1742	1.78	0.072f ^{-0.931}	0.203f ^{-0.93}
	92.0	669	2067			
	108.0	756	2256			
	2.0	790	2000			
	107.0	790	2000			
② -370.0 -477.0 -677.0 -737.0 -1002.0	107.0	790	2000	1.85	0.02	0.01
	200.0	840	2110			
	60.0	2750	4740			
	265.0	3220	5550			
	-	3220	5550			

※ G.L. = E.L.8.0m

図1 地震動評価用「地盤モデル」

(東海第二発電所地下構造評価について：日本原子力発電株式会社、平成28年3月10日)

御指摘の解放基盤表面以浅における減衰定数 23.6%及び 7%は、いわゆる周波数依存型の減衰定数 ($h=h_0f^{-\alpha}$) に基づく地盤同定解析により得られた 1Hz における減衰定数 (h_0) となります。ここに、減衰定数の周波数のべき乗 α が 0.752、0.931 を呈することから、10Hz 以上の高周波数側の減衰定数は、1Hz における減衰定数 (23.6%及び 7%) のそれぞれ 1/10 程度以下と小さくなります。地盤同定

解析は、地盤非線形性の影響がない中小地震の地震観測記録に基づき線形解析により実施されており、観測スペクトル比を適切に説明する地盤モデルが設定されています。減衰定数は、等価線形解析により得られた履歴減衰ではありません。

また、御指摘の「震源を特定せず策定する地震動」に係る留萌地震については、同地震の震源近傍に位置する K-NET 港町観測点 (HKD020) の S 波速度 938m/s の基盤層において地震動 (基盤地震動) が評価されていることから、東海第二発電所の地盤特性の影響を考慮して、基盤層 (S 波速度 938m/s) に相当する E. L. -655m に留萌地震の基盤地震動を入力することにより、E. L. -370m の解放基盤表面における地震動が評価されています。上記のとおり、「震源を特定せず策定する地震動」の評価では、E. L. -655m に留萌地震の基盤地震動を入力することから、別途、1000m ボーリング孔の深度 1000m (E. L. -992m) に設置した地震計による地震観測記録を用いて、解放基盤表面以深の地盤モデルについて追加の地盤同定解析により設定された留萌地震評価用の地盤モデルが使用されています (図 2)。

●地盤モデルの同定結果

- ・地震観測記録から求めた伝達関数に、一次元波動論に基づく理論伝達特性を当てはめる逆解析により、地盤モデルを同定した。
- ・減衰定数の初期値は 0.01 (1%) と仮定した。
- ・解析手法は遺伝的アルゴリズムを用い、乱数の初期値を変えた 5 通りの計算結果の平均値を採用した。
- ・解析パラメータについては、山中・石田(1995)を参考に設定した。
- ・得られた結果を以下に示す。
 水平成分 $h(f)=0.022$
 鉛直成分 $h(f)=0.001 \times f^{-1.000}$

同定解析における初期値, 探索範囲, 同定結果

E.L. (m)	層厚 (m)	地層	固定パラメータ			探索範囲		同定結果		
			S波速度 (m/s)	P波速度 (m/s)	密度 (g/cm ³)	減衰定数 $h(f)=h_0 \times f^\alpha$				
						水平	鉛直	水平	鉛直	鉛直
▼ 8.0	2.5	第四系	130	280	1.71	0.23e ^{-0.71f}	0.203f ^{0.71}			
5.5	4.5		151	403	1.66					
1.0	8.0		308	1589	1.66					
-7.0	8.0		478	1569	1.82					
-15.0	2.0		477	1753	1.69					
▼ -17.0	89.0	新第三系	557	1742	1.74	0.012f ^{-0.991}	0.203f ^{0.991}			
-108.0	62.0		557	1742	1.74					
-168.0	24.0		689	2057	1.78					
-192.0	68.0		756	2256	1.82					
-280.0	108.0		790	2000	1.85					
▼ -370.0	2.0	新第三系	790	2000	1.85	0.012f ^{-0.991}	0.203f ^{0.991}			
-478.0	104.0		790	2000	1.85					
-478.0	90.0		825	2124	1.88					
-566.0	89.0		904	2205	2.00					
-655.0	24.0		947	2256	2.07					
△ -679.0	55.0	新第三系	2750	4740	2.65					
-734.0	258.0		3220	5550	2.78					
▼ 992.0	-		3220	5550	2.78			$h_0: 0.001 \sim 1.000$ $\alpha: 0.000 \sim 1.000$	$h_0: 0.022$ $\alpha: 0.000$	$h_0: 0.001$ $\alpha: 1.000$

▼ 地震計位置 ▼ 解放基盤表面 △ 地震基盤

図 2 留萌地震評価用「地盤モデル」
 (東海第二発電所震源を特定せず策定する地震動について：
 日本原子力発電株式会社、平成 28 年 10 月 14 日)

審査においては、地震動評価の際に用いる各地盤モデルの妥当性を確認しております。

2.

基準地震動の2E波の策定の際に、照射用地震動の観測記録から解放基盤面以浅からの反射波Fnを除く際にどのような減衰定数を用いているのですかについて

日本原電が経験的グリーン関数法で使った中小地震記録が敷地地表面の記録か、解放基盤面相当の深さで観測された記録か定かでなく、

- ①地中の観測記録であればE_n+F_nから解放基盤波(2E)に変換する
- ②地表面での観測記録であればE₁+F₁から解放基盤波(2E)に変換するという作業をされると思います。

基準地震動策定の際に上記①地中観測記録であれ、②地表観測記録であれ、いずれにせよ地盤モデルによる減衰定数が必要でしょうから、どの方法でどういふ減衰定数を使ってやっているのかが審査資料で探しても見当たらないので教えて頂きたい。

【回答】

東海第二発電所の断層モデルを用いた手法による地震動評価では、震源近傍で発生した適切な要素地震の観測記録が敷地で得られていることを踏まえて、経験的グリーン関数法に基づく地震動評価が行われています。経験的グリーン関数法では、要素地震波としてE.L.-372mの地震観測記録から適切な観測地震動(E+F波)を選定し、E.L.-370mの解放基盤表面におけるはぎとり解析により得られた解放基盤波(2E波)を用いて波形合成を行っています。はぎとり解析では、解放基盤表面以浅(E.L. 8m~E.L.-370m)の地盤モデル(図1)が用いられております。

審査においては、経験的グリーン関数法に用いる要素地震波(解放基盤波(2E波))の妥当性を確認しております。

3.

赤城山噴火の想定規模を日本原電は総噴出量 5 キロ立方メートルで火山爆発指数は「VEI5」であるとしています。

他方、町田洋さんらの『新編 火山灰アトラス』を見ていたところ、赤城鹿沼噴火 (Ag-KP) は「VEI6」と評価されていたことから [] にお聞きしたところ、火山学会での赤城山の総噴出量は 25 キロ立方メートルというのが学会の定説ですので火山爆発指数は「VEI6」とのことでした。

日本原電の層噴出量が学会評価の 1/5 の規模で評価されていることは規制委員会は確認済みで、これで良しとしたのかを確認しておきたい。

【回答】

降下火砕物の影響評価においては、施設の設計荷重の元となる最大層厚の妥当性を審査しています。最大層厚は、降下火砕物の分布状況や降下火砕物シミュレーション結果等により評価されていますが、そのシミュレーションでは、噴出量がパラメータとして用いられています。

申請者は当初、鈴木(1990)による 25km³を降下火砕物シミュレーションに用いる噴出量としていました。この文献は、町田・新井編「新編火山灰アトラス」に引用されているものです。

規制委員会は、この 25km³については、最新の知見に基づくものではなく、また、当該文献では、噴出量の総体積とされており火山灰以外の溶岩流も含まれた値であることから、申請者に再検討を求め、その結果、より精緻な赤城鹿沼テフラの等層厚線図を示す最新の知見である山元(2013)及び山元(2016)に基づく 5km³に見直されました。この噴出量及び平均的な風向・風速を用いた降下火砕物シミュレーションの結果は、最新の文献調査及び地質調査の結果である降下火砕物の等層厚線図と整合的であることを確認し、妥当であると判断しています。

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 地震・津波審査部門／実用炉審査部門
東海第二原子力発電所設置変更許可等処分担当